日　本　大　学　学　則

第１章　総　　則

第１節　目的及び使命

第１条　本大学は，日本精神にもとづき，道統をたつとび，憲章にしたがい，自主創造の気風をやしない，文化の進展をはかり，世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第２条　本大学は，広く知識を世界にもとめて，深遠な学術を研究し，心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第２節　大学組織

第３条　本大学は，学部及び大学院をもって，これを組織する。

２　本大学の学部及び学科は，次のとおりである。

学部名	学科名
法学部	法律学科　政治経済学科 新聞学科　経営法学科 公共政策学科
文理学部	哲学科　史学科 国文学科　中国語中国文化学科 英文学科　ドイツ文学科 社会学科　社会福祉学科 教育学科　体育学科 心理学科　地理学科 地球科学科　数学科 情報科学科　物理学科 生命科学科　化学科
経済学部	経済学科　産業経営学科 金融公共経済学科
商学部	商業学科　経営学科 会計学科

芸術学部	写真学科　映画学科 美術学科　音楽学科 文芸学科　演劇学科 放送学科　デザイン学科
国際関係学部	国際総合政策学科　国際教養学科
危機管理学部	危機管理学科
スポーツ科学部	競技スポーツ学科
理工学部	土木工学科　交通システム工学科 建築学科　海洋建築工学科 まちづくり工学科　機械工学科 精密機械工学科　航空宇宙工学科 電気工学科　電子工学科 応用情報工学科　物質応用化学科 物理学科　数学科
生産工学部	機械工学科　電気電子工学科 土木工学科　建築工学科 応用分子化学科　マネジメント工学科 数理情報工学科　環境安全工学科 創生デザイン学科
工学部	土木工学科　建築学科 機械工学科　電気電子工学科 生命応用化学科　情報工学科
医学部	医学科
歯学部	歯学科
松戸歯学部	歯学科

生物資源科学部	バイオサイエンス学科	動物学科
	海洋生物学科	森林学科
	環境学科	アグリサイエンス学科
	食品開発学科	食品ビジネス学科
	国際共生学科	獣医保健看護学科
	獣医学科	生命農学科
	生命化学科	動物資源科学科
	森林資源科学科	海洋生物資源科学科
	生物環境工学科	食品生命学科
	国際地域開発学科	応用生物科学科
	くらしの生物学科	
薬学部	薬学科	

３　本大学の大学院研究科及び専攻は，次のとおりである。

博士課程（博士後期課程）・修士課程（博士前期課程）

研究科名	専攻名	
	博士前期課程 又は修士課程	博士後期課程 又は博士課程
法学研究科	公法学専攻	公法学専攻
	私法学専攻	私法学専攻
	政治学専攻	政治学専攻
新聞学研究科	新聞学専攻	新聞学専攻
文学研究科	哲学専攻	哲学専攻
	史学専攻	日本史専攻
	国文学専攻	外国史専攻
	中国学専攻	国文学専攻
	英文学専攻	中国学専攻
	ドイツ文学専攻	英文学専攻
	社会学専攻	ドイツ文学専攻

	教育学専攻 心理学専攻 人文地理学専攻	社会学専攻 教育学専攻 心理学専攻
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻 相関理化学専攻	地球情報数理科学専攻 相関理化学専攻
経済学研究科	経済学専攻	経済学専攻
商学研究科	商学専攻 経営学専攻 会計学専攻	商学専攻 経営学専攻 会計学専攻
芸術学研究科	文芸学専攻 映像芸術専攻 造形芸術専攻 音楽芸術専攻 舞台芸術専攻	芸術専攻
国際関係研究科	国際関係研究専攻	国際関係研究専攻
危機管理学研究科	危機管理学専攻	危機管理学専攻
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	スポーツ科学専攻
理工学研究科	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 まちづくり工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 まちづくり工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻

	電子工学専攻 情報科学専攻 物質応用化学専攻 物理学専攻 数学専攻 地理学専攻 量子理工学専攻	電子工学専攻 情報科学専攻 物質応用化学専攻 物理学専攻 数学専攻 地理学専攻 量子理工学専攻
生産工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻
工学研究科	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻
医学研究科		生理系 病理系 社会医学系 内科系 外科系
歯学研究科		歯学専攻
松戸歯学研究科		歯学専攻

生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻
獣医学研究科		獣医学専攻
薬学研究科		薬学専攻
総合社会情報研究科	国際情報専攻 文化情報専攻 人間科学専攻	総合社会情報専攻

専門職学位課程

研究科名	専攻名
法務研究科	法務専攻

４　第２項及び第３項に定める学部及び学科，大学院研究科の課程及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については，別表１に定める。

第３節　教職員及び教授会

第４条　本大学の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

２　教職員に関する規定は，別に定める。

第５条　本大学各学部に教授会を置き，専任教授全員，３名以内の専任准教授代表及び事務局長をもって，これを組織する。

第６条　教授会は，学部長が招集し，その議長となる。

第７条　教授会は，総会員の半数以上の出席によって成立する。

第８条　議長は，議事録を作成し，出席者中２名の署名押印を得るものとする。

第９条　教授会は，次の事項を審議し，学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

①　学生の入学及び卒業に関すること。

②　学位の授与に関すること。

③　前２号に掲げる事項のほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項。

２　前項第３号の事項については，別に定める「学長裁定」による。

３　教授会は，第１項に規定するもののほか，学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し，並びに学長及び学部長の求めに応じ，意見を述べることができる。なお，本大学の諸規程において教授会が審議することと定められている事項については，教授会はこれを審議し，意見を述べなければならない。

４　教授会の意見を集約する必要がある場合は，出席者の過半数によるものとする。

第 10 条　前条の教授会における審議とは，論議・検討することを意味し，決定権を含意するものではない。

第 11 条　教授会は，次の事項について報告を受けるものとする。

①　大学院に関すること。

②　学位論文の審査に関すること。

③　当該学部の予算及び決算に関すること。

④　その他学長及び学部長が必要と認めたこと。

第４節　学生定員

第 12 条　本大学学部の学生定員は，次のとおりである。

第一部

学部名	学科名	毎年入学定員	収容定員
法学部	法律学科	533	2,132
	政治経済学科	350	1,400
	新聞学科	200	800
	経営法学科	200	800
	公共政策学科	250	1,000
	計	1,533	6,132
	哲学科	88	352
	史学科	133	532
	国文学科	133	532
	中国語中国文化学科	70	280
	英文学科	133	532

文理学部	ドイツ文学科	80	320
	社会学科	210	840
	社会福祉学科	60	240
	教育学科	120	480
	体育学科	200	800
	心理学科	130	520
	地理学科	80	320
	地球科学科	80	320
	数学科	73	292
	情報科学科	80	320
	物理学科	70	280
	生命科学科	70	280
	化学科	90	360
	計	1,900	7,600
経済学部	経済学科	916	3,664
	産業経営学科	450	1,800
	金融公共経済学科	200	800
	計	1,566	6,264
商学部	商業学科	666	2,664
	経営学科	350	1,400
	会計学科	250	1,000
	計	1,266	5,064
芸術学部	写真学科	100	400
	映画学科	150	600
	美術学科	60	240
	音楽学科	90	360
	文芸学科	120	480
	演劇学科	126	504

	放送学科	120	480
	デザイン学科	100	400
	計	866	3,464
国際関係学部	国際総合政策学科	383	1,532
	国際教養学科	283	1,132
	計	666	2,664
危機管理学部	危機管理学科	300	1,200
スポーツ科学部	競技スポーツ学科	300	1,200
理工学部	土木工学科	220	880
	交通システム工学科	120	480
	建築学科	250	1,000
	海洋建築工学科	120	480
	まちづくり工学科	100	400
	機械工学科	160	640
	精密機械工学科	140	560
	航空宇宙工学科	120	480
	電気工学科	160	640
	電子工学科	100	400
	応用情報工学科	100	400
	物質応用化学科	200	800
	物理学科	140	560
	数学科	100	400
	計	2,030	8,120
	機械工学科	198	792
	電気電子工学科	176	704
	土木工学科	198	792
	建築工学科	198	792

生産工学部	応用分子化学科	176	704
	マネジメント工学科	176	704
	数理情報工学科	154	616
	環境安全工学科	132	528
	創生デザイン学科	132	528
	計	1,540	6,160
工学部	土木工学科	160	640
	建築学科	190	760
	機械工学科	180	720
	電気電子工学科	180	720
	生命応用化学科	130	520
	情報工学科	190	760
	計	1,030	4,120
医学部	医学科	120	720
歯学部	歯学科	130	780
松戸歯学部	歯学科	130	780
生物資源科学部	バイオサイエンス学科	210	840
	動物学科	136	544
	海洋生物学科	146	584
	森林学科	120	480
	環境学科	130	520
	アグリサイエンス学科	140	560
	食品開発学科	146	584
	食品ビジネス学科	146	584
	国際共生学科	146	584
	獣医保健看護学科	80	320
	獣医学科	120	720
	生命農学科	0	0
	生命化学科	0	0

	動物資源科学科	0	0
	森林資源科学科	0	0
	海洋生物資源科学科	0	0
	生物環境工学科	0	0
	食品生命学科	0	0
	国際地域開発学科	0	0
	応用生物科学科	0	0
	くらしの生物学科	0	0
	計	1,520	6,320
薬学部	薬学科	244	1,464

第二部

法学部	法律学科	200	800

（備考）　第一部は，昼間授業，第二部は，夜間授業とする。

２　本大学大学院研究科の学生定員は，次のとおりである。

博士課程（博士後期課程）・修士課程（博士前期課程）

研究科名	専攻名	毎年入学定員	収容定員
法学研究科	公法学専攻（博士前期課程）	30	60
	私法学専攻（博士前期課程）	30	60
	政治学専攻（博士前期課程）	15	30
	公法学専攻（博士後期課程）	4	12
	私法学専攻（博士後期課程）	4	12
	政治学専攻（博士後期課程）	4	12
新聞学研究科	新聞学専攻（博士前期課程）	10	20
	新聞学専攻（博士後期課程）	3	9
	哲学専攻（博士前期課程）	10	20
	史学専攻（博士前期課程）	20	40
	国文学専攻（博士前期課程）	15	30
	中国学専攻（博士前期課程）	10	20
	英文学専攻（博士前期課程）	20	40
	ドイツ文学専攻（博士前期課程）	5	10

文学研究科	社会学専攻（博士前期課程）	15	30
	教育学専攻（博士前期課程）	10	20
	心理学専攻（博士前期課程）	20	40
	人文地理学専攻（修士課程）	20	40
	哲学専攻（博士後期課程）	3	9
	日本史専攻（博士後期課程）	3	9
	外国史専攻（博士後期課程）	3	9
	国文学専攻（博士後期課程）	3	9
	中国学専攻（博士後期課程）	3	9
	英文学専攻（博士後期課程）	3	9
	ドイツ文学専攻（博士後期課程）	3	9
	社会学専攻（博士後期課程）	3	9
	教育学専攻（博士後期課程）	3	9
	心理学専攻（博士後期課程）	3	9
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻（博士前期課程）	12	24
	相関理化学専攻（博士前期課程）	23	46
	地球情報数理科学専攻（博士後期課程）	2	6
	相関理化学専攻（博士後期課程）	2	6
経済学研究科	経済学専攻（博士前期課程）	30	60
	経済学専攻（博士後期課程）	6	18
商学研究科	商学専攻（博士前期課程）	30	60
	経営学専攻（博士前期課程）	30	60
	会計学専攻（博士前期課程）	30	60
	商学専攻（博士後期課程）	3	9
	経営学専攻（博士後期課程）	5	15
	会計学専攻（博士後期課程）	5	15
芸術学研究科	文芸学専攻（博士前期課程）	20	40
	映像芸術専攻（博士前期課程）	20	40
	造形芸術専攻（博士前期課程）	15	30
	音楽芸術専攻（博士前期課程）	10	20
	舞台芸術専攻（博士前期課程）	10	20
	芸術専攻（博士後期課程）	8	24

国際関係研究科	国際関係研究専攻　（博士前期課程）	10	20
	国際関係研究専攻　（博士後期課程）	3	9
危機管理学研究科	危機管理学専攻　（博士前期課程）	8	16
	危機管理学専攻　（博士後期課程）	3	9
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻　（博士前期課程）	8	16
	スポーツ科学専攻　（博士後期課程）	3	9
理工学研究科	土木工学専攻　（博士前期課程）	40	80
	交通システム工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	建築学専攻　（博士前期課程）	50	100
	海洋建築工学専攻　（博士前期課程）	30	60
	まちづくり工学専攻　（博士前期課程）	15	30
	機械工学専攻　（博士前期課程）	35	70
	精密機械工学専攻　（博士前期課程）	25	50
	航空宇宙工学専攻　（博士前期課程）	25	50
	電気工学専攻　（博士前期課程）	35	70
	電子工学専攻　（博士前期課程）	35	70
	情報科学専攻　（博士前期課程）	15	30
	物質応用化学専攻　（博士前期課程）	40	80
	物理学専攻　（博士前期課程）	25	50
	数学専攻　（博士前期課程）	20	40
	地理学専攻　（博士前期課程）	20	40
	量子理工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	土木工学専攻　（博士後期課程）	5	15
	交通システム工学専攻　（博士後期課程）	5	15
	建築学専攻　（博士後期課程）	5	15
	海洋建築工学専攻　（博士後期課程）	5	15
	まちづくり工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	機械工学専攻　（博士後期課程）	4	12
	精密機械工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	航空宇宙工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	電気工学専攻　（博士後期課程）	5	15
	電子工学専攻　（博士後期課程）	5	15
	情報科学専攻　（博士後期課程）	4	12

	物質応用化学専攻　（博士後期課程）	7	21
	物理学専攻　（博士後期課程）	5	15
	数学専攻　（博士後期課程）	5	15
	地理学専攻　（博士後期課程）	5	15
	量子理工学専攻　（博士後期課程）	5	15
生産工学研究科	機械工学専攻　（博士前期課程）	30	60
	電気電子工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	土木工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	建築工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	応用分子化学専攻　（博士前期課程）	20	40
	マネジメント工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	数理情報工学専攻　（博士前期課程）	10	20
	機械工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	電気電子工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	土木工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	建築工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	応用分子化学専攻　（博士後期課程）	3	9
	マネジメント工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	数理情報工学専攻　（博士後期課程）	3	9
工学研究科	土木工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	建築学専攻　（博士前期課程）	20	40
	機械工学専攻　（博士前期課程）	25	50
	電気電子工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	生命応用化学専攻　（博士前期課程）	30	60
	情報工学専攻　（博士前期課程）	25	50
	土木工学専攻　（博士後期課程）	2	6
	建築学専攻　（博士後期課程）	2	6
	機械工学専攻　（博士後期課程）	2	6
	電気電子工学専攻　（博士後期課程）	2	6
	生命応用化学専攻　（博士後期課程）	2	6
	情報工学専攻　（博士後期課程）	2	6

医学研究科	生理系（博士課程）	12	48
	病理系（博士課程）	6	24
	社会医学系（博士課程）	8	32
	内科系（博士課程）	16	64
	外科系（博士課程）	22	88
歯学研究科	歯学専攻（博士課程）	30	120
松戸歯学研究科	歯学専攻（博士課程）	30	120
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻（博士前期課程）	27	54
	生物資源利用科学専攻（博士前期課程）	22	44
	応用生命科学専攻（博士前期課程）	22	44
	生物環境科学専攻（博士前期課程）	22	44
	生物資源経済学専攻（博士前期課程）	22	44
	生物資源生産科学専攻（博士後期課程）	6	18
	生物資源利用科学専攻（博士後期課程）	5	15
	応用生命科学専攻（博士後期課程）	5	15
	生物環境科学専攻（博士後期課程）	5	15
	生物資源経済学専攻（博士後期課程）	5	15
獣医学研究科	獣医学専攻（博士課程）	6	24
薬学研究科	薬学専攻（博士課程）	5	20
総合社会情報研究科	国際情報専攻（博士前期課程）	30	60
	文化情報専攻（博士前期課程）	30	60
	人間科学専攻（博士前期課程）	30	60
	総合社会情報専攻（博士後期課程）	9	27

専門職学位課程

法務研究科	法務専攻（専門職学位課程）	60	180

第５節　学年・学期及び休業日

第 13 条　学年は，毎年４月１日に始まり，翌年３月 31 日に終わる。

第 14 条　学期は，次のとおりとする。ただし，事情によって異なる場合がある。

前学期　４月１日から９月 30 日まで

後学期　10 月１日から３月 31 日まで

第 15 条　休業日は，次のとおりとする。ただし，休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

①　日曜日

②　国民の祝日に関する法律に規定する休日

③　本学創立記念日（10 月４日）

④　春季休業　３月 11 日から３月 31 日まで

⑤　夏季休業　７月 11 日から９月 10 日まで

⑥　冬季休業　12 月 21 日から翌年１月 10 日まで

２　休業日の変更及び臨時の休業日については，そのつどこれを定める。

第６節　入学・在学・転部・転科・転籍・休学・復学・留学・退学及び除籍

第 16 条　入学の時期は，学年の始め又は学期の始めとする。

第 17 条　学部に入学できる者は，次の各号のいずれかに該当する資格を持ち，本大学の選抜試験に合格した者とする。

①　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

②　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

③　外国において学校教育による 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

④　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑤　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

⑥　文部科学大臣の指定した者

⑦　高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）

⑦の２　学校教育法第 90 条第２項の規定により大学に入学した者であって，高等学校

卒業程度認定審査規則（令和４年文部科学省令第 18 号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

⑧　学校教育法第 90 条第２項の規定により大学に入学した者であって，本大学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑨　本大学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18 歳に達したもの

２　前項の規定にかかわらず，高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって，本大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものであり，かつ，本大学の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

第 18 条　入学を志願する者は，各学部所定の手続によって願い出るものとする。

第 19 条　入学の選抜試験に合格した者は，所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第 20 条　修業年限とは，本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

２　在学年限とは，本大学において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

３　修業年限は，最低４年とし，在学年限は，８年とする。

４　医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部の修業年限は，最低６年とし，在学年限は，12 年とする。

５　前２項の規定にかかわらず，学生が職業を有している等の事情により，修業年限を超えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認めることができる。

６　第３項の規定にかかわらず，文部科学大臣の定めるところにより，本大学に３年以上在学した者（これに準ずる文部科学大臣の定める者を含む）が，卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には，その卒業を認めることができる。ただし，第 21 条第２項第１号から第４号の資格で編入学した場合は，この規定による卒業は認められない。

第 21 条　編入学とは，他の種類の学校を卒業した者が，教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学することをいう。ただし，大学を卒業した者又は大学に１年以上在学した者が，教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学する場合も編入学とする。

２　学部に編入学できる者は，次の各号のいずれかに該当する資格を持ち，本大学の編

入学試験に合格した者とする。ただし，定員に余裕があり，かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り，選考の上編入学を許可することがある。

① 短期大学（専門職短期大学，外国の短期大学及び我が国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）を卒業した者

② 高等専門学校を卒業した者

③ 高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

④ 専修学校の特定専門課程を修了した者

⑤ 大学（専門職大学，外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）を卒業した者

⑥ 大学（専門職大学，外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）に１年以上在学し，編入学できる学部等が定める単位数を修得している者

３ 編入学を願い出た者については,学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

４ 編入学の選抜試験に合格した者は，学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

５ 編入学の時期は，学年の始め又は学期の始めとする。

６ 編入学の年次は，２年次又は３年次とする。

７ 編入学者の在学年限は，許可された編入学年次に応じ，第 20 条第３項又は第４項に定める在学年限から編入学年次数を控除し，それに１を加えて得た年数とする。

８ 編入学者は，編入学年次の教育課程によって履修するものとする。

９ 編入学者の既修単位は，低年次配当科目を優先し，原則として２年次編入学者は，40 単位，３年次編入学者は，70 単位を基準とし，認定することができる。

10 通信教育部における編入学については，別に定める規程による。

第 22 条 転部とは，所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。なお，法学部における第一部及び第二部間の異動についても転部とする。

２ 転科とは，所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。

３ 転籍とは，通信教育課程を有する学部において，同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。ただし，通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については，転部とする。

４　転部・転科及び転籍できる者は，次の各号に該当する資格を持つものとする。ただし，定員に余裕があり，かつ，在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り，選考の上，許可することがある。

①　本大学に在学中の者で，転部・転科及び転籍できる学部等が定める単位数を修得しているもの

②　人物及び在学中の成績が妥当な者

５　転部・転科及び転籍を願い出た者については，学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

６　転部・転科及び転籍の選考に合格した者は，学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

７　転部・転科及び転籍の時期は，学年の始め又は学期の始めとする。

８　転部・転科及び転籍の年次は，２年次又は３年次とする。ただし，４年次への転籍（同一学科間）は，許可することができる。

９　転部・転科及び転籍した者の在学年限は，許可された転部・転科及び転籍年次に応じ，第 20 条第３項又は第４項に定める在学年限から転部・転科及び転籍が許可された年次数を控除し，それに１を加えて得た年数とする。

10　転部・転科及び転籍した者は，転部・転科及び転籍が許可された年次の教育課程によって履修するものとする。

11　転部・転科及び転籍した場合，既修の授業科目は，異動した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。

12　通信教育部における転部・転科及び転籍については，別に定める規程による。

第 23 条　（削除）

第 24 条　（削除）

第 25 条　休学とは，病気その他やむを得ない事由により，３か月以上修学できない状態のことをいう。

２　復学とは，休学期間満了によって，再び修学することをいう。

３　休学しようとする者は，その事実を証明する書類を添え，保証人連署で願い出て，その許可を得て原則として入学年度を除き，休学することができる。ただし，入学年度の後学期については，修学困難な事由の場合は認めることがある。

４　休学期間は，１学期又は１年とし，通算して在学年限の半数を超えることができない。

５　休学者は，その事由が解消された場合，保証人連署で願い出て，許可を得て復学することができる。

６　休学者は，学期の始めでなければ復学することができない。

７　休学期間は，在学年限に算入し，修業年限には算入しない。

第 26 条　（削除）

第 27 条　留学とは，本大学が教育上有益と認めたときは，休学することなく，外国の大学において，許可を得て一定期間修学することをいう。

２　留学の期間は，修業年限に算入する。

第 28 条　退学とは，在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には，その手続により，次のものがある。

①　病気その他やむを得ない事由による，学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし，その事実を証明する書類を添え，保証人連署で退学願を提出して，許可を受けなければならない。

②　学生が死亡したことによる，保証人からの届出によるもの

③　第 30 条に基づく除籍によるもの

④　第 76 条及び第 77 条に基づく懲戒によるもの

２　第 36 条に基づく年度の ＧＰＡ が 1.50 未満で，修学指導の結果，改善が見込まれないと判断した場合は，退学勧告を行う。

第 29 条　再入学とは，病気その他やむを得ない事由によって退学した者が，当該学部等に再び入学することをいう。

２　病気その他やむを得ない事由によって退学した者が，その事由が解消し，当該学部等に再入学を志望したときは，退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり，かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り，選考の上再入学を許可することがある。この場合には，既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

３　再入学できる者は，次の各号に該当するものとする。

①　本大学に原則として１年以上在学し，再入学しようとする学部等が定める単位数を修得している者

②　病気その他やむを得ない事由で退学した者

③　人物及び在学中の成績が妥当な者

４　除籍によって退学になった者については，事情勘案の上，前項に準じて再入学を認めることができる。

５　再入学の学科については，原則として退学時の学科とする。

６　再入学を願い出た者については,学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

７　再入学の選考に合格した者は，学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

８　再入学の時期は，学年の始め又は学期の始めとする。

９　再入学の年次は，退学時の学年次を原則とするが，修得単位数等の事情により年次を下げて許可することができる。また，学年末の退学者については，修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。

10　再入学者の在学年限は，許可された再入学年次に応じ，第 20 条第３項又は第４項に定める在学年限から再入学年次数を控除し，それに１を加えて得た年数とする。ただし，医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部においては，在学年限を定めることができる。

11　再入学者は，再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし，学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。

12　退学前の既修単位は認定する。ただし，教育課程等の変更により，退学前の既修単位が認定されないことがある。

13　通信教育部における再入学については，別に定める規程による。

第 30 条　除籍とは，学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し，退学させることをいう。

２　次の各号のいずれかに該当する者は，除籍することができる。

①　故なくして学費の納付を怠った者

②　故なくして欠席が長期にわたる者

③　在学年限を超えた者

第 31 条　（削除）

第７節　履修規定

第 32 条　各授業科目の単位数は，１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により計算するものとする。また，教育上必要と認められる場合には，修得すべき単位の一部の修得について，これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

①　講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲で学部又は大学院研究

科が定める時間の授業をもって１単位とする。

② 実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって１単位とする。ただし，芸術学部における個人指導による実技の授業については 15 時間の授業をもって１単位とする。

③ 講義，演習，実験，実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については，その組み合わせに応じ，前２号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって１単位とする。

２ 前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第 32 条の２ 前条に規定する講義，演習，実験，実習又は実技による授業は，文部科学大臣が別に定めるところによって，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 33 条 教育職員の免許状を得ようとする者は，別に定める規定によって教職課程を履修しなければならない。

第 34 条 学業成績は，授業科目ごとに行う試験によって，これを定める。ただし，授業科目によっては，その他の方法で査定することができる。

２ 試験には，平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

① 平常試験とは，当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。

② 定期試験とは，当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。

③ 追試験とは，やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。

④ 再試験とは，受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

３ 追試験及び再試験は，当該学部において必要と認めたときに限り，これを行う。

第 35 条 修学についての所定の条件を備えていない者は，受験資格を失うことがある。

第 36 条 学業成績の判定は，Ｓ，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ及びＥの６種をもってこれを表し，Ｓ（100～90 点），Ａ（89～80 点），Ｂ（79～70 点），Ｃ（69～60 点），Ｄ（59 点以下），Ｅ（履修登録したが成績を示さなかったもの）をもって表し，Ｓ，Ａ，Ｂ，Ｃを合格，Ｄ，Ｅを不合格とする。合格した授業科目については，所定の単位数が与えられる。

２ 第１項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として，総合平均点（Grade

Point Average，以下「ＧＰＡ」という）を用いることができる。

３　前項に定めるＧＰＡは，学業成績のうち，Ｓにつき４，Ａにつき３，Ｂにつき２，Ｃにつき１，Ｄ及びＥにつき０をそれぞれ評価点として与え，各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を，総履修単位数（Ｐ又はＮとして表示された科目を除く）で除して算出する。ＧＰＡは，小数点以下第３位を四捨五入し，小数点以下第２位まで有効とする。

４　第１項の規定にかかわらず，履修登録後，所定の中止手続を取ったものはＰ，修得単位として認定になったものはＮと表示する。

５　ＧＰＡ算出の対象科目は，卒業要件単位数に含まれる授業科目（単位認定科目としてＮと表示された科目を除く）とする。

６　ＧＰＡは，学期のＧＰＡ，年度のＧＰＡ及び入学時からの累積のＧＰＡとする。

７　通年科目は，学期のＧＰＡ算出の際には，後学期のＧＰＡに算入する。

８　授業科目を再履修した場合，累積のＧＰＡ算出の際には，直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし，以前の学業成績及び単位数は算入しない。

９　試験において不正行為を行った場合は，処分を受けた条件に基づき，評価をＥ，評価点はなしとして取り扱う。

第 37 条　各学部を卒業するために必要な最低単位数は,第２章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

２　学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については,当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　前項に定める授業科目の履修については，別に定める。

４　学生が許可を受けて他の大学，専門職大学，短期大学又は専門職短期大学で履修した授業科目の単位については，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

５　前項の規定は，学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

６　学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし，学

部の定めるところにより単位を与えることができる。

7　学生が本大学に入学する前に大学，専門職大学，短期大学又は専門職短期大学において履修した授業科目について修得した単位については，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

8　学生が本大学に入学する前に行った第６項に規定する学修は，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし，学部の定めるところにより単位を与えることができる。

9　第２項，第４項，第５項及び第７項により修得したものとみなす単位並びに第６項及び第８項により与えることのできる単位は，合わせて 60 単位を超えない範囲で，卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第 37 条の２　第 32 条の２に規定する授業によって修得した単位は，60 単位を超えない範囲で，卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第８節　卒業及び学士の学位

第 38 条　第 20 条に定めた修業年限に達し，所定の授業科目及び単位を修得し，卒業した者に学士の学位を授与する。

第 39 条　前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学部名	学科名	専攻分野の名称
法学部	法律学科 政治経済学科 新聞学科 経営法学科 公共政策学科	法学
文理学部	哲学科 史学科 国文学科 中国語中国文化学科 英文学科 ドイツ文学科	文学
	社会学科	社会学
	社会福祉学科	社会福祉学
	教育学科	教育学
	体育学科	体育学
	心理学科	心理学
	地理学科	地理学
	地球科学科	

	数学科 情報科学科 物理学科 生命科学科 化学科	理学
経済学部	経済学科 産業経営学科 金融公共経済学科	経済学
商学部	商業学科 経営学科 会計学科	商学
芸術学部	写真学科 映画学科 美術学科 音楽学科 文芸学科 演劇学科 放送学科 デザイン学科	芸術
国際関係学部	国際総合政策学科 国際教養学科	国際関係
危機管理学部	危機管理学科	危機管理学
スポーツ科学部	競技スポーツ学科	スポーツ科学
理工学部	土木工学科 交通システム工学科 建築学科 海洋建築工学科 まちづくり工学科 機械工学科 精密機械工学科 航空宇宙工学科 電気工学科 電子工学科 応用情報工学科 物質応用化学科	工学
	物理学科 数学科	理学
	機械工学科	

生産工学部	電気電子工学科 土木工学科 建築工学科 応用分子化学科 マネジメント工学科 数理情報工学科 環境安全工学科 創生デザイン学科	工学
工学部	土木工学科 建築学科 機械工学科 電気電子工学科 生命応用化学科 情報工学科	工学
医学部	医学科	医学
歯学部	歯学科	歯学
松戸歯学部	歯学科	歯学
生物資源科学部	バイオサイエンス学科 動物学科 海洋生物学科 森林学科 環境学科 アグリサイエンス学科 食品開発学科 食品ビジネス学科 国際共生学科 獣医保健看護学科 生命農学科 生命化学科 動物資源科学科 森林資源科学科 海洋生物資源科学科 生物環境工学科 食品生命学科 国際地域開発学科 応用生物科学科 くらしの生物学科	生物資源学
	獣医学科	獣医学

薬　　学　　部	薬　　学　　科	薬　　学

第９節　学費及び貸給費

第 40 条　授業料その他所定の学費は,別表２の定めるところにより納付するものとする。

２　編入学・再入学・転部・転科及び転籍の学費の取扱いについては，別に定める。

３　休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては，別に定める。

第 41 条　授業料を分納しようとする者は，事由を述べた書面により，保証人連署で願い出るものとする。

第 42 条　証明手数料等については別表３の定めるところにより納付するものとする。

第 43 条　既納の学費は，いかなる理由があっても返還しない。

第 44 条　停学を命ぜられた学生は，停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第 45 条　学業人物ともに優秀な学生であって，学費支弁の方法のない者には，学費を減免し，又は貸与・給付することがある。

２　減免・貸給費については，別に定める。

第 10 節　委託生及び外国人留学生

第 46 条　国又は公共団体から，一定の在学期間と履修科目とを定めて，入学を願い出た者に対しては，選考の上，委託生として入学を許可することがある。

第 47 条　委託生の入学資格については，第 17 条の規定を準用する。

第 48 条　委託生は，その履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には，願い出によって単位取得証明書を与えることができる。

第 49 条　委託生として４年以上在学し,所属学部における所定の単位を修得した者には,学士の学位を授与する。

第 50 条　委託生の授業料その他本大学に納付するために必要な学費は,委託者から納付するものとする。

第 51 条　外国人留学生の入学･編入学及び再入学については,第６節の規定を準用する。ただし，特別に選考を行い入学を許可することができる。

２　外国人留学生については，学修の必要に応じて第２章に掲げる授業科目の一部に代え又はこれに加えて日本語科目及び日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という）を開設することができる。

３　前項に定める日本語科目等の授業科目については，当該学部の教授会がこれを審議する。

４　帰国生についても第１項及び第２項の規定を準用することができる。

第 52 条　委託生，外国人留学生に関して，本節各条に規定しない事項については，学部学生に関する規定を準用する。

第 11 節　科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生

第 53 条　学部の授業科目中の１科目又は数科目の履修を希望する者に対して，科目等履修生として入学を許可することがある。

２　科目等履修生の出願手続等については，別に定める。

第 54 条　科目等履修生は，履修した授業科目について，試験を受けることができる。試験に合格した者には，所定の単位を与えることができる。

第 55 条　学部の授業科目中の１科目又は数科目の聴講を希望する者に対して，聴講生として入学を許可することがある。

２　聴講生の出願手続等については，別に定める。

第 56 条　国内又は国外の他の大学，専門職大学，短期大学又は専門職短期大学の学生が学部の授業科目の履修を希望するときは，特別聴講学生として入学を許可することがある。

２　特別聴講学生の出願手続等については，別に定める。

第 57 条　各学部において，特殊な事項に関する研究に従事しようとする者に対しては，研究生として入学を許可することがある。

２　研究生は，指導教員の個人指導を受けて研究に従事するものとする。

第 58 条　研究生として入学することができる者は，その学部において選考の上，適当と認められた者に限る。

第 59 条　研究生として入学を志願する者は，所定の出願書類に研究しようとする事項を記載して，学期の始めに願い出るものとする。

第 60 条　研究生の在学年限は，１年とする。ただし，事情によって期間の延長を願い出ることができる。

第 61 条　研究生は，指導教員及び担任教員の承諾を経て，学部の講義・演習及び実験等に出席することができる。

第 62 条　研究生として，相当の成績を示したと認められる者には研究証明書を与える。

第 63 条　研究生に関して，本節各条に規定しない事項については，学部学生に関する規定を準用する。

第12節　教職課程

第64条　本大学に，教職課程を置く。

２　教育職員の免許状を必要とする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則に基づき，本大学に設置する教職課程について，所定の単位を修得しなければならない。

３　教科及び教職に関する科目（各教科の指導法に関する科目，教諭の教育の基礎的理解に関する科目等）は，次のとおりである。

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
国語科教育法Ⅰ	2	2		必修を含め，中学校36単位以上，高等学校28単位以上を履修しなければならない。ただし，高等学校（英語）は32単位以上を履修しなければならない。 各教科教育法については，当該の1教科教育法を必修するものとする。 各教科教育法Ⅲ・Ⅳは，中学校に必修。 ただし，中学校（社会）の場合は，社会科・地理歴史科教育法Ⅰ，社会科・地理歴史科教育法Ⅱ，社会科・公民科教育法Ⅰ及び社会科・公民科教育法Ⅱを必修とする。 また，高等学校（地理歴史）の場合は，社会科・地理歴史科教育法Ⅰ及び社会科・地理歴史科教育法Ⅱを必修とする。 また，高等学校（公民）の場合は，社会科・公民科教育法Ⅰ及び社会科・公民科教育法Ⅱを必修とする。	
国語科教育法Ⅱ	2	2			
国語科教育法Ⅲ	2		2		
国語科教育法Ⅳ	2		2		
社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2		2		
社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2		2		
社会科・公民科教育法Ⅰ	2		2		
社会科・公民科教育法Ⅱ	2		2		
数学科教育法Ⅰ	2	2			
数学科教育法Ⅱ	2	2			
数学科教育法Ⅲ	2		2		
数学科教育法Ⅳ	2		2		
理科教育法Ⅰ	2	2			
理科教育法Ⅱ	2	2			
理科教育法Ⅲ	2		2		
理科教育法Ⅳ	2		2		
音楽科教育法Ⅰ	2	2			

音楽科教育法Ⅱ	2	2				
音楽科教育法Ⅲ	2		2			
音楽科教育法Ⅳ	2		2			
美術科教育法Ⅰ	2	2				
美術科教育法Ⅱ	2	2				
美術科教育法Ⅲ	2		2			
美術科教育法Ⅳ	2		2			
保健体育科教育法Ⅰ	2	2				
保健体育科教育法Ⅱ	2	2				
保健体育科教育法Ⅲ	2		2			
保健体育科教育法Ⅳ	2		2			
英語科教育法Ⅰ	2	2				
英語科教育法Ⅱ	2	2				
英語科教育法Ⅲ	2	2				
英語科教育法Ⅳ	2	2				
中国語科教育法Ⅰ	2	2				
中国語科教育法Ⅱ	2	2				
中国語科教育法Ⅲ	2		2			
中国語科教育法Ⅳ	2		2			
ドイツ語科教育法Ⅰ	2	2				
ドイツ語科教育法Ⅱ	2	2				
ドイツ語科教育法Ⅲ	2		2			
ドイツ語科教育法Ⅳ	2		2			
宗教科教育法Ⅰ	2	2				
宗教科教育法Ⅱ	2	2				
宗教科教育法Ⅲ	2		2			
宗教科教育法Ⅳ	2		2			
技術科教育法Ⅰ	2	2				
技術科教育法Ⅱ	2	2				
技術科教育法Ⅲ	2	2				

技術科教育法Ⅳ	2	2			
工芸科教育法Ⅰ	2	2			
工芸科教育法Ⅱ	2	2			
書道科教育法Ⅰ	2	2			
書道科教育法Ⅱ	2	2			
情報科教育法Ⅰ	2	2			
情報科教育法Ⅱ	2	2			
農業科教育法Ⅰ	2	2			
農業科教育法Ⅱ	2	2			
工業科教育法Ⅰ	2	2			
工業科教育法Ⅱ	2	2			
商業科教育法Ⅰ	2	2			
商業科教育法Ⅱ	2	2			
水産科教育法Ⅰ	2	2			
水産科教育法Ⅱ	2	2			
教育原論	2		2	1科目選択必修	
教育の理念と歴史	2		2		
現代教職論	2	2			
教育制度論	2		2	1科目選択必修	
教育の社会学	2		2		
発達と学習	2		2	1科目選択必修	
教育心理学	2		2		
特別支援教育概論	1	1			
教育課程論	2	2			
道徳教育の理論と方法※	2		2	中学校必修	※高等学校は，「大学が独自に設定する科目」の選択科目。
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	2			
教育方法・ICT活用論	2		2	1科目選択必修	
教授学習論	2		2		
生徒指導・進路指導論	2	2			
教育相談	2	2			

教育実習Ⅰ	4		4	1科目選択必修。ただし，中学校は教育実習Ⅰ必修。	
教育実習Ⅱ	2		2		
教育実習事前・事後指導	1	1			
教職実践演習（中・高）	2	2			

第65条　本大学の学部において，取得できる教員免許状は，次の表に掲げるとおりとする。

1　中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

第一部

学部名	学科名	免許教科の種類	
		中学校一種免許状	高等学校一種免許状
法学部	法律学科	社会	地理歴史　公民
	政治経済学科	社会	地理歴史　公民
	新聞学科	社会	地理歴史　公民
	経営法学科	社会	公民
	公共政策学科	社会	地理歴史　公民
文理学部	哲学科	社会　宗教	公民　宗教
	史学科	社会	地理歴史
	国文学科	国語	国語　書道
	中国語中国文化学科	国語　中国語	国語　中国語
	英文学科	英語	英語
	ドイツ文学科	ドイツ語	ドイツ語
	社会学科	社会	公民
	教育学科	社会	公民
	体育学科	保健体育	保健体育
	地理学科	社会　理科	地理歴史　理科
	地球科学科	理科	理科
	数学科	数学	数学
	情報科学科	数学	数学　情報
	物理学科	理科	理科
	生命科学科	理科	理科
	化学科	理科	理科

経済学部	経済学科	社会	地理歴史　公民　商業
	産業経営学科	社会	公民　商業
商学部	商業学科		商業
	経営学科		商業
	会計学科		商業
芸術学部	美術学科	美術	美術　工芸
	音楽学科	音楽	音楽
	文芸学科	国語	国語
	デザイン学科	美術	美術　工芸
国際関係学部	国際教養学科	英語	英語
理工学部	土木工学科	数学　理科　技術	数学　理科　工業
	交通システム工学科	数学　理科　技術	数学　理科　工業
	建築学科	数学　理科　技術	数学　理科　工業
	海洋建築工学科	技術	工業
	まちづくり工学科		工業
	機械工学科	数学　理科　技術	数学　理科　工業
	精密機械工学科	数学　理科　技術	数学　理科　工業
	航空宇宙工学科	技術	工業
	電気工学科	数学　理科　技術	数学 理科 情報 工業
	電子工学科	技術	情報　工業
	応用情報工学科	数学	数学　情報
	物質応用化学科	理科　技術	理科　工業
	物理学科	数学　理科	数学　理科　情報
	数学科	数学	数学　情報
生産工学部	機械工学科	理科	理科　工業
	電気電子工学科	理科	理科　工業
	土木工学科	理科	理科　工業
	建築工学科	理科	理科　工業
	応用分子化学科	理科	理科　工業
	マネジメント工学科		工業
	数理情報工学科	数学	数学　情報
	環境安全工学科	理科	理科　工業

	創生デザイン学科	理科	理科　工業
工学部	土木工学科	技術	工業
	建築学科	技術	工業
	機械工学科	技術	工業
	電気電子工学科	技術	情報　工業
	生命応用化学科	理科	理科
	情報工学科	数学	数学　情報
生物資源科学部	バイオサイエンス学科	理科	理科　農業
	動物学科	理科	理科
	海洋生物学科	理科	理科　水産
	森林学科	理科	理科　農業
	環境学科	理科	理科
	アグリサイエンス学科	理科	理科　農業
	食品開発学科	理科	理科
	食品ビジネス学科	社会	公民　農業
	国際共生学科	社会	地理歴史　公民
	獣医保健看護学科	理科	理科
	獣医学科	理科	理科

第二部

法学部	法律学科	社会	地理歴史　公民

２　特別支援学校教諭一種免許状

学部名	学科名	免許状の特別支援教育領域
文理学部	教育学科	知的障害者　肢体不自由者　病弱者

第66条　前条の免許状は，所属学部によってその授業科目を限定されることなく，所定の単位の修得によってこれを授与されるものとする。

第67条　所定の単位の修得によって，２種以上の免許状を受けることができる。この場合，同一授業科目についての修得単位は相互の流用が認められる。

第68条　授業科目の種類によっては，教職課程によって修得した単位の若干を，学部において修得すべき単位数の中に含めることができる。

第69条　本大学に，２年以上在学して所定の単位を修得した者には，中学校教諭二種免許状が授与される。

第70条　本大学に，４年以上在学して学士の学位を有し，所定の単位を修得した者には，基礎資格及び修得単位に応じて中学校教諭一種免許状，高等学校教諭一種免許状が授与される。

第71条　普通免許状を有する者で,本大学の所定の単位を修得した者は,基礎資格及び修得単位に応じて特別支援学校教諭一種免許状の授与を受けることができる。

第72条　本大学大学院に，２年以上在学して修士の学位を有し，所定の単位を修得した者には，中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状が授与される。

２　本大学大学院において，取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	免許教科の種類	
		中学校専修免許状	高等学校専修免許状
法学研究科	公法学専攻	社会	公民
	私法学専攻	社会	公民
	政治学専攻	社会	公民
新聞学研究科	新聞学専攻	社会	公民
文学研究科	哲学専攻	社会	公民
	史学専攻	社会	地理歴史
	国文学専攻	国語	国語
	中国学専攻	国語	国語
	英文学専攻	英語	英語
	ドイツ文学専攻	ドイツ語	ドイツ語
	社会学専攻	社会	公民
	教育学専攻	社会　保健体育	公民　保健体育
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻	数学　理科	数学　理科　情報
	相関理化学専攻	理科	理科
経済学研究科	経済学専攻	社会	公民　商業
商学研究科	商学専攻		商業
	経営学専攻		商業
	会計学専攻		商業
芸術学研究科	文芸学専攻	国語	国語
	造形芸術専攻	美術	美術　工芸

	音楽芸術専攻	音楽	音楽
理工学研究科	土木工学専攻		工業
	交通システム工学専攻		工業
	建築学専攻		工業
	海洋建築工学専攻		工業
	機械工学専攻	技術	工業
	精密機械工学専攻	技術	工業
	航空宇宙工学専攻	技術	工業
	電気工学専攻	技術	工業
	電子工学専攻	技術	情報　工業
	情報科学専攻		情報
	物質応用化学専攻	理科	理科　工業
	物理学専攻	理科	理科
	数学専攻	数学	数学
	地理学専攻	理科　社会	理科　地理歴史
	量子理工学専攻	理科	理科
生産工学研究科	機械工学専攻	理科	理科
	電気電子工学専攻	理科	理科
	土木工学専攻		工業
	建築工学専攻		工業
	応用分子化学専攻	理科	理科
	マネジメント工学専攻		工業
	数理情報工学専攻	数学	数学
工学研究科	土木工学専攻		工業
	建築学専攻		工業
	機械工学専攻	技術	工業
	電気電子工学専攻	技術	工業
	生命応用化学専攻	理科	理科
	情報工学専攻	数学	数学
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻	理科	理科
	生物資源利用科学専攻	理科	理科
	応用生命科学専攻	理科	理科
	生物環境科学専攻	理科	理科
	生物資源経済学専攻	社会	公民

第73条　（削除）

第13節　通信教育

第74条　本大学に，通信教育の課程を置く。

２　通信教育に関する規程は，別に定める。

第14節　賞罰

第75条　人物及び学業成績が優秀な者には，授賞することがある。

２　授賞に関する規定は，別に定める。

第76条　学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し，又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条　懲戒は，退学・停学及び訓告の３種とする。

２　前項の退学は，次の各号のいずれかに該当する者について行う。

①　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

②　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

③　正当の理由がなくて出席常でない者

④　大学の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者

３　停学とは，一定期間，授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し，その他の課外活動等についても禁止することをいう。

４　訓告とは，文書で戒めることをいう。

５　懲戒の手続に関する規定は，別に定める。

第15節　寄宿舎

第78条　寄宿舎に関する規定は，別に定める。

第２章　教育課程及び履修方法

第１節　法学部

第 79 条　法学部における各学科の授業科目及びその単位数並びに履修方法は，次のとおりである。卒業に必要な総単位数は，科目区分ごとに履修方法に定めた単位数を含め，総計 124 単位以上を修得しなければならない。

なお,第64条第３項の教科及び教職に関する科目（各教科の指導法に関する科目，教諭の教育の基礎的理解に関する科目等）のうち次の授業科目については，10 単位を限度に卒業に必要な総単位数に算入することができる。

現代教職論，教育原論，発達と学習，教育制度論，教育課程論，生徒指導・進路指導，教育相談

１　全学共通教育科目

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
自主創造の基礎	2		2		
日本を考える	2		2		

２　Ⅰ群　共通科目（各学科共通）

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
キャリア入門	2		2	2単位以上を修得しなければならない。	
キャリア・デザイン	2		2		
キャリア･デベロップメント	2		2		
インターンシップ	2		2		
コンピュータ･リテラシー	2		2		
データサイエンスの世界	2		2		
日本大学の歴史	2		2		
共通科目特論	2		2		
社会貢献	1		1		
日本国憲法	2		2		

３　Ⅱ群　総合科目（各学科共通）

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
哲学Ⅰ	2		2	20単位以上を修得しなければならない。	
哲学Ⅱ	2		2		

論理学Ⅰ	2		2		
論理学Ⅱ	2		2		
倫理学Ⅰ	2		2		
倫理学Ⅱ	2		2		
宗教学Ⅰ	2		2		
宗教学Ⅱ	2		2		
日本文学Ⅰ	2		2		
日本文学Ⅱ	2		2		
世界の文学Ⅰ	2		2		
世界の文学Ⅱ	2		2		
芸術論Ⅰ	2		2		
芸術論Ⅱ	2		2		
日本の前近代Ⅰ	2		2		
日本の前近代Ⅱ	2		2		
日本の近現代Ⅰ	2		2		
日本の近現代Ⅱ	2		2		
アジアの歴史Ⅰ	2		2		
アジアの歴史Ⅱ	2		2		
西洋の歴史Ⅰ	2		2		
西洋の歴史Ⅱ	2		2		
社会思想の歴史Ⅰ	2		2		
社会思想の歴史Ⅱ	2		2		
科学の歴史Ⅰ	2		2		
科学の歴史Ⅱ	2		2		
社会学Ⅰ	2		2		
社会学Ⅱ	2		2		
文化人類学Ⅰ	2		2		
文化人類学Ⅱ	2		2		
地理学Ⅰ	2		2		
地理学Ⅱ	2		2		
環境論Ⅰ	2		2		
環境論Ⅱ	2		2		
教育学Ⅰ	2		2		

教育学Ⅱ	2		2		
心理学Ⅰ	2		2		
心理学Ⅱ	2		2		
精神分析学	2		2		
自然人類学	2		2		
健康科学Ⅰ	2		2		
健康科学Ⅱ	2		2		
体育スポーツ科学Ⅰ	2		2		
体育スポーツ科学Ⅱ	2		2		
数学Ⅰ	2		2		
数学Ⅱ	2		2		
統計学Ⅰ	2		2		
統計学Ⅱ	2		2		
地球科学Ⅰ	2		2		
地球科学Ⅱ	2		2		
生命の科学Ⅰ	2		2		
生命の科学Ⅱ	2		2		
日本の文化A	2		2	外国人留学生のみ履修できる。	
日本の文化B	2		2		
日本の社会A	2		2		
日本の社会B	2		2		
日本の自然A	2		2		
日本の自然B	2		2		
総合講座A	2		2		
総合講座B	2		2		
社会文化論A	2		2		
社会文化論B	2		2		
思想文化論A	2		2		
思想文化論B	2		2		
文章表現演習Ⅰ	2		2		
文章表現演習Ⅱ	2		2		
教養演習A	2		2		
教養演習B	2		2		

4　Ⅲ群　外国語科目（各学科共通）

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
英語A	1		1	外国語科目のうち,英語8単位以上，ドイツ語・フランス語･中国語の中から1か国語6単位以上，計14単位以上を修得しなければならない。 外国人留学生については，日本語8単位以上，英語・ドイツ語・フランス語・中国語の中から1か国語（母国語を除く）6単位以上,計14単位以上を修得しなければならない。また，スペイン語・韓国語・ロシア語は,母国語を除き履修できる。	
英語B	1		1		
英語C	1		1		
英語D	1		1		
英語E	1		1		
英語F	1		1		
英語G	1		1		
英語H	1		1		
人文系英語演習A	1		1		
人文系英語演習B	1		1		
社会系英語演習A	1		1		
社会系英語演習B	1		1		
英検／IELTS ⅠA	1		1		
英検／IELTS ⅠB	1		1		
英検／IELTS ⅡA	1		1		
英検／IELTS ⅡB	1		1		
英検／IELTS ⅢA	1		1		
英検／IELTS ⅢB	1		1		
英検／IELTS ⅣA	1		1		
英検／IELTS ⅣB	1		1		
TOEFL ⅠA	1		1		
TOEFL ⅠB	1		1		
TOEFL ⅡA	1		1		
TOEFL ⅡB	1		1		
TOEFL ⅢA	1		1		
TOEFL ⅢB	1		1		
TOEFL ⅣA	1		1		
TOEFL ⅣB	1		1		
TOEIC ⅠA	1		1		

TOEIC ⅠB	1		1			
TOEIC ⅡA	1		1			
TOEIC ⅡB	1		1			
TOEIC ⅢA	1		1			
TOEIC ⅢB	1		1			
TOEIC ⅣA	1		1			
TOEIC ⅣB	1		1			
CommunicationⅠA	1		1			
CommunicationⅠB	1		1			
CommunicationⅡA	1		1			
CommunicationⅡB	1		1			
CommunicationⅢA	1		1			
CommunicationⅢB	1		1			
CommunicationⅣA	1		1			
CommunicationⅣB	1		1			
ReadingⅠA	1		1			
ReadingⅠB	1		1			
ReadingⅡA	1		1			
ReadingⅡB	1		1			
ReadingⅢA	1		1			
ReadingⅢB	1		1			
WritingⅠA	1		1			
WritingⅠB	1		1			
WritingⅡA	1		1			
WritingⅡB	1		1			
WritingⅢA	1		1			
WritingⅢB	1		1			
国際研修（英）ⅠA	1		1			
国際研修（英）ⅠB	1		1			
国際研修（英）Ⅱ	2		2			
国際研修（英）Ⅲ	2		2			
国際研修（英）Ⅳ	2		2			
国際研修（英）Ⅴ	2		2			

ドイツ語基礎表現A	1		1			
ドイツ語基礎表現B	1		1			
ドイツ語基礎文法A	1		1			
ドイツ語基礎文法B	1		1			
人文系ドイツ語演習A	1		1			
人文系ドイツ語演習B	1		1			
社会系ドイツ語演習A	1		1			
社会系ドイツ語演習B	1		1			
ドイツ語資格試験対策ⅠA	1		1			
ドイツ語資格試験対策ⅠB	1		1			
ドイツ語資格試験対策ⅡA	1		1			
ドイツ語資格試験対策ⅡB	1		1			
ドイツ語資格試験対策ⅢA	1		1			
ドイツ語資格試験対策ⅢB	1		1			
国際研修（独）ⅠA	1		1			
国際研修（独）ⅠB	1		1			
国際研修（独）Ⅱ	2		2			
国際研修（独）Ⅲ	2		2			
コミュニケーション（独）ⅠA	1		1			
コミュニケーション（独）ⅠB	1		1			
コミュニケーション（独）ⅡA	1		1			
コミュニケーション（独）ⅡB	1		1			
コミュニケーション（独）ⅢA	1		1			
コミュニケーション（独）ⅢB	1		1			
ライティング（独）ⅠA	1		1			
ライティング（独）ⅠB	1		1			
ライティング（独）ⅡA	1		1			
ライティング（独）ⅡB	1		1			
フランス語基礎表現A	1		1			
フランス語基礎表現B	1		1			
フランス語基礎文法A	1		1			
フランス語基礎文法B	1		1			
人文系フランス語演習A	1		1			
人文系フランス語演習B	1		1			

社会系フランス語演習A	1		1			
社会系フランス語演習B	1		1			
フランス語資格試験対策ⅠA	1		1			
フランス語資格試験対策ⅠB	1		1			
フランス語資格試験対策ⅡA	1		1			
フランス語資格試験対策ⅡB	1		1			
フランス語資格試験対策ⅢA	1		1			
フランス語資格試験対策ⅢB	1		1			
国際研修（仏）ⅠA	1		1			
国際研修（仏）ⅠB	1		1			
国際研修（仏）Ⅱ	2		2			
国際研修（仏）Ⅲ	2		2			
コミュニケーション（仏）ⅠA	1		1			
コミュニケーション（仏）ⅠB	1		1			
コミュニケーション（仏）ⅡA	1		1			
コミュニケーション（仏）ⅡB	1		1			
コミュニケーション（仏）ⅢA	1		1			
コミュニケーション（仏）ⅢB	1		1			
ライティング（仏）ⅠA	1		1			
ライティング（仏）ⅠB	1		1			
ライティング（仏）ⅡA	1		1			
ライティング（仏）ⅡB	1		1			
中国語基礎表現A	1		1			
中国語基礎表現B	1		1			
中国語基礎文法A	1		1			
中国語基礎文法B	1		1			
人文系中国語演習A	1		1			
人文系中国語演習B	1		1			
社会系中国語演習A	1		1			
社会系中国語演習B	1		1			
中国語資格試験対策ⅠA	1		1			
中国語資格試験対策ⅠB	1		1			
中国語資格試験対策ⅡA	1		1			

中国語資格試験対策ⅡB	1		1			
中国語資格試験対策ⅢA	1		1			
中国語資格試験対策ⅢB	1		1			
国際研修（中）ⅠA	1		1			
国際研修（中）ⅠB	1		1			
国際研修（中）Ⅱ	2		2			
国際研修（中）Ⅲ	2		2			
コミュニケーション（中）ⅠA	1		1			
コミュニケーション（中）ⅠB	1		1			
コミュニケーション（中）ⅡA	1		1			
コミュニケーション（中）ⅡB	1		1			
コミュニケーション（中）ⅢA	1		1			
コミュニケーション（中）ⅢB	1		1			
ライティング（中）ⅠA	1		1			
ライティング（中）ⅠB	1		1			
ライティング（中）ⅡA	1		1			
ライティング（中）ⅡB	1		1			
日本語ⅠA	1		1	外国人留学生のみ履修できる。		
日本語ⅠB	1		1			
日本語ⅡA	1		1			
日本語ⅡB	1		1			
日本語ⅢA	1		1			
日本語ⅢB	1		1			
日本語ⅣA	1		1			
日本語ⅣB	1		1			
スペイン語ⅠA	1		1			
スペイン語ⅠB	1		1			
スペイン語ⅡA	1		1			
スペイン語ⅡB	1		1			
韓国語ⅠA	1		1			
韓国語ⅠB	1		1			
韓国語ⅡA	1		1			

韓国語Ⅱ B	1		1		
国際研修（韓）	2		2		
ロシア語Ⅰ A	1		1		
ロシア語Ⅰ B	1		1		
ロシア語Ⅱ A	1		1		
ロシア語Ⅱ B	1		1		

5　Ⅳ群　体育・健康科目（各学科共通）

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
体育スポーツ実習 A	1		1	2単位以上を修得しなければならない。 ただし,法律学科法曹コースを除く。	
体育スポーツ実習 B	1		1		
体育スポーツ実習 C	2		2		
体育スポーツ健康演習	1		1		

6　Ⅴ群・Ⅵ群・Ⅶ群・Ⅷ群　専門科目

Ⅰ　法律学科

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
Ⅴ群　専門基幹科目				法曹コースは,必修単位数30単位に加えて, Ⅴ群より, 憲法Ⅱ（統治機構） 行政法Ⅱ 民法Ⅱ（物権法） 民法Ⅲ（担保物権法） 民法Ⅳ（債権法総論） 民法Ⅴ（債権法各論） 家族法 商法Ⅱ（会社法Ⅱ） 民事訴訟法Ⅱ 刑法Ⅱ 刑事訴訟法Ⅱ を必修とし，36単位以上, Ⅵ群より4単位以上, Ⅶ群より, 憲法基礎演習 民法基礎演習 刑法基礎演習 を必修とし，14単位以上, 全学共通教育科目,Ⅴ群及びⅥ群より4単位以上, 合計88単位以上を修得しなければならない。	
法学Ⅰ	2	2			
法学Ⅱ	2		2		
憲法Ⅰ（人権）	4	4			
憲法Ⅱ（統治機構）	4		4		
行政法Ⅰ	4	4			
行政法Ⅱ	4		4		
民法Ⅰ（民法総則）	4	4			
民法Ⅱ（物権法）	2		2		
民法Ⅲ（担保物権法）	2		2		
民法Ⅳ（債権法総論）	4		4		
民法Ⅴ（債権法各論）	4		4		
民法Ⅵ（親族法）	2		2		
民法Ⅶ（相続法）	2		2		
家族法	2		2		

商法Ⅰ（会社法Ⅰ）	4	4		総合法コースは，必修単位数30単位に加えて， Ⅴ群より， 法学Ⅱ 憲法Ⅱ（統治機構） 行政法Ⅱ 民法Ⅱ（物権法） 民法Ⅲ（担保物権法） 民法Ⅳ（債権法総論） 民法Ⅴ（債権法各論） 民法Ⅵ（親族法） 民法Ⅶ（相続法） 商法Ⅱ（会社法Ⅱ） 商法Ⅲ（商取引法） 商法Ⅳ（支払システム法） 商法Ⅴ（保険法） 民事訴訟法Ⅱ 民事執行・保全法 刑法Ⅱ 刑事訴訟法Ⅱ のうちから8単位以上， Ⅵ群より， Ⅰ類4単位以上， Ⅱ類4単位以上， Ⅲ類4単位以上， Ⅶ群より， 公法演習（憲法）Ⅰ 公法演習（行政法）Ⅱ 民事法演習（要件事実）Ⅰ 民事法演習（判例演習）Ⅱ 民事法演習（会社法）Ⅲ 民事法演習（商法）Ⅳ 民事法演習（不動産・商業登記法）Ⅴ 民事法演習（民事手続法）Ⅵ 刑事法演習Ⅰ 刑事法演習Ⅱ 刑事法演習Ⅲ 刑事法演習Ⅳ ゼミナール のうちから8単位以上を含む計14単位以上， 全学共通教育科目，Ⅴ群及びⅥ群より22単位以上， 合計86単位以上を修得しなければならない。	
商法Ⅱ（会社法Ⅱ）	4		4		
商法Ⅲ（商取引法）	2		2		
商法Ⅳ（支払システム法）	2		2		
商法Ⅴ（保険法）	2		2		
民事訴訟法Ⅰ	4	4			
民事訴訟法Ⅱ	2		2		
民事執行・保全法	4		4		
刑法Ⅰ	4	4			
刑法Ⅱ	4		4		
刑事訴訟法Ⅰ	4	4			
刑事訴訟法Ⅱ	4		4		
Ⅵ群　専門展開科目					
Ⅰ　類					
法哲学Ⅰ	2		2		
法哲学Ⅱ	2		2		
ローマ法Ⅰ	2		2		
ローマ法Ⅱ	2		2		
日本法制史Ⅰ	2		2		
日本法制史Ⅱ	2		2		
東洋法制史Ⅰ	2		2		
東洋法制史Ⅱ	2		2		
西洋法制史Ⅰ	2		2		
西洋法制史Ⅱ	2		2		
法思想史Ⅰ	2		2		
法思想史Ⅱ	2		2		
Ⅱ　類					
外国法A（英米）Ⅰ	2		2		
外国法A（英米）Ⅱ	2		2		
外国法A（独仏・EU）Ⅰ	2		2		
外国法A（独仏・EU）Ⅱ	2		2		

外国法A（アジア）	2		2			
外国法B（英米）Ⅰ	2		2			
外国法B（英米）Ⅱ	2		2			
外国法B（独仏・EU）Ⅰ	2		2			
外国法B（独仏・EU）Ⅱ	2		2			
外国法B（アジア）	2		2			
Ⅲ　類						
税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2		2			
税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2		2			
税法ⅡA（所得税法）	2		2			
税法ⅡB（法人税法）	2		2			
税法ⅢA（資産税法）	2		2			
税法ⅢB(消費・諸税法)	2		2			
国際関係法〔公法系〕AⅠ	2		2			
国際関係法〔公法系〕AⅡ	2		2			
国際関係法〔公法系〕BⅠ	2		2			
国際関係法〔公法系〕BⅡ	2		2			
国際関係法〔私法系〕AⅠ	2		2			
国際関係法〔私法系〕AⅡ	2		2			
国際関係法〔私法系〕BⅠ	2		2			
国際関係法〔私法系〕BⅡ	2		2			
倒産法Ⅰ	2		2			
倒産法Ⅱ	2		2			
労働法Ⅰ	2		2			
労働法Ⅱ	2		2			
経済法Ⅰ	2		2			
経済法Ⅱ	2		2			
知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ	2		2			
知的財産法A（特許・実用新案）Ⅱ	2		2			
知的財産法B（意匠）	2		2			
知的財産法C（商標・不正競争）	2		2			
知的財産法D（著作権）Ⅰ	2		2			
知的財産法D（著作権）Ⅱ	2		2			

知的財産法E（関連条約）Ⅰ	2		2			
知的財産法E（関連条約）Ⅱ	2		2			
環境法	2		2			
Ⅳ　類						
地方自治法Ⅰ	2		2			
地方自治法Ⅱ	2		2			
比較憲法Ⅰ	2		2			
比較憲法Ⅱ	2		2			
経済刑法Ⅰ	2		2			
経済刑法Ⅱ	2		2			
少年法Ⅰ	2		2			
少年法Ⅱ	2		2			
刑事政策Ⅰ	2		2			
刑事政策Ⅱ	2		2			
法医学Ⅰ	2		2			
法医学Ⅱ	2		2			
経済行政法Ⅰ	2		2			
経済行政法Ⅱ	2		2			
社会保障法Ⅰ	2		2			
社会保障法Ⅱ	2		2			
金融商品取引法Ⅰ	2		2			
金融商品取引法Ⅱ	2		2			
金融法Ⅰ	2		2			
金融法Ⅱ	2		2			
法律外国語AⅠ	1		1			
法律外国語AⅡ	1		1			
法律外国語BⅠ	1		1			
法律外国語BⅡ	1		1			
ジェンダーと法Ⅰ	2		2			
ジェンダーと法Ⅱ	2		2			
消費者法	2		2			
不動産法	2		2			
政治学原論	2		2			

現代政治理論	2		2		
ミクロ経済学Ⅰ	2		2		
マクロ経済学Ⅰ	2		2		
国際経済論Ⅰ	2		2		
国際経済論Ⅱ	2		2		
Ⅶ群　専門演習関連科目					
憲法基礎演習	2		2		
民法基礎演習	2		2		
刑法基礎演習	2		2		
法学演習AⅠ	2		2		
法学演習AⅡ	2		2		
法学演習BⅠ	2		2		
法学演習BⅡ	2		2		
公法演習（憲法）Ⅰ	4		4		
公法演習（行政法）Ⅱ	4		4		
民事法演習（要件事実）Ⅰ	4		4		
民事法演習（判例演習）Ⅱ	4		4		
民事法演習（会社法）Ⅲ	4		4		
民事法演習（商法）Ⅳ	4		4		
民事法演習（不動産・商業登記法）Ⅴ	4		4		
民事法演習（民事手続法）Ⅵ	4		4		
刑事法演習Ⅰ	4		4		
刑事法演習Ⅱ	4		4		
刑事法演習Ⅲ	4		4		
刑事法演習Ⅳ	4		4		
ゼミナール	8		8		
Ⅷ群　教職課程教科専門科目					
日本史概論Ⅰ	2		2		
日本史概論Ⅱ	2		2		
東洋史概論Ⅰ	2		2		
東洋史概論Ⅱ	2		2		
西洋史概論Ⅰ	2		2		
西洋史概論Ⅱ	2		2		

人文地理学概論Ⅰ	2		2		
人文地理学概論Ⅱ	2		2		
自然地理学概論Ⅰ	2		2		
自然地理学概論Ⅱ	2		2		
地誌学概論Ⅰ	2		2		
地誌学概論Ⅱ	2		2		
哲学概論Ⅰ	2		2		
哲学概論Ⅱ	2		2		
倫理学概論Ⅰ	2		2		
倫理学概論Ⅱ	2		2		

Ⅱ　政治経済学科					
授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
Ⅴ群　専門基幹科目				必修単位数36単位を含め，合計76単位以上を修得しなければならない。	
Ⅰ　類					
政治学Ⅰ	2	2		国際政治経済コースは， Ⅵ群 Ⅰ類より， 国際関係論Ⅰ 国際関係史Ⅰ 西洋政治史Ⅰ 西洋政治史Ⅱ を必修とし， 国際関係論Ⅱ 平和学 国際関係史Ⅱ 国際経済論Ⅰ 国際経済論Ⅱ 国際金融論Ⅰ 国際金融論Ⅱ アメリカ政治論 アメリカ経済論 ヨーロッパ政治論Ⅰ ヨーロッパ政治論Ⅱ ヨーロッパ経済論 アジア政治論 地域研究 アジア経済論 のうちから8単位以上， 計16単位以上， Ⅱ類～Ⅳ類より8単位以上， Ⅴ類より8単位以上， Ⅶ群より8単位以上を修得しなければならない。	
政治学Ⅱ	2	2			
経済学Ⅰ	2	2			
経済学Ⅱ	2	2			
政治経済研究入門	2	2			
Ⅱ　類					
国際政治学Ⅰ	2	2			
国際政治学Ⅱ	2	2			
Ⅲ　類					
日本政治論Ⅰ	2	2			
日本政治論Ⅱ	2	2			
Ⅳ　類					
行政学Ⅰ	2	2			

行政学Ⅱ	2	2		日本政治経済コースは, Ⅵ群 Ⅰ類・Ⅲ類・Ⅳ類より8単位以上, Ⅱ類より, 日本政治史Ⅰ 日本政治史Ⅱ 日本政治思想史Ⅰ 経済史 を必修とし, 日本政治思想史Ⅱ 日本政治過程論 国会論 日本経済論Ⅰ 日本経済論Ⅱ のうちから8単位以上, 計16単位以上, Ⅴ類より8単位以上, Ⅶ群より8単位以上を修得しなければならない。 地方行財政コースは, Ⅵ群 Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅳ類より8単位以上, Ⅲ類より, 地方自治論Ⅰ 公共経済学Ⅰ 地方財政論Ⅰ 地方財政論Ⅱ を必修とし, 地方自治論Ⅱ 公共選択論 公共経済学Ⅱ 経済政策論 地域開発論 産業立地論 のうちから8単位以上, 計16単位以上, Ⅴ類より8単位以上, Ⅶ群より8単位以上を修得しなければならない。 政治経済理論コースは, Ⅵ群 Ⅰ類～Ⅲ類より8単位以上, Ⅳ類より, 西洋政治思想史Ⅰ 西洋政治思想史Ⅱ 比較政治学	
Ⅴ類					
政治学原論	2	2			
現代政治理論	2	2			
ミクロ経済学Ⅰ	2	2			
マクロ経済学Ⅰ	2	2			
Ⅵ群　専門展開科目					
Ⅰ類					
国際関係論Ⅰ	2		2		
国際関係論Ⅱ	2		2		
平和学	2		2		
国際関係史Ⅰ	2		2		
国際関係史Ⅱ	2		2		
国際経済論Ⅰ	2		2		
国際経済論Ⅱ	2		2		
国際金融論Ⅰ	2		2		
国際金融論Ⅱ	2		2		
西洋政治史Ⅰ	2		2		
西洋政治史Ⅱ	2		2		
アメリカ政治論	2		2		
アメリカ経済論	2		2		
ヨーロッパ政治論Ⅰ	2		2		
ヨーロッパ政治論Ⅱ	2		2		
ヨーロッパ経済論	2		2		
アジア政治論	2		2		
地域研究	2		2		
アジア経済論	2		2		

Ⅱ　類				財政学Ⅰ を必修とし， 比較政党論 政治制度論 政治社会学 選挙制度論 政治過程論 立法過程論 政治哲学Ⅰ 政治哲学Ⅱ 計量政治学 ミクロ経済学Ⅱ マクロ経済学Ⅱ 財政学Ⅱ 経済思想史Ⅰ 経済思想史Ⅱ 計量経済学 のうちから8単位以上， 計16単位以上， Ⅴ類より8単位以上， Ⅶ群より8単位以上を修得しなければならない。	
日本政治史Ⅰ	2		2		
日本政治史Ⅱ	2		2		
日本政治思想史Ⅰ	2		2		
日本政治思想史Ⅱ	2		2		
日本政治過程論	2		2		
国会論	2		2		
日本経済論Ⅰ	2		2		
日本経済論Ⅱ	2		2		
経済史	2		2		
Ⅲ　類					
地方自治論Ⅰ	2		2		
地方自治論Ⅱ	2		2		
公共選択論	2		2		
公共経済学Ⅰ	2		2		
公共経済学Ⅱ	2		2		
地方財政論Ⅰ	2		2		
地方財政論Ⅱ	2		2		
経済政策論	2		2		
地域開発論	2		2		
産業立地論	2		2		
Ⅳ　類					
西洋政治思想史Ⅰ	2		2		

西洋政治思想史Ⅱ	2		2		
比較政治学	2		2		
比較政党論	2		2		
政治制度論	2		2		
政治社会学	2		2		
選挙制度論	2		2		
政治過程論	2		2		
立法過程論	2		2		
政治哲学Ⅰ	2		2		
政治哲学Ⅱ	2		2		
計量政治学	2		2		
ミクロ経済学Ⅱ	2		2		
マクロ経済学Ⅱ	2		2		
財政学Ⅰ	2		2		
財政学Ⅱ	2		2		
経済思想史Ⅰ	2		2		
経済思想史Ⅱ	2		2		
計量経済学	2		2		
Ⅴ類					
法学Ⅰ	2	2			
憲法A（人権）	2	2			
憲法B（統治機構）	2	2			
行政法Ⅰ	4		4		
行政法Ⅱ	4		4		
刑事法Ⅰ	2		2		
刑事法Ⅱ	2		2		
民法総則	2		2		
物権・担保物権法	2		2		
債権法総論	2		2		

債権法各論	2		2			
民法Ⅵ（親族法）	2		2			
民法Ⅶ（相続法）	2		2			
商法Ⅰ（会社法Ⅰ）	4		4			
国際関係法〔公法系〕AⅠ	2		2			
国際関係法〔公法系〕AⅡ	2		2			
地方自治法Ⅰ	2		2			
地方自治法Ⅱ	2		2			
Ⅶ群　専門演習関連科目						
政治経済演習Ⅰ	4		4			
政治経済演習Ⅱ	4		4			
ゼミナール	8		8			
Ⅷ群　教職課程教科専門科目						
日本史概論Ⅰ	2		2			
日本史概論Ⅱ	2		2			
東洋史概論Ⅰ	2		2			
東洋史概論Ⅱ	2		2			
西洋史概論Ⅰ	2		2			
西洋史概論Ⅱ	2		2			
人文地理学概論Ⅰ	2		2			
人文地理学概論Ⅱ	2		2			
自然地理学概論Ⅰ	2		2			
自然地理学概論Ⅱ	2		2			
地誌学概論Ⅰ	2		2			
地誌学概論Ⅱ	2		2			
哲学概論Ⅰ	2		2			
哲学概論Ⅱ	2		2			
倫理学概論Ⅰ	2		2			

倫理学概論Ⅱ	2		2		

Ⅲ　新聞学科					
授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
Ⅴ群　専門基幹科目				必修単位数36単位を含め，合計72単位以上を修得しなければならない。	
Ⅰ　類					
新聞学入門	2	2		Ⅵ群 Ⅰ類より， 文章作法 社会調査 メディア調査 のうちから2単位以上，	
新聞学基礎	2	2			
Ⅱ　類					
メディアの世界	2	2		メディアと社会 メディアと文化 情報の科学Ⅰ 政治コミュニケーション のうちから2単位以上，	
メディア・テクストの基礎	2	2			
ニュース英語Ⅰ	2	2		東アジア・メディア研究 グローバル・コミュニケーション 地域社会とメディア のうちから2単位以上，	
ニュース英語Ⅱ	2	2			
Ⅲ　類				外国ジャーナリズム史 メディア史 日本ジャーナリズム史Ⅱ のうちから2単位以上，	
コミュニケーション論	2	2			
コミュニケーションとインターネット	2	2		ジャーナリズム倫理Ⅰ メディアと法Ⅱ コミュニケーション政策Ⅰ のうちから2単位以上，	
メディアと歴史	2	2			
日本ジャーナリズム史Ⅰ	2	2		メディア産業 出版研究 広告広報研究 放送研究 コンテンツ・ビジネス のうちから2単位以上， 計20単位以上，	
ジャーナリズム論A	2	2			
ジャーナリズム論B	2	2		Ⅱ類より， 法学Ⅰ 法学Ⅱ のうちから4単位以上， 又は，	
マス・コミュニケーション論	2	2			
メディア・コミュニケーション論	2	2		政治学Ⅰ 政治学Ⅱ 行政学Ⅰ 行政学Ⅱ のうちから4単位以上， 又は，	
映像ジャーナリズム論	2	2			
メディアと法Ⅰ	2	2		経済学Ⅰ 経済学Ⅱ	

Ⅵ群　専門展開科目				経営学Ⅰ 経営学Ⅱ	
Ⅰ　類				のうちから4単位以上のいずれかを修得し， 計8単位以上， Ⅶ群より8単位以上を修得しなければならない。	
文章作法	2		2		
社会調査	2		2		
メディア調査	2		2		
メディアと社会	2		2		
メディアと文化	2		2		
情報の科学Ⅰ	2		2		
政治コミュニケーション	2		2		
東アジア・メディア研究	2		2		
グローバル・コミュニケーション	2		2		
地域社会とメディア	2		2		
外国ジャーナリズム史	2		2		
メディア史	2		2		
日本ジャーナリズム史Ⅱ	2		2		
ジャーナリズム倫理Ⅰ	2		2		
メディアと法Ⅱ	2		2		
コミュニケーション政策Ⅰ	2		2		
メディア産業	2		2		
出版研究	2		2		
広告広報研究	2		2		
放送研究	2		2		
コンテンツ・ビジネス	2		2		
情報の科学Ⅱ	2		2		

ジャーナリズム倫理Ⅱ	2		2			
コミュニケーション政策Ⅱ	2		2			
新聞学特論A	2		2			
新聞学特論B	2		2			
新聞学特論C	2		2			
新聞学原書研究	2		2			
Ⅱ類						
憲法A（人権）	2	2				
憲法B（統治機構）	2	2				
法学Ⅰ	2		2			
法学Ⅱ	2		2			
刑事法Ⅰ	2		2			
刑事訴訟法Ⅰ	4		4			
民法総則	2		2			
物権・担保物権法	2		2			
民事訴訟法Ⅰ	4		4			
商法Ⅰ（会社法Ⅰ）	4		4			
法情報学Ⅰ	2		2			
知的財産法D（著作権）Ⅰ	2		2			
政治学Ⅰ	2		2			
政治学Ⅱ	2		2			
行政学Ⅰ	2		2			
行政学Ⅱ	2		2			
政治学原論	2		2			

現代政治理論	2		2			
国際政治学Ⅰ	2		2			
国際政治学Ⅱ	2		2			
アジア政治論	2		2			
日本政治論Ⅰ	2		2			
日本政治史Ⅰ	2		2			
立法過程論	2		2			
地方自治論Ⅰ	2		2			
行政広報論	2		2			
経済学Ⅰ	2		2			
経済学Ⅱ	2		2			
経営学Ⅰ	2		2			
経営学Ⅱ	2		2			
ミクロ経済学Ⅰ	2		2			
マクロ経済学Ⅰ	2		2			
国際経済論Ⅰ	2		2			
国際経済論Ⅱ	2		2			
マーケティング論Ⅰ	2		2			
国際マーケティング論Ⅰ	2		2			
ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ・ﾌｧｲﾅﾝｽ論Ⅰ	2		2			
Ⅶ群　専門演習関連科目						
新聞学演習Ⅰ	4		4			
新聞学演習Ⅱ	4		4			
ゼミナール	8		8			

Ⅷ群　教職課程教科専門科目					
日本史概論Ⅰ	2		2		
日本史概論Ⅱ	2		2		
東洋史概論Ⅰ	2		2		
東洋史概論Ⅱ	2		2		
西洋史概論Ⅰ	2		2		
西洋史概論Ⅱ	2		2		
人文地理学概論Ⅰ	2		2		
人文地理学概論Ⅱ	2		2		
自然地理学概論Ⅰ	2		2		
自然地理学概論Ⅱ	2		2		
地誌学概論Ⅰ	2		2		
地誌学概論Ⅱ	2		2		
哲学概論Ⅰ	2		2		
哲学概論Ⅱ	2		2		
倫理学概論Ⅰ	2		2		
倫理学概論Ⅱ	2		2		

Ⅳ　経営法学科					
授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
Ⅴ群　専門基幹科目				必修単位数22単位を含め，ビジネス法コースは合計78単位以上，国際法務コース及び知的財産コースは合計80単位以上を修得しなければならない。 ビジネス法コースは， Ⅴ群より， 　商法Ⅰ（会社法Ⅰ） 　マーケティング論Ⅰ	
法学Ⅰ	2	2			
法学Ⅱ	2	2			
基礎経営法学	2	2			
憲法Ａ（人権）	2	2			

憲法B（統治機構）	2	2		マーケティング論Ⅱ を必修とし，12単位以上， Ⅵ群 Ⅰ類より8単位以上， Ⅱ類より8単位以上， Ⅴ類より20単位以上， Ⅶ群より8単位以上を修得しなければならない。 国際法務コースは， Ⅴ群より， 商法Ⅰ（会社法Ⅰ） 国際関係法（私法系）AⅠ 国際関係法（私法系）AⅡ 国際取引法AⅠ 国際取引法AⅡ 法律外国語AⅠ 法律外国語AⅡ を必修とし，14単位以上， Ⅵ群 Ⅰ類より10単位以上， Ⅲ類より16単位以上， Ⅴ類より10単位以上， Ⅶ群より8単位以上を修得しなければならない。 知的財産コースは， Ⅴ群より， 知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ 知的財産法A（特許・実用新案）Ⅱ 知的財産法B（意匠） 知的財産法C（商標・不正競争） 知的財産法D（著作権）Ⅰ 知的財産法D（著作権）Ⅱ を必修とし，12単位以上， Ⅵ群 Ⅰ類より8単位以上， Ⅳ類より16単位以上， Ⅴ類より14単位以上， Ⅶ群より8単位以上を修得しなければならない。	
民法Ⅰ（民法総則）	4	4			
商法Ⅰ（会社法Ⅰ）	4		4		
民事訴訟法Ⅰ	4	4			
国際関係法〔私法系〕AⅠ	2		2		
国際関係法〔私法系〕AⅡ	2		2		
国際取引法AⅠ	2		2		
国際取引法AⅡ	2		2		
法律外国語AⅠ	1		1		
法律外国語AⅡ	1		1		
知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ	2		2		
知的財産法A（特許・実用新案）Ⅱ	2		2		
知的財産法B（意匠）	2		2		
知的財産法C（商標・不正競争）	2		2		
知的財産法D（著作権）Ⅰ	2		2		
知的財産法D（著作権）Ⅱ	2		2		
経営学Ⅰ	2	2			
経営学Ⅱ	2	2			
マーケティング論Ⅰ	2		2		
マーケティング論Ⅱ	2		2		
簿記論Ⅰ	2		2		
簿記論Ⅱ	2		2		
会計学Ⅰ	2		2		
会計学Ⅱ	2		2		
Ⅵ群　専門展開科目					
Ⅰ　類					
民法Ⅱ（物権法）	2		2		
民法Ⅲ（担保物権法）	2		2		
民法Ⅳ（債権法総論）	4		4		
民法Ⅴ（債権法各論）	4		4		

民法Ⅵ（親族法）	2		2			
民法Ⅶ（相続法）	2		2			
商法Ⅲ（商取引法）	2		2			
商法Ⅳ(支払システム法)	2		2			
商法Ⅴ（保険法）	2		2			
民事執行・保全法	4		4			
刑事法Ⅰ	2		2			
刑事法Ⅱ	2		2			
国際関係法〔公法系〕AⅠ	2		2			
国際関係法〔公法系〕AⅡ	2		2			
Ⅱ　類						
労働法Ⅰ	2		2			
労働法Ⅱ	2		2			
企業法務Ⅰ	2		2			
企業法務Ⅱ	2		2			
経済行政法Ⅰ	2		2			
経済行政法Ⅱ	2		2			
経済法Ⅰ	2		2			
経済法Ⅱ	2		2			
金融商品取引法Ⅰ	2		2			
金融商品取引法Ⅱ	2		2			
金融法Ⅰ	2		2			
金融法Ⅱ	2		2			
税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2		2			
税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2		2			
税法ⅡA（所得税法）	2		2			
税法ⅡB（法人税法）	2		2			
税法ⅢA（資産税法）	2		2			
税法ⅢB(消費･諸税法)	2		2			
倒産法Ⅰ	2		2			
倒産法Ⅱ	2		2			
消費者法	2		2			
Ⅲ　類						

外国法A（英米）Ⅰ	2		2			
外国法A（英米）Ⅱ	2		2			
外国法A（独仏・EU）Ⅰ	2		2			
外国法A（独仏・EU）Ⅱ	2		2			
外国法A（アジア）	2		2			
外国法B（英米）Ⅰ	2		2			
外国法B（英米）Ⅱ	2		2			
外国法B（独仏・EU）Ⅰ	2		2			
外国法B（独仏・EU）Ⅱ	2		2			
外国法B（アジア）	2		2			
国際契約法Ⅰ	2		2			
国際契約法Ⅱ	2		2			
国際関係法〔私法系〕BⅠ	2		2			
国際関係法〔私法系〕BⅡ	2		2			
国際経済法Ⅰ	2		2			
国際経済法Ⅱ	2		2			
国際取引法BⅠ	2		2			
国際取引法BⅡ	2		2			
国際税法Ⅰ	2		2			
国際税法Ⅱ	2		2			
国際民事紛争処理法	2		2			
国際仲裁	2		2			
法律外国語BⅠ	1		1			
法律外国語BⅡ	1		1			
Ⅳ　類						
知的財産管理技能検定	2		2			
ビジネス著作権検定	2		2			
知的財産法E（関連条約）Ⅰ	2		2			
知的財産法E（関連条約）Ⅱ	2		2			
知的財産政策	2		2			
産学連携と知的財産	2		2			
イノベーションと知的財産	2		2			
産業技術と知財A（ICT・コンテンツ）Ⅰ	2		2			

産業技術と知財A（ICT・コンテンツ）Ⅱ	2		2			
産業技術と知財B（機械・エネルギー）	2		2			
産業技術と知財C（バイオ・環境化学）	2		2			
産業技術と知財D（エレクトロニクス）	2		2			
知的財産英語	2		2			
Ⅴ　類						
国際マーケティング論Ⅰ	2		2			
国際マーケティング論Ⅱ	2		2			
組織論Ⅰ	2		2			
組織論Ⅱ	2		2			
コーポレート・ガバナンス論Ⅰ	2		2			
コーポレート・ガバナンス論Ⅱ	2		2			
ファイナンス論Ⅰ	2		2			
ファイナンス論Ⅱ	2		2			
コーポレート・ファイナンス論Ⅰ	2		2			
コーポレート・ファイナンス論Ⅱ	2		2			
流通システム論Ⅰ	2		2			
流通システム論Ⅱ	2		2			
経営戦略論Ⅰ	2		2			
経営戦略論Ⅱ	2		2			
多国籍企業論Ⅰ	2		2			
多国籍企業論Ⅱ	2		2			
イノベーション・マネジメントⅠ	2		2			
イノベーション・マネジメントⅡ	2		2			
財務会計論Ⅰ	2		2			
財務会計論Ⅱ	2		2			
監査論Ⅰ	2		2			
監査論Ⅱ	2		2			
管理会計論Ⅰ	2		2			
管理会計論Ⅱ	2		2			
原価計算論Ⅰ	2		2			
原価計算論Ⅱ	2		2			
Ⅵ　類						

ミクロ経済学Ⅰ	2		2			
マクロ経済学Ⅰ	2		2			
国際経済論Ⅰ	2		2			
国際経済論Ⅱ	2		2			
国際金融論Ⅰ	2		2			
国際金融論Ⅱ	2		2			
コミュニケーション政策Ⅰ	2		2			
コミュニケーション政策Ⅱ	2		2			
人的資源管理論Ⅰ	2		2			
人的資源管理論Ⅱ	2		2			
労働事情	2		2			
経営情報システム論Ⅰ	2		2			
経営情報システム論Ⅱ	2		2			
Ⅶ群　専門演習関連科目						
経営法学演習Ⅰ	4		4			
経営法学演習Ⅱ	4		4			
ゼミナール	8		8			
Ⅷ群　教職課程教科専門科目						
日本史概論Ⅰ	2		2			
日本史概論Ⅱ	2		2			
東洋史概論Ⅰ	2		2			
東洋史概論Ⅱ	2		2			
西洋史概論Ⅰ	2		2			
西洋史概論Ⅱ	2		2			
人文地理学概論Ⅰ	2		2			
人文地理学概論Ⅱ	2		2			
自然地理学概論Ⅰ	2		2			
自然地理学概論Ⅱ	2		2			
地誌学概論Ⅰ	2		2			
地誌学概論Ⅱ	2		2			
哲学概論Ⅰ	2		2			
哲学概論Ⅱ	2		2			
倫理学概論Ⅰ	2		2			

倫理学概論Ⅱ	2		2		

Ⅴ　公共政策学科					
授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
Ⅴ群　専門基幹科目				必修単位数8単位を含め，行政職課程は合計80単位以上，公安・自治体コース及び公共・公益マネジメントコースは合計74単位以上を修得しなければならない。	
Ⅰ　類					
行政学Ⅰ	2		2		
行政学Ⅱ	2		2		
経営学Ⅰ	2		2	行政職課程は， Ⅴ群 Ⅰ類より， 行政学Ⅰ 行政学Ⅱ を必修とし，8単位以上， Ⅱ類より， 地方自治論Ⅰ 地方自治論Ⅱ 行政管理論 行政組織論 行政広報論 政策過程論 政策評価論 政策法務論 比較行政論 公務員制度論 ソーシャル・キャピタル論 福祉契約論 公共経営論 社会情報システム論 のうちから8単位以上， 計14単位以上， Ⅵ群 Ⅰ類より10単位以上， Ⅱ類より， 行政管理研究 行政組織研究 行政広報研究 社会情報システム研究 のうちから2単位以上， 計8単位以上， Ⅲ類より14単位以上， Ⅳ類より8単位以上， Ⅶ群より， 行政実務演習 を必修とし，計10単位以上を修得しなければならない。	
経営学Ⅱ	2		2		
政治学Ⅰ	2		2		
政治学Ⅱ	2		2		
経済学Ⅰ	2		2		
経済学Ⅱ	2		2		
法学Ⅰ	2		2		
Ⅱ　類					
公共政策論	2	2			
公共政策基礎演習	2	2			
地方自治論Ⅰ	2		2		
地方自治論Ⅱ	2		2		
社会保障論Ⅰ	2		2		
社会保障論Ⅱ	2		2		
社会政策論Ⅰ	2		2		
社会政策論Ⅱ	2		2		
現代行政論Ⅰ	2		2		
現代行政論Ⅱ	2		2		
会計学Ⅰ	2		2		
会計学Ⅱ	2		2		

人的資源管理論Ⅰ	2		2	公安・自治体コースは, Ⅴ群 Ⅰ類より, 行政学Ⅰ 行政学Ⅱ 経営学Ⅰ 経営学Ⅱ のうちから4単位以上, 計8単位以上, Ⅱ類より, 地方自治論Ⅰ 地方自治論Ⅱ 社会保障論Ⅰ 社会保障論Ⅱ 社会政策論Ⅰ 社会政策論Ⅱ 現代行政論Ⅰ 現代行政論Ⅱ 会計学Ⅰ 会計学Ⅱ 人的資源管理論Ⅰ 人的資源管理論Ⅱ 経営情報システム論Ⅰ 経営情報システム論Ⅱ のうちから8単位以上, 計14単位以上, Ⅵ群 Ⅰ類より, 都市政策 地域政策 警察政策 消防政策 のうちから4単位以上, 計10単位以上, Ⅱ類より, 社会情報システム研究 経営分析論 コーポレート・ファイナンス論Ⅱ のうちから2単位以上, 計8単位以上, Ⅲ類より12単位以上, Ⅳ類より6単位以上, Ⅶ群より, 公共政策実践演習Ⅰ 公共政策実践演習Ⅱ 公共政策応用演習Ⅰ 公共政策応用演習Ⅱ ゼミナール のうちから8単位以上を修得しなければならない。 公共・公益マネジメントコースは, Ⅴ群 Ⅰ類より, 経営学Ⅰ を必修とし,	
人的資源管理論Ⅱ	2		2		
経営情報システム論Ⅰ	2		2		
経営情報システム論Ⅱ	2		2		
行政管理論	2		2		
行政組織論	2		2		
行政広報論	2		2		
政策過程論	2		2		
政策評価論	2		2		
政策法務論	2		2		
比較行政論	2		2		
公務員制度論	2		2		
ソーシャル・キャピタル論	2		2		
福祉契約論	2		2		
公共経営論	2		2		
経営管理論	2		2		
経営組織論	2		2		
社会情報システム論	2		2		
労働事情	2		2		
コーポレート・ファイナンス論Ⅰ	2		2		
Ⅵ群　専門展開科目					
Ⅰ　類					
福祉政策	2		2		
教育政策	2		2		
都市政策	2		2		
地域政策	2		2		

環境政策	2		2	行政学Ⅰ 行政学Ⅱ 経営学Ⅱ のうちから2単位以上， 計8単位以上， Ⅱ類より， 地方自治論Ⅰ 地方自治論Ⅱ 社会保障論Ⅰ 社会保障論Ⅱ 社会政策論Ⅰ 社会政策論Ⅱ 現代行政論Ⅰ 現代行政論Ⅱ 会計学Ⅰ 会計学Ⅱ 人的資源管理論Ⅰ 人的資源管理論Ⅱ 経営情報システム論Ⅰ 経営情報システム論Ⅱ ソーシャル・キャピタル論 福祉契約論 公共経営論 経営管理論 経営組織論 社会情報システム論 労働事情 コーポレート・ファイナンス論Ⅰ のうちから8単位以上， 計14単位以上， Ⅵ群 Ⅰ類より10単位以上， Ⅱ類より， 社会情報システム研究 経営分析論 コーポレート・ファイナンス論Ⅱ のうちから2単位以上， 計8単位以上， Ⅲ類より12単位以上， Ⅳ類より6単位以上， Ⅶ群より， 公共政策実践演習Ⅰ 公共政策実践演習Ⅱ 公共政策応用演習Ⅰ 公共政策応用演習Ⅱ ゼミナール のうちから8単位以上を修得しなければならない。	
農業政策	2		2		
警察政策	2		2		
情報通信政策	2		2		
運輸政策	2		2		
観光政策	2		2		
防衛政策	2		2		
消防政策	2		2		
Ⅱ　類					
行政管理研究	2		2		
行政組織研究	2		2		
行政広報研究	2		2		
社会情報システム研究	2		2		
経営分析論	2		2		
コーポレート・ファイナンス論Ⅱ	2		2		
犯罪心理学	2		2		
政策研究	2		2		
西洋社会福祉事業史	2		2		
日本社会福祉事業史	2		2		
Ⅲ　類					
政治学原論	2		2		
現代政治理論	2		2		
政治哲学Ⅰ	2		2		
日本政治思想史Ⅰ	2		2		

日本政治思想史Ⅱ	2		2			
西洋政治思想史Ⅰ	2		2			
西洋政治思想史Ⅱ	2		2			
日本政治史Ⅰ	2		2			
日本政治史Ⅱ	2		2			
西洋政治史Ⅰ	2		2			
西洋政治史Ⅱ	2		2			
政治制度論	2		2			
政治過程論	2		2			
日本政治過程論	2		2			
国際政治学Ⅰ	2		2			
国際政治学Ⅱ	2		2			
国際関係論Ⅰ	2		2			
国際関係論Ⅱ	2		2			
国際関係史Ⅰ	2		2			
国際関係史Ⅱ	2		2			
ミクロ経済学Ⅰ	2		2			
マクロ経済学Ⅰ	2		2			
経済思想史Ⅰ	2		2			
経済思想史Ⅱ	2		2			
経済史	2		2			
財政学Ⅰ	2		2			
財政学Ⅱ	2		2			
公共経済学Ⅰ	2		2			
公共経済学Ⅱ	2		2			
地方財政論Ⅰ	2		2			

地方財政論Ⅱ	2		2		
国際経済論Ⅰ	2		2		
国際経済論Ⅱ	2		2		
国際金融論Ⅰ	2		2		
国際金融論Ⅱ	2		2		
経済政策論	2		2		
Ⅳ　類					
憲法A（人権）	2	2			
憲法B（統治機構）	2	2			
行政法Ⅰ	4		4		
行政法Ⅱ	4		4		
地方自治法Ⅰ	2		2		
地方自治法Ⅱ	2		2		
刑法Ⅰ	4		4		
刑法Ⅱ	4		4		
刑事政策Ⅰ	2		2		
刑事政策Ⅱ	2		2		
少年法Ⅰ	2		2		
少年法Ⅱ	2		2		
民法Ⅰ（民法総則）	4		4		
民法Ⅱ（物権法）	2		2		
民法Ⅲ（担保物権法）	2		2		
民法Ⅳ（債権法総論）	4		4		
民法Ⅴ（債権法各論）	4		4		
民法Ⅵ（親族法）	2		2		
民法Ⅶ（相続法）	2		2		

商法Ⅰ（会社法Ⅰ）	4		4			
商法Ⅲ（商取引法）	2		2			
商法Ⅳ(支払システム法)	2		2			
商法Ⅴ（保険法）	2		2			
国際関係法〔公法系〕AⅠ	2		2			
国際関係法〔公法系〕AⅡ	2		2			
税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2		2			
税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2		2			
経済行政法Ⅰ	2		2			
経済行政法Ⅱ	2		2			
経済法Ⅰ	2		2			
経済法Ⅱ	2		2			
知的財産法A(特許・実用新案)Ⅰ	2		2			
知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ	2		2			
知的財産法B（意匠）	2		2			
知的財産法C(商標・不正競争)	2		2			
社会保障法Ⅰ	2		2			
社会保障法Ⅱ	2		2			
法医学Ⅰ	2		2			
法医学Ⅱ	2		2			
労働法Ⅰ	2		2			
労働法Ⅱ	2		2			
Ⅶ群　専門演習関連科目						
行政実務演習	2		2			
公共政策実践演習Ⅰ	2		2			
公共政策実践演習Ⅱ	2		2			

公共政策応用演習Ⅰ	2		2		
公共政策応用演習Ⅱ	2		2		
ゼミナール	8		8		
Ⅷ群　教職課程教科専門科目					
日本史概論Ⅰ	2		2		
日本史概論Ⅱ	2		2		
東洋史概論Ⅰ	2		2		
東洋史概論Ⅱ	2		2		
西洋史概論Ⅰ	2		2		
西洋史概論Ⅱ	2		2		
人文地理学概論Ⅰ	2		2		
人文地理学概論Ⅱ	2		2		
自然地理学概論Ⅰ	2		2		
自然地理学概論Ⅱ	2		2		
地誌学概論Ⅰ	2		2		
地誌学概論Ⅱ	2		2		
哲学概論Ⅰ	2		2		
哲学概論Ⅱ	2		2		
倫理学概論Ⅰ	2		2		
倫理学概論Ⅱ	2		2		

第80条　（削除）

第３章　大 学 院

第１節　総　則

第104条　本大学に，大学院を置く。

２　大学院は，高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，文化の進展に寄与することを目的とする。

第105条　本大学院の課程は，修士課程，博士課程及び専門職学位課程とする。

２　修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

３　博士課程は，専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

４　専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

５　本大学院の専門職学位課程に，法科大学院を置き，その目的は，専ら法曹養成のための教育を行うこととする。

６　修士課程の標準修業年限は，２年とする。

７　前項の規定にかかわらず，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を１年とする。

８　前項に該当する研究科，専攻又は学生の履修上の区分は次のとおりとする。

法学研究科政治学専攻１年コース

国際関係研究科国際関係研究専攻１年コース

９　博士課程の標準修業年限は，５年（医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科は４年）とする。

10　博士課程は，前期２年及び後期３年の課程に区分し，前期２年の課程はこれを修士課程として取り扱う。医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科の博士課程については前期及び後期の区分をしない。

11　法務研究科専門職学位課程（法科大学院）の標準修業年限は，３年とする。

12　第６項，第７項，第９項及び第11項の規定にかかわらず，学生が職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて第106条第14項に規定する在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認めることができる。

13　第117条第６項の規定により，本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第１項の規定により入学資格を得た後に，修得した単位に限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により，本大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して，１年を超えない範囲で当該学生の在学期間を短縮することができる。ただし，当該課程の在学期間を１年未満に短縮することはできないものとする。

第106条　修士課程は，所定の年限在学し，専攻科目について30単位以上を修得，必要な研究指導を受け，更に修士論文の審査（芸術学研究科，理工学研究科建築学専攻及び生産工学研究科建築工学専攻に限り，特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる）及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし，優れた業績を上げた者については，１年以上在学すれば足りるものとする。

２　修士の学位に付記する専攻分野の名称は，次のとおりである。ただし，学術の専攻分野の名称は，学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
法学研究科	公法学専攻 私法学専攻	法学
	政治学専攻	政治学
新聞学研究科	新聞学専攻	新聞学
	哲学専攻 史学専攻 国文学専攻 中国学専攻	文学

文学研究科	英文学専攻 ドイツ文学専攻 人文地理学専攻	
	社会学専攻	社会学
	教育学専攻	教育学
	心理学専攻	心理学
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻 相関理化学専攻	理学
経済学研究科	経済学専攻	経済学
商学研究科	商学専攻 経営学専攻 会計学専攻	商学
芸術学研究科	文芸学専攻 映像芸術専攻 造形芸術専攻 音楽芸術専攻 舞台芸術専攻	芸術学又は芸術
国際関係研究科	国際関係研究専攻	国際学
危機管理学研究科	危機管理学専攻	危機管理学
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	スポーツ科学
理工学研究科	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 まちづくり工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻	工学
	物理学専攻	

	数学専攻 地理学専攻	理学
	情報科学専攻 物質応用化学専攻	工学又は理学
	量子理工学専攻	理学又は工学
生産工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻	工学
工学研究科	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻	工学
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	生物資源科学
総合社会情報研究科	国際情報専攻	国際情報
	文化情報専攻	文化情報
	人間科学専攻	人間科学
全研究科		学術

３　博士課程は，所定の年限在学し，専攻科目について30単位以上（修士課程を修了した者については，その修得単位を含む）を修得，必要な研究指導を受け，博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし，優れた業績を上げた者については，大学院に３年（修士課程に２年以上在学し当該課程を修了

した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。また，第１項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者及び第105条第７項及び第８項の規定による標準修業年限を１年とした修士課程を修了した者にあっては，修士課程における１年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

4　前項の規定にかかわらず，総合基礎科学研究科における修得すべき単位数は，32単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した30単位を含む），法学研究科における修得すべき単位数は，34単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した32単位を含む），文学研究科における修得すべき単位数は，34単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した30単位を含む），生産工学研究科における修得すべき単位数は，35単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した33単位を含む），経済学研究科における修得すべき単位数は，36単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した30単位を含む），商学研究科における修得すべき単位数は，40単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した32単位を含む），芸術学研究科及び理工学研究科における修得すべき単位数は，40単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した30単位を含む），総合社会情報研究科における修得すべき単位数は42単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した30単位を含む），新聞学研究科及び国際関係研究科における修得すべき単位数は，44単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した32単位を含む），工学研究科における修得すべき単位数は，44単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した30単位を含む），生物資源科学研究科における修得すべき単位数は47単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した30単位を含む），危機管理学研究科における修得すべき単位数は46単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した32単位を含む），スポーツ科学研究科における修得すべき単位数は46単位以上（修士課程を修了した者については，当該課程で修得した30単位を含む）とする。

5　前２項の規定にかかわらず，第116条第３項第２号から第８号までの規定により，博士課程の後期３年の課程に入学した者又は専門職学位課程を修了し，博士課程の後期３年の課程に入学した者については，大学院（専門職大学院を除く）に３年（法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年）以上在学し（法学研究科，総合基礎科学研究科及び生産工学研究科においては２単位以上，文学研究科においては４

単位以上，経済学研究科においては６単位以上，商学研究科においては８単位以上，芸術学研究科及び理工学研究科においては10単位以上，新聞学研究科，国際関係研究科及び総合社会情報研究科においては12単位以上，危機管理学研究科及び工学研究科においては14単位以上，スポーツ科学研究科においては16単位以上，生物資源科学研究科においては17単位以上を当該課程で専攻科目について修得し），必要な研究指導を受け，博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし，優れた業績を上げた者については，大学院に１年（標準修業年限が１年以上２年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては，３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

6　博士の学位に付記する専攻分野の名称は，次のとおりである。ただし，学術の専攻分野の名称は，学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
法学研究科	公法学専攻 私法学専攻	法学
	政治学専攻	政治学
新聞学研究科	新聞学専攻	新聞学
文学研究科	哲学専攻 日本史専攻 外国史専攻 国文学専攻 中国学専攻 英文学専攻 ドイツ文学専攻	文学
	社会学専攻	社会学
	教育学専攻	教育学
	心理学専攻	心理学
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻 相関理化学専攻	理学
経済学研究科	経済学専攻	経済学

商学研究科	商学専攻 経営学専攻 会計学専攻	商学
芸術学研究科	芸術専攻	芸術学
国際関係研究科	国際関係研究専攻	国際関係
危機管理学研究科	危機管理学専攻	危機管理学
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	スポーツ科学
理工学研究科	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 まちづくり工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻	工学
	物理学専攻 数学専攻 地理学専攻	理学
	情報科学専攻 物質応用化学専攻	工学又は理学
	量子理工学専攻	理学又は工学
生産工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻	工学

工学研究科	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻	工学
医学研究科	生理系 病理系 社会医学系 内科系 外科系	医学
歯学研究科	歯学専攻	歯学
松戸歯学研究科	歯学専攻	歯学
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	生物資源科学
獣医学研究科	獣医学専攻	獣医学
薬学研究科	薬学専攻	薬学
総合社会情報研究科	総合社会情報専攻	総合社会文化
全研究科		学術

7　博士課程に標準修業年限在学し，所定の単位だけを修得して，課程を修了しない者が，引き続き学生として在学する場合は，第14項に定める在学年限の範囲内において，当該大学院分科委員会の許可を受けなければならない。

8　法務研究科専門職学位課程（法科大学院）は，所定の年限在学し，専攻科目について所定の単位を修得し，研究科が別に定める要件を満たした者に専門職学位の学位を授与する。

9　前項の規定にかかわらず，第117条第６項の規定により法務研究科専門職学位課程（法科大学院）に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第１項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る）を法務研究科専門職学位課程（法科

大学院）において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により法務研究科専門職学位課程（法科大学院）の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その履修に要した期間その他を勘案し，１年を超えない範囲で法務研究科専門職学位課程（法科大学院）に在学したものとみなすことができる。

10　第８項の規定にかかわらず，法務研究科専門職学位課程（法科大学院）において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認めるもの（以下「法学既修者」という）に関しては，在学期間については１年を超えない範囲で在学し，単位については専門職大学院設置基準第25条に規定された範囲で修得したとみなすことができる。なお，単位の取扱いについては別に定める。

11　前項の規定により，法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は，第９項の規定により在学したとみなす期間と合わせて１年を超えないものとする。

12　第10項の規定により，法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（専門職大学院設置基準第25条第１項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）は，第117条第８項の規定により修了するために必要な単位数に算入することのできる単位数と合わせて30単位（認定連携法曹基礎課程を修了した者又はこれらの者と同等の学識を有すると認めた者については46単位）（専門職大学院設置基準第21条第１項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）を超えないものとする。

13　専門職学位課程の授与する専門職学位は，次のとおりである。

研究科名	専攻名	専門職学位
法務研究科	法務専攻	法務博士（専門職）

14　大学院における在学年限は，修士課程４年（第105条第７項及び第８項の規定による標準修業年限を１年とした修士課程にあっては２年），博士後期課程６年とする。ただし，医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科の在学年限は８年とする。また，法務研究科専門職学位課程（法科大学院）は６年（第106条第10項の規定が適用される法学既修者は４年）とする。

第107条　本章に規定しない事項については，第１章総則による。

第２節　教員及び運営機構

第108条　本大学院の授業及び指導は，大学院教員資格に該当する本大学の教授がこれを行う。ただし，このうち特別の事情がある場合には，准教授，講師又は助教がこ

れを担当することができる。

第109条　本大学院の学事管理のため，大学院委員会を置く。

２　大学院委員会は，研究科長をもって組織し，各研究科に共通の重要事項の審議に当たる。

３　大学院委員会は，学長が招集し，その議長となる。

第110条　各研究科に分科委員会を置く。

２　分科委員会は，その科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

第111条　分科委員会は，研究科長が招集し，その議長となる。

第112条　分科委員会は，総会員の半数以上の出席によって成立する。

第113条　分科委員会は，次の事項を審議し，学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

①　学生の入学及び課程の修了に関すること。

②　学位論文の審査及び学位の授与に関すること。

③　前２号に掲げる事項のほか，教育研究に関する重要な事項で，分科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

２　前項第３号の事項については，別に定める「学長裁定」による。

３　分科委員会は，第１項に規定するもののほか，学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し，並びに学長及び研究科長の求めに応じ，意見を述べることができる。なお，本大学の諸規程において分科委員会が審議することと定められている事項については，分科委員会はこれを審議し，意見を述べなければならない。

４　分科委員会の意見を集約する必要がある場合は，出席者の過半数によるものとする。

第114条　分科委員会における審議とは，論議・検討することを意味し，決定権を含意するものではない。

第115条　大学院の学務は，学長が総轄し，各研究科の学務は，各研究科長がこれを管掌する。

２　研究科長は，当該学部長がこれに当たる。

３　前項の規定にかかわらず，総合社会情報研究科，法務研究科専門職学位課程（法科大学院）の研究科長については，次の各号のとおりとする。

①　総合社会情報研究科については，学長又は当該研究科の教授のうちから学長が

任命する者がこれに当たる。

② 法務研究科専門職学位課程（法科大学院）については，当該研究科の教授のうちから学長が任命する者がこれに当たる。ただし，当該研究科の運営上特に必要と大学が認めた場合には，学長又は当該関連学部の学部長がこれに当たることができる。

第３節　入学及び入学資格

第116条　修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する資格を有し，本大学院の選抜試験に合格した者とする。

① 大学を卒業した者

② 学校教育法第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者

③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑤ 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑥ 外国の大学等において，修業年限が３年以上である課程を修了することにより，学士の学位に相当する学位を授与された者

⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

⑧ 文部科学大臣の指定した者

⑨ 学校教育法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，本大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑩ 本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

２　前項の規定にかかわらず，大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって，本大学の定める単

位を優秀な成績で修得したと認めるものであり，かつ，本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

3　博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する資格を有し，本大学院の選抜試験に合格した者とする。

①　修士の学位若しくは専門職学位を有する者

②　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

③　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

④　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑤　国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

⑥　外国の学校，第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代える審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

⑦　文部科学大臣の指定した者

⑧　本大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

4　医学研究科・歯学研究科及び松戸歯学研究科博士課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する資格を有し，本大学院の選抜試験に合格した者とする。

①　大学医学部又は医科大学を卒業した者

②　大学歯学部又は歯科大学を卒業した者

③　大学における修業年限６年の獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者

④　外国において学校教育における18年の課程を修了した者

⑤　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

⑥　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定

するものの当該課程を修了した者

⑦　外国の大学等において，修業年限が５年以上である課程を修了することにより，学士の学位に相当する学位を授与された者

⑧　文部科学大臣の指定した者

⑨　学校教育法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，本大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑩　本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

5　前項の規定にかかわらず，大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって，本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり，かつ，本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

6　獣医学研究科博士課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する資格を有し，本大学院の選抜試験に合格した者とする。

①　大学における修業年限６年の獣医学を履修する課程を卒業した者

②　大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者

③　外国において学校教育における18年の課程を修了した者

④　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

⑤　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑥　外国の大学等において，修業年限が５年以上である課程を修了することにより，学士の学位に相当する学位を授与された者

⑦　文部科学大臣の指定した者

⑧　学校教育法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，本大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑨　本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

7　前項の規定にかかわらず，大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（こ

れに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって，本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり，かつ，本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

8　薬学研究科博士課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する資格を有し，本大学院の選抜試験に合格した者とする。

①　大学における修業年限６年の薬学を履修する課程を卒業した者

②　大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者

③　外国において学校教育における18年の課程を修了した者

④　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

⑤　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑥　外国の大学等において，修業年限が５年以上である課程を修了することにより，学士の学位に相当する学位を授与された者

⑦　文部科学大臣の指定した者

⑧　学校教育法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，本大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑨　本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

9　前項の規定にかかわらず，大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって，本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり，かつ，本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

10　本大学院においては，他大学大学院からの編入学及び所属する研究科を変更することはできない。ただし，所属する研究科内において専攻の変更を許可する場合がある。

第４節　教育課程及び履修方法

第117条　本大学院の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

２　総合社会情報研究科における授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導は，通信教育により行う。

３　各研究科における授業科目・単位数及び研究指導並びに履修方法は次条以下による。

４　学生が許可を受け，他の研究科又は他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位については，当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

５　前項の規定により認定することができる単位数は，15単位を超えないものとする。

６　学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位については，当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

７　前項の規定により認定することができる単位数は，15単位を超えないものとする。

８　第４項及び第６項により修得したものとみなす単位は，合わせて20単位を超えない範囲（法務研究科専門職学位課程（法科大学院）については，30単位（認定連携法曹基礎課程を修了した者又はこれらの者と同等の学識を有すると認めた者については46単位）（専門職大学院設置基準第21条第１項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）を超えない範囲）で，修了するために必要な単位数に算入することができる。

９　各研究科において，教育研究上有益と認めるときは，あらかじめ協議の上，学生が他の研究科，他大学大学院の研究科又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

10　第４項から第９項までの規定は，学生が各研究科の許可を受けて外国の大学に留学する場合にこれを準用する。

第117条の２　教育上特別の必要がある場合は，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う。

２　前項に該当する研究科，専攻は次のとおりとする。

修士課程・博士前期課程

研究科	専攻
法学研究科	公法学専攻 私法学専攻 政治学専攻

新聞学研究科	新聞学専攻
文学研究科	社会学専攻
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻
経済学研究科	経済学専攻
国際関係研究科	国際関係研究専攻
危機管理学研究科	危機管理学専攻
理工学研究科	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 まちづくり工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻 情報科学専攻 物質応用化学専攻 物理学専攻 数学専攻 量子理工学専攻

博士課程・博士後期課程

研究科	専攻
新聞学研究科	新聞学専攻
芸術学研究科	芸術専攻
歯学研究科	歯学専攻

専門職学位課程

研究科	専攻
法務研究科	法務専攻

第118条　法学研究科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は，次のとおりである。

1　博士前期課程

Ⅰ　公法学専攻

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
基礎科目				必修単位数6単位を含め，合計32単位以上を修得しなければならない。 専門研究コースは，Ⅰ類から16単位以上， Ⅲ類から2か国語各2単位で4単位以上， 計20単位以上を修得しなければならない。 総合研究コースは，Ⅰ類から16単位以上を修得しなければならない。	
法学研究の基礎	2	2			
Ⅰ類					
憲法特殊講義Ⅰ	2		2		
憲法特殊講義Ⅱ	2		2		
行政法特殊講義Ⅰ	2		2		
行政法特殊講義Ⅱ	2		2		
地方自治法特殊講義Ⅰ	2		2		
地方自治法特殊講義Ⅱ	2		2		
税法特殊講義Ⅰ	2		2		
税法特殊講義Ⅱ	2		2		
国際法特殊講義Ⅰ	2		2		
国際法特殊講義Ⅱ	2		2		
刑法特殊講義Ⅰ	2		2		
刑法特殊講義Ⅱ	2		2		
刑事訴訟法特殊講義Ⅰ	2		2		
刑事訴訟法特殊講義Ⅱ	2		2		
刑事政策特殊講義Ⅰ	2		2		
刑事政策特殊講義Ⅱ	2		2		
労働法特殊講義Ⅰ	2		2		
労働法特殊講義Ⅱ	2		2		
社会保障法特殊講義Ⅰ	2		2		
社会保障法特殊講義Ⅱ	2		2		
裁判法特殊講義Ⅰ	2		2		

裁判法特殊講義Ⅱ	2		2		
法哲学特殊講義Ⅰ	2		2		
法哲学特殊講義Ⅱ	2		2		
法思想史特殊講義Ⅰ	2		2		
法思想史特殊講義Ⅱ	2		2		
法史学特殊講義Ⅰ	2		2		
法史学特殊講義Ⅱ	2		2		
英米法特殊講義Ⅰ	2		2		
英米法特殊講義Ⅱ	2		2		
独法特殊講義Ⅰ	2		2		
独法特殊講義Ⅱ	2		2		
仏法特殊講義Ⅰ	2		2		
仏法特殊講義Ⅱ	2		2		
外国公法特殊講義Ⅰ	2		2		
外国公法特殊講義Ⅱ	2		2		
Ⅱ類					
公法学特論Ⅰ	2		2		
公法学特論Ⅱ	2		2		
Ⅲ類					
法律学原書研究Ⅰ(英)	1		1		
法律学原書研究Ⅱ(英)	1		1		
法律学原書研究Ⅰ(独)	1		1		
法律学原書研究Ⅱ(独)	1		1		
法律学原書研究Ⅰ(仏)	1		1		
法律学原書研究Ⅱ(仏)	1		1		
Ⅳ類					
合同演習	2		2		
専門演習	4	4			
学位論文					

Ⅱ　私法学専攻

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
基礎科目				必修単位数6単位を含め，合計32単位以上を修得しなければならない。	
法学研究の基礎	2	2			
Ⅰ類				専門研究コースは，Ⅰ類から16単位以上，Ⅳ類から2か国語各2単位で4単位以上，計20単位以上を修得しなければならない。	
民法特殊講義Ⅰ	2		2		
民法特殊講義Ⅱ	2		2		
商法特殊講義Ⅰ	2		2		
商法特殊講義Ⅱ	2		2	総合研究コースは，Ⅰ類から16単位以上を修得しなければならない。	
民事訴訟法特殊講義Ⅰ	2		2		
民事訴訟法特殊講義Ⅱ	2		2	知的財産コースは，Ⅰ類より，民法特殊講義Ⅰ 民法特殊講義Ⅱ 民事訴訟法特殊講義Ⅰ 民事訴訟法特殊講義Ⅱ 特許・実用新案法特殊講義ⅠA 特許・実用新案法特殊講義ⅠB 特許・実用新案法特殊講義ⅡA 特許・実用新案法特殊講義ⅡB 意匠法特殊講義Ⅰ 意匠法特殊講義Ⅱ 商標法特殊講義Ⅰ 商標法特殊講義Ⅱ 著作権法特殊講義Ⅰ 著作権法特殊講義Ⅱ 不正競争防止法特殊講義Ⅰ 不正競争防止法特殊講義Ⅱ 知的財産条約特殊講義Ⅰ 知的財産条約特殊講義Ⅱ のうちから12単位以上，Ⅱ類から12単位以上，計24単位以上を修得しなければならない。	
国際私法特殊講義Ⅰ	2		2		
国際私法特殊講義Ⅱ	2		2		
国際取引法特殊講義Ⅰ	2		2		
国際取引法特殊講義Ⅱ	2		2		
特許・実用新案法特殊講義ⅠA	2		2		
特許・実用新案法特殊講義ⅠB	2		2		
特許・実用新案法特殊講義ⅡA	2		2		
特許・実用新案法特殊講義ⅡB	2		2		
意匠法特殊講義Ⅰ	2		2		
意匠法特殊講義Ⅱ	2		2		
商標法特殊講義Ⅰ	2		2		
商標法特殊講義Ⅱ	2		2		
著作権法特殊講義Ⅰ	2		2		
著作権法特殊講義Ⅱ	2		2		
不正競争防止法特殊講義Ⅰ	2		2		
不正競争防止法特殊講義Ⅱ	2		2		
知的財産条約特殊講義Ⅰ	2		2		
知的財産条約特殊講義Ⅱ	2		2		
経済行政法特殊講義Ⅰ	2		2		
経済行政法特殊講義Ⅱ	2		2		
労働法特殊講義Ⅰ	2		2		

労働法特殊講義Ⅱ	2		2			
金融法特殊講義Ⅰ	2		2			
金融法特殊講義Ⅱ	2		2			
社会保障法特殊講義Ⅰ	2		2			
社会保障法特殊講義Ⅱ	2		2			
裁判法特殊講義Ⅰ	2		2			
裁判法特殊講義Ⅱ	2		2			
英米法特殊講義Ⅰ	2		2			
英米法特殊講義Ⅱ	2		2			
独法特殊講義Ⅰ	2		2			
独法特殊講義Ⅱ	2		2			
仏法特殊講義Ⅰ	2		2			
仏法特殊講義Ⅱ	2		2			
外国私法特殊講義Ⅰ	2		2			
外国私法特殊講義Ⅱ	2		2			
Ⅱ類						
知的財産実務特論ⅠA	2		2			
知的財産実務特論ⅠB	2		2			
知的財産実務特論ⅡA	2		2			
知的財産実務特論ⅡB	2		2			
知的財産政策特論Ⅰ	2		2			
知的財産政策特論Ⅱ	2		2			
知的財産ビジネス特論Ⅰ	2		2			
知的財産ビジネス特論Ⅱ	2		2			
知的財産ビジネス特論Ⅲ	2		2			
知的財産ビジネス特論Ⅳ	2		2			
知的財産ビジネス特論Ⅴ	2		2			
知的財産ビジネス特論Ⅵ	2		2			
Ⅲ類						
私法学特論Ⅰ	2		2			
私法学特論Ⅱ	2		2			
私法学特論Ⅲ	2		2			

私法学特論Ⅳ	2		2		
Ⅳ類					
法律学原書研究Ⅰ(英)	1		1		
法律学原書研究Ⅱ(英)	1		1		
法律学原書研究Ⅰ(独)	1		1		
法律学原書研究Ⅱ(独)	1		1		
法律学原書研究Ⅰ(仏)	1		1		
法律学原書研究Ⅱ(仏)	1		1		
Ⅴ類					
合同演習	2		2		
専門演習	4	4			
学位論文					

Ⅲ　政治学専攻

（１）　２年制コース

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
基礎科目				必修単位数6単位を含め，合計32単位以上を修得しなければならない。	
社会科学研究の基礎	2	2			
Ⅰ類				専門研究コースは，Ⅰ類から16単位以上，Ⅶ類から2か国語各2単位で4単位以上，計20単位以上を修得しなければならない。	
政治理論特殊講義Ⅰ	2		2		
政治理論特殊講義Ⅱ	2		2		
政治哲学特殊講義Ⅰ	2		2		
政治哲学特殊講義Ⅱ	2		2	総合研究コースは，Ⅰ類から16単位以上を修得しなければならない。	
政治思想史特殊講義Ⅰ	2		2		
政治思想史特殊講義Ⅱ	2		2	公共政策コースは，Ⅲ類から公共政策論特論を必修とし，4単位以上，Ⅳ類から4単位以上，Ⅴ類から4単位以上，Ⅵ類から4単位以上，計16単位以上を修得しなければならない。	
日本政治史特殊講義Ⅰ	2		2		
日本政治史特殊講義Ⅱ	2		2		
西洋政治史特殊講義Ⅰ	2		2		
西洋政治史特殊講義Ⅱ	2		2		
国際政治学特殊講義Ⅰ	2		2		
国際政治学特殊講義Ⅱ	2		2		
国際関係論特殊講義Ⅰ	2		2		

国際関係論特殊講義Ⅱ	2		2			
国際協力論特殊講義Ⅰ	2		2			
国際協力論特殊講義Ⅱ	2		2			
地域研究特殊講義Ⅰ	2		2			
地域研究特殊講義Ⅱ	2		2			
行政学特殊講義Ⅰ	2		2			
行政学特殊講義Ⅱ	2		2			
地方自治論特殊講義Ⅰ	2		2			
地方自治論特殊講義Ⅱ	2		2			
政治過程論特殊講義Ⅰ	2		2			
政治過程論特殊講義Ⅱ	2		2			
公共政策論特殊講義Ⅰ	2		2			
公共政策論特殊講義Ⅱ	2		2			
財政学特殊講義Ⅰ	2		2			
財政学特殊講義Ⅱ	2		2			
経済政策特殊講義Ⅰ	2		2			
経済政策特殊講義Ⅱ	2		2			
公共経済学特殊講義Ⅰ	2		2			
公共経済学特殊講義Ⅱ	2		2			
Ⅱ類						
政治学特論Ⅰ	2		2			
政治学特論Ⅱ	2		2			
政治学特論Ⅲ	2		2			
政治学特論Ⅳ	2		2			
Ⅲ類						
公共政策論特論	2		2			
公共経営論特論	2		2			
地方自治論特論	2		2			
行政制度論特論	2		2			
行政組織論特論	2		2			
地方議会論	2		2			

Ⅳ類					
政策管理特論	2		2		
政策評価特論	2		2		
政策法務特論	2		2		
危機管理特論	2		2		
人事管理特論	2		2		
Ⅴ類					
社会政策特論	2		2		
社会保障特論	2		2		
経済政策特論	2		2		
地域政策特論	2		2		
財政政策特論	2		2		
都市政策特論	2		2		
デジタル行政論	2		2		
官民ネットワーク論	2		2		
環境政策特論	2		2		
政策研究特論	2		2		
Ⅵ類					
公共政策特殊演習	2		2		
公共政策実務演習	2		2		
社会調査法	2		2		
Ⅶ類					
政治学原書研究Ⅰ(英)	1		1		
政治学原書研究Ⅱ(英)	1		1		
政治学原書研究Ⅰ(独)	1		1		
政治学原書研究Ⅱ(独)	1		1		
政治学原書研究Ⅰ(仏)	1		1		
政治学原書研究Ⅱ(仏)	1		1		
Ⅷ類					
合同演習	2		2		
専門演習	4	4			
学位論文					

（２）　１年制コース

授　業　科　目	単位数	必　修 単位数	選　択 単位数	履　修　方　法	備　　考
基礎科目				必修単位数8単位を含め，合計32単位以上を修得しなければならない。 Ⅲ類から公共政策論特論以外の単位中，2単位以上，Ⅳ類から4単位以上，Ⅴ類から4単位以上，Ⅵ類から4単位以上，計14単位以上を修得しなければならない。	
社会科学研究の基礎	2	2			
Ⅰ類					
政治理論特殊講義Ⅰ	2		2		
政治理論特殊講義Ⅱ	2		2		
政治哲学特殊講義Ⅰ	2		2		
政治哲学特殊講義Ⅱ	2		2		
政治思想史特殊講義Ⅰ	2		2		
政治思想史特殊講義Ⅱ	2		2		
日本政治史特殊講義Ⅰ	2		2		
日本政治史特殊講義Ⅱ	2		2		
西洋政治史特殊講義Ⅰ	2		2		
西洋政治史特殊講義Ⅱ	2		2		
国際政治学特殊講義Ⅰ	2		2		
国際政治学特殊講義Ⅱ	2		2		
国際関係論特殊講義Ⅰ	2		2		
国際関係論特殊講義Ⅱ	2		2		
国際協力論特殊講義Ⅰ	2		2		
国際協力論特殊講義Ⅱ	2		2		
地域研究特殊講義Ⅰ	2		2		
地域研究特殊講義Ⅱ	2		2		
行政学特殊講義Ⅰ	2		2		
行政学特殊講義Ⅱ	2		2		
地方自治論特殊講義Ⅰ	2		2		
地方自治論特殊講義Ⅱ	2		2		
政治過程論特殊講義Ⅰ	2		2		
政治過程論特殊講義Ⅱ	2		2		
公共政策論特殊講義Ⅰ	2		2		
公共政策論特殊講義Ⅱ	2		2		
財政学特殊講義Ⅰ	2		2		

財政学特殊講義Ⅱ	2		2		
経済政策特殊講義Ⅰ	2		2		
経済政策特殊講義Ⅱ	2		2		
公共経済学特殊講義Ⅰ	2		2		
公共経済学特殊講義Ⅱ	2		2		
Ⅱ類					
政治学特論Ⅰ	2		2		
政治学特論Ⅱ	2		2		
政治学特論Ⅲ	2		2		
政治学特論Ⅳ	2		2		
Ⅲ類					
公共政策論特論	2	2			
公共経営論特論	2		2		
地方自治論特論	2		2		
行政制度論特論	2		2		
行政組織論特論	2		2		
地方議会論	2		2		
Ⅳ類					
政策管理特論	2		2		
政策評価特論	2		2		
政策法務特論	2		2		
危機管理特論	2		2		
人事管理特論	2		2		
Ⅴ類					
社会政策特論	2		2		
社会保障特論	2		2		
経済政策特論	2		2		
地域政策特論	2		2		
財政政策特論	2		2		
都市政策特論	2		2		
デジタル行政論	2		2		
官民ネットワーク論	2		2		

環境政策特論	2		2		
政策研究特論	2		2		
Ⅵ類					
公共政策特殊演習	2		2		
公共政策実務演習	2		2		
社会調査法	2		2		
Ⅶ類					
政治学原書研究Ⅰ(英)	1		1		
政治学原書研究Ⅱ(英)	1		1		
政治学原書研究Ⅰ(独)	1		1		
政治学原書研究Ⅱ(独)	1		1		
政治学原書研究Ⅰ(仏)	1		1		
政治学原書研究Ⅱ(仏)	1		1		
Ⅷ類					
合同演習	2		2		
専門演習	4	4			
学位論文					

２　博士後期課程

Ⅰ　公法学専攻

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
特殊研究				必修単位数2単位を修得し,研究指導のうちから専攻科目を定め,常時指導教授の研究指導を受けなければならない。	
学術論文特殊研究	2	2			
研究指導					
憲法研究					
行政法研究					
地方自治法研究					
税法研究					
国際法研究					
刑法研究					
刑事訴訟法研究					
刑事政策研究					

社会保障法研究 裁判法研究 法哲学研究 法思想史研究 法史学研究 外国公法研究 学位論文					

Ⅱ　私法学専攻

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
特殊研究 学術論文特殊研究 研究指導 民法研究 商法研究 著作権法研究 知的財産権法研究 国際知的財産権法研究 国際私法研究 民事訴訟法研究 労働法研究 経済行政法研究 裁判法研究 国際取引法研究 法社会学研究 法哲学研究 法思想史研究 法史学研究 外国私法研究 不正競争防止法研究 社会保障法研究 学位論文	2	2		必修単位数2単位を修得し,研究指導のうちから専攻科目を定め,常時指導教授の研究指導を受けなければならない。	

Ⅲ　政治学専攻

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
特殊研究 学術論文特殊研究 研究指導 政治理論研究 政治哲学研究 政治思想史研究 日本政治史研究 西洋政治史研究 国際政治学研究 国際関係論研究 国際協力論研究 地域研究 行政学研究 地方自治論研究 政治過程論研究 公共政策論研究 財政学研究 経済政策研究 学位論文	2	2		必修単位数2単位を修得し,研究指導のうちから専攻科目を定め,常時指導教授の研究指導を受けなければならない。	

第119条　新聞学研究科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は，次のとおりである。

1　博士前期課程

Ⅰ　新聞学専攻

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
Ⅰ類（基幹科目）				必修単位数6単位を含め，合計32単位以上を修得しなければならない。	
ジャーナリズム・メディア研究の基礎	2	2			
ジャーナリズム研究特殊講義 A	2		2	専門研究コースは，Ⅰ類より，ジャーナリズム研究特殊講義A～C のうちから4単位以上，メディア研究特殊講義A～C のうちから4単位以上，Ⅱ類より，ジャーナリズム特殊研究A～D メディア特殊研究A～D のうちから4単位以上，ジャーナリズム・メディア応用研究A～D ジャーナリズム・メディア特殊講義A～D のうちから4単位以上，ジャーナリズム・メディア特殊演習A～D のうちから2単位以上，Ⅲ類から2単位以上，Ⅳ類から母語を除く1か国語の文献研究Ⅰ 文献研究Ⅱ を2単位以上，原書研究（英）Ⅰ 原書研究（英）Ⅱ を2単位以上，計24単位以上を修得しなければならない。 総合研究コースは，Ⅰ類から4単位以上，Ⅱ類より，ジャーナリズム特殊研究A～D メディア特殊研究A～D のうちから4単位以上，ジャーナリズム・メディア応用研究A～D ジャーナリズム・メディア特殊講義A～D ジャーナリズム・メディア特殊演習A～D	
ジャーナリズム研究特殊講義 B	2		2		
ジャーナリズム研究特殊講義 C	2		2		
メディア研究特殊講義 A	2		2		
メディア研究特殊講義 B	2		2		
メディア研究特殊講義 C	2		2		
Ⅱ類（展開科目）					
ジャーナリズム特殊研究 A	2		2		
ジャーナリズム特殊研究 B	2		2		
ジャーナリズム特殊研究 C	2		2		
ジャーナリズム特殊研究 D	2		2		
メディア特殊研究 A	2		2		
メディア特殊研究 B	2		2		
メディア特殊研究 C	2		2		
メディア特殊研究 D	2		2		
ジャーナリズム・メディア応用研究A	2		2		
ジャーナリズム・メディア応用研究B	2		2		
ジャーナリズム・メディア応用研究C	2		2		
ジャーナリズム・メディア応用研究D	2		2		
ジャーナリズム・メディア特殊講義A	2		2		
ジャーナリズム・メディア特殊講義B	2		2		
ジャーナリズム・メディア特殊講義C	2		2		
ジャーナリズム・メディア特殊講義D	2		2		
ジャーナリズム・メディア特殊演習A	1		1		
ジャーナリズム・メディア特殊演習B	1		1		

ジャーナリズム・メディア特殊演習C	1		1	のうちから4単位以上， Ⅲ類から2単位以上， Ⅳ類から母語を除く1か国語の科目を2単位以上， 計16単位以上を修得しなければならない。	
ジャーナリズム・メディア特殊演習D	1		1		
Ⅲ類（調査演習科目）					
ジャーナリズム・メディア研究調査演習 A	1		1		
ジャーナリズム・メディア研究調査演習 B	1		1		
新聞学研究所合同演習 A	1		1		
新聞学研究所合同演習 B	1		1		
Ⅳ類（文献研究）					
文献研究（英）Ⅰ	1		1		
文献研究（英）Ⅱ	1		1		
文献研究（中）Ⅰ	1		1		
文献研究（中）Ⅱ	1		1		
文献研究（日）Ⅰ	1		1		
文献研究（日）Ⅱ	1		1		
文献研究（独）Ⅰ	1		1		
文献研究（独）Ⅱ	1		1		
文献研究（仏）Ⅰ	1		1		
文献研究（仏）Ⅱ	1		1		
原書研究（英）Ⅰ	1		1		
原書研究（英）Ⅱ	1		1		
Ⅴ類（研究指導）					
論文指導Ⅰ	1	1			
論文指導Ⅱ	1	1			
論文指導Ⅲ	1	1			
論文指導Ⅳ	1	1			
学位論文					

２　博士後期課程

Ⅰ　新聞学専攻

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
ジャーナリズム応用研究Ⅰ	1		1	必修単位7単位を含め，合計12単位以上を修得しなければならない。 研究指導教員担当の応用研究Ⅰ～Ⅳのうちから2単	
ジャーナリズム応用研究Ⅱ	1		1		
ジャーナリズム応用研究Ⅲ	1		1		
ジャーナリズム応用研究Ⅳ	1		1		

ジャーナリズム応用演習Ⅰ	1		1	位以上, 応用演習Ⅰ～Ⅳのうちから2単位以上, 原書研究AⅠ～Ⅱのうちから1単位以上, 合計5単位以上を修得しなければならない。	
ジャーナリズム応用演習Ⅱ	1		1		
ジャーナリズム応用演習Ⅲ	1		1		
ジャーナリズム応用演習Ⅳ	1		1		
メディア応用研究Ⅰ	1		1		
メディア応用研究Ⅱ	1		1		
メディア応用研究Ⅲ	1		1		
メディア応用研究Ⅳ	1		1		
メディア応用演習Ⅰ	1		1		
メディア応用演習Ⅱ	1		1		
メディア応用演習Ⅲ	1		1		
メディア応用演習Ⅳ	1		1		
新聞学研究所合同演習C	1		1		
新聞学研究所合同演習D	1		1		
合同演習	1	1			
原書研究AⅠ	1		1		
原書研究AⅡ	1		1		
研究指導	6	6			
学位論文					

第136条　法務研究科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は，次のとおりである。

1　専門職学位課程

Ⅰ　法務専攻

科目区分ごとに履修方法で定めた単位数のほか，②法律実務基礎科目（修得すべき単位数12単位を除く），③基礎法学・隣接科目（修得すべき単位数４単位を除く）及び④展開・先端科目（修得すべき単位数12単位を除く）のうちから６単位以上を含め，96単位以上を修得しなければならない。

①　法律基本科目

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
公法系				必修単位数46単位のほか， 公法系演習Ⅰ 公法系演習Ⅱ 公法系演習Ⅲ のうちから4単位以上， 民事法系演習Ⅰ 民事法系演習Ⅱ 民事法系演習Ⅲ のうちから4単位以上， 民事法系演習Ⅳ 民事法系演習Ⅴ のうちから2単位以上， 民事法系演習Ⅵ 民事法系演習Ⅶ のうちから2単位以上， 刑事法系演習Ⅰ 刑事法系演習Ⅱ 刑事法系演習Ⅲ のうちから4単位以上，計16単位以上を含め，合計62単位以上を修得しなければならない。	
憲法基礎演習	1	1			
憲法Ⅰ	2	2			
憲法Ⅱ	2	2			
行政法	2	2			
憲法総合	2	2			
行政法総合	2	2			
公法系演習Ⅰ	2		2		
公法系演習Ⅱ	2		2		
公法系演習Ⅲ	2		2		
民事系					
民法基礎演習	2	2			
民法Ⅰ	2	2			
民法Ⅱ	2	2			
民法Ⅲ	2	2			
民法Ⅳ	2	2			
民法Ⅴ	2	2			
会社法	2	2			
民事訴訟法	2	2			
民法総合Ⅰ	2	2			
民法総合Ⅱ	2	2			
商法総合	2	2			

民事訴訟法総合	2	2			
民事法系演習Ⅰ	2		2		
民事法系演習Ⅱ	2		2		
民事法系演習Ⅲ	2		2		
民事法系演習Ⅳ	2		2		
民事法系演習Ⅴ	2		2		
民事法系演習Ⅵ	2		2		
民事法系演習Ⅶ	2		2		
刑事系					
刑法基礎演習	1	1			
刑法Ⅰ	2	2			
刑法Ⅱ	2	2			
刑事訴訟法	2	2			
刑法総合	2	2			
刑事訴訟法総合	2	2			
刑事法系演習Ⅰ	2		2		
刑事法系演習Ⅱ	2		2		
刑事法系演習Ⅲ	2		2		

② 法律実務基礎科目

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
法曹倫理	2	2		必修単位数10単位を含め，合計12単位以上を修得しなければならない。	
要件事実と事実認定の基礎	2	2			
刑事事実認定論	2	2			
民事訴訟実務の基礎	2	2			
刑事訴訟実務の基礎	2	2			
法情報調査	2		2		
法文書作成	2		2		
クリニック・ローヤリング	2		2		
エクスターンシップ	2		2		
企業法務	2		2		

③ 基礎法学・隣接科目

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
基礎法学科目				選択単位数4単位以上を修得しなければならない。	
法哲学	2		2		
法制史	2		2		
英米法	2		2		
独法	2		2		
隣接科目					
立法学	2		2		
政治学	2		2		
会計学	2		2		

④　展開・先端科目

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
労働法Ⅰ	2		2	選択単位数のうち, 労働法Ⅰ 労働法Ⅱ 労働法演習 経済法 経済法演習 国際公法 国際私法Ⅰ 国際私法Ⅱ 国際私法演習 知的財産法Ⅰ 知的財産法Ⅱ 知的財産法演習 租税法 租税法演習 倒産法Ⅰ 倒産法Ⅱ 倒産法演習 環境法 環境法演習 のうちから4単位以上を含め,合計12単位以上修得しなければならない。	
労働法Ⅱ	2		2		
労働法演習	2		2		
経済法	2		2		
経済法演習	2		2		
国際公法	2		2		
国際私法Ⅰ	2		2		
国際私法Ⅱ	2		2		
国際私法演習	2		2		
国際取引法	2		2		
知的財産法Ⅰ	2		2		
知的財産法Ⅱ	2		2		
知的財産法演習	2		2		
租税法	2		2		
租税法演習	2		2		
民事執行法･民事保全法	2		2		
倒産法Ⅰ	2		2		
倒産法Ⅱ	2		2		
倒産法演習	2		2		
事業再生法	2		2		

事業再生法演習	2		2		
消費者法	2		2		
保険法	2		2		
金融商品取引法	2		2		
環境法	2		2		
環境法演習	2		2		
法医学	2		2		
医療と法	2		2		
医療紛争論	2		2		
地方自治法	2		2		
情報法	2		2		
経済刑法	2		2		
外書講読	2		2		

第５節　科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生

第137条　大学院修士課程及び大学院専門職学位課程の授業科目中の１科目又は数科目の履修を希望する者に対して，科目等履修生として入学を許可することがある。

２　科目等履修生の出願手続等については，別に定める。

第138条　科目等履修生は，履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には，所定の単位を与えることができる。

第139条　大学院修士課程の授業科目中の１科目又は数科目の聴講を希望する者に対して，聴講生として入学を許可することがある。

２　聴講生の出願手続等については，別に定める。

第140条　国内又は国外の他の大学院の学生が大学院研究科の授業科目の履修を希望するときは，特別聴講学生として入学を許可することがある。

２　特別聴講学生の出願手続等については，別に定める。

第141条　各研究科において，特殊な事項に関する研究に従事しようとする者に対して，研究生として入学を許可することがある。

２　研究生の出願手続等については，別に定める。

第142条　国内又は国外の他の大学院の学生が各研究科において，特殊な事項に関する研究に従事しようとするときは，特別研究学生として入学を許可することがある。

２　特別研究学生の出願手続等については，別に定める。

附　則

1　この学則は，令和８年４月１日から施行する。

2　令和２年４月１日施行の学則については，第20条から第22条，第25条，第28条から第30条，第34条，第36条，第40条，第51条，第77条，第105条，第106条（第２項，第４項，第５項及び第６項を除く）及び第116条は，入学年度にかかわらず，この規定を適用する。

3　医学部医学科の毎年入学定員及び収容定員は，第12条の規定にかかわらず，「地域の医師確保等の観点からの令和４年度医学部入学定員の増加について（令和３年８月16日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」，「地域の医師確保等の観点からの令和５年度医学部入学定員の増加について（令和４年８月29日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」，「地域の医師確保等の観点からの令和６年度医学部入学定員の増加について（令和５年８月８日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」，「地域の医師確保等の観点からの令和７年度医学部入学定員の増加について（令和６年８月７日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」及び「地域の医師確保等の観点からの令和８年度医学部入学定員の増加について（令和７年８月５日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき，令和８年度から令和13年度までの間，次のとおりとする。

年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
毎年入学定員	135	120	120	120	120	120
収　容　定　員	785	785	780	765	750	735

4　大学院危機管理学研究科危機管理学専攻博士後期課程の収容定員は，第12条第２項の規定にかかわらず，令和７年度から令和８年度の間，次のとおりとする。

	令和7年度	令和8年度
危　機　管　理　学　専　攻	3	6

5　大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻博士後期課程の収容定員は，第12条第２項の規定にかかわらず，令和７年度から令和８年度の間，次のとおりとする。

	令和7年度	令和8年度
ス　ポ　ー　ツ　科　学　専　攻	3	6

6　令和元年度以前から在学する学生については，文理学部社会教育主事コースの履修に関しては，本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場

合，本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。

別表１の１

教育研究上の目的（大学）
法学部第一部
法律の知識を基礎として，高水準の実践的な専門教育と国際的教養人としての教養教育に努め，高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する。また，高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備えた人材を養成する。 （法律学科） 社会全般に対する広範な知識をもとに，自ら問題を摘示する能力，いわゆるリーガルマインドと称される論理的思考能力，問題解決能力を身につけ，グローバル化が進み，価値観が多様化する現代社会の中で生起する様々な問題に対して，一定のルールに従い解決する能力を発揮することができる人材を養成する。 （政治経済学科） 現代社会において必要不可欠な政治・経済・法律に関する幅広い知識と理論を基礎として，自分独自の視点で問題を見きわめる能力や論理的・批判的な思考能力，社会に存在する諸問題を解決していく能力,そして自己を省察する能力を身につけ，国や地方の公共団体，民間企業，NGO/NPO，マスメディア，そして国際的なフィールドなど，社会のあらゆる場面において実践的な能力を発揮することができる人材を養成する。 （新聞学科） 法律学，政治学などの知識を踏まえ，新聞学（ジャーナリズム・メディア・情報・コミュニケーションに関わる学際領域）の基礎理論を把握し，グローバル化，ネットワーク化する現代社会を理解するための思考法を身につけ，専門的学知を用いて真理を探求することのできる能力と，人間社会の相互理解や自由と平等に寄与する能力を涵養し，研究者やジャーナリスト，情報の誠実で責任ある担い手となる人材を養成する。 （経営法学科） 経営と法に関する確固たる知識と世界に発信できる語学力・コミュニケーション能力に基づいて，国内外の経営活動・企業活動の発展に貢献することの重要性と必要性を認識し，自らの考えを述べることができる力を涵養することによって，企業が直面する様々な課題に対処することができる力を身につけ，国内外の経営活動・企業活動における経営と法に関する体系的知識を修得し，実務的観点に立って問題を解決することができる人材を養成する。 （公共政策学科） 公共政策，行政，法律，政治，経済の知識を基礎として，公共に関わる分野，国及び自治体の機能，政策の分析方法・技法に関する知識・理解の上に，公共政策の立案・実施や政策効果の分析に係る能力を身につけ，国及び地方の行政組織で活躍する公務員，公共・公益分野を中心とする民間企業や「新しい公共」の担い手となる諸団体（NPO法人，福祉団体，学校・教育機関など）でリーダーシップを発揮できる人材を養成する。
法学部第二部
（法律学科） 社会全般に対する広範な知識をもとに，自ら問題を摘示する能力，いわゆるリーガルマインドと称される論理的思考能力，問題解決能力を身につけ，グローバル化が進み，価値観が多様化する現代社会の中で生起する様々な問題に対して，一定のルールに従い解決する能力を発揮することができる人材を養成する。

文　理　学　部
文理学部は，人文学をはじめ社会科学や理学に関する幅広い学問領域をカバーし,「文と理」の横断，融合を目指した教育を基本として，各学科による個々の専門に応じた教育・研究を行う。そのために， ①学際的な専門知（Interdisciplinary Expertise） ②学びと教えの循環（“Peer to Peer” Learning） ③他者への想像力（Imagination for Others） の 3 つの柱を組み合わせた教育・研究を通して，グローバル化した 21 世紀を生きぬき，自由でしなやかに社会をリードすることができる多様性とアイデンティティ(Diversity and Identities)を形成する。 これにより，専門的な知識や技術とともに，境界を超えた柔軟で学際的な思考と創造力，そして対等に開かれた学びのネットワークを通じて，既成概念を超えた新しい協働の場を作り，正解のない困難な課題に立ち向かうことのできる創造的かつ実践的な知の担い手としての人材を養成する。 (哲学科) 哲学・倫理学・美学・宗教学の理論と方法を学ぶことを通じて，人間の価値と文化的実践に関わる総合的・体系的研究を行う。特に，古今の哲学者の著作や資料を厳密に読み解くことを基本としながら,思想全般にわたる幅広い知識を身につけて，鋭い思考力と複眼的なものの見方を養う。それによって，多様化する現代社会の中で自ら問題を発見し，分析して解決することができる人材を養成する。 (史学科) 現代社会の様々な問題を解決するためには，過去の経緯を踏まえることが必要である。ゼミナール制を基本とした充実した教育環境の下で，歴史及びその研究法を習得し，歴史的視点と，より正確な歴史像把握の方法を身に付け，豊かな現代社会の構築に寄与する人材を養成する。 (国文学科) 日本語学・日本文学の各分野における多角的で総合的な研究に基づく教育のもと，中学校・高等学校等の国語科・書道科教員をはじめとして，日本語・日本文学・日本文化に関する深い知識と，それらを駆使した優れた思考力，対話力，文章力，プレゼンテーション能力をもった，社会的に有為な人材を養成する。 (中国語中国文化学科) 本学科では,「読む・書く・聞く・話す」などすべての面で実用にたえる中国語の教育を行う。さらに，長い歴史と広い領域にわたる多様な中国文化を理解し，東アジアを主とする国際社会で活躍できる人材を養成する。 (英文学科) 高度な英語運用能力と英米文学及び英語学の知識に基づく豊かな教養を備え，国際社会の場をはじめ各方面で活躍できる能力を持つ人材を養成する。具体的には，コミュニケーション中心の科目群の学修を通して社会に十分通用する英語運用能力を身に付けさせ，英米の文学・文化・言語の専門知識に裏打ちされた多様な価値観を持つ，個性豊かな人材を養成する。 (ドイツ文学科) 1959（昭和 34）年の学科創設以来の研究と教育の蓄積を活かし，ドイツ語力を基盤にしたドイツ，オーストリア，スイスなどのドイツ語圏の文学・言語学・文化についての専門的な指導を行い，また実用ドイツ語力を身に付けられるようドイツ語ネイティヴ教員による授業を多数開講するほか，ドイツ語技能検定試験や海外語学研修も単位認定をする形で受験・参加を奨励し，国際的な広い視野と豊かな感性並びに柔軟な判断力を備えた有為な人材を養成する。 (社会学科)

1920（大正 9）年の学科創設以来，「文と理」の横断・融合を目指す文理学部の中で，自然科学と異なる問題意識から出発した社会科学において独自の特徴を有する社会学の強みを活かし，理論と実証と実践のいずれをも重視する学風を築き上げてきた。このような伝統の下で，グローバル化する現代社会における問題や課題を見いだし，その解決に力を発揮することで，自由でしなやかな社会の構想を具体化する人材の養成を目指す。具体的には，①社会学の理論・学説と方法を深く学び身に付け，②社会学的な思考力や想像力を培い，③現実社会を的確に調査・分析し考察する力を高め，④企画立案と課題解決のための力を養成する。

(社会福祉学科)

社会福祉のあり方は，社会の変化や人々の価値観の多様化，その時々の経済情勢などに対応することが求められる。また，社会福祉の主体は，行政機関，非営利団体，地域の組織や住民，社会的企業など多岐にわたる。

こうした社会の状況を踏まえつつ，社会福祉学の理念や制度，社会福祉の実践（ソーシャルワーク）を融合した教育研究を実現することで，変化・多様化するニーズに柔軟に対応し，さまざまな主体との協働によって，人々が幸せに生活することができる福祉社会の創造に貢献できる人材の養成を目的とする。

このため，多彩な福祉専門領域の教育研究を通じて，社会福祉の理論や相談援助に関する価値・知識・技術を体系的に学ぶとともに，それぞれの学生のキャリア形成も見据えつつ，社会問題の解決を目指した多様な分野の理論や実践に触れることで，高い専門性，豊かな人間性と福祉マインド，地域における協働を通じた社会問題の解決に取り組む実践力を育む。

(教育学科)

教育については，原理的かつ総合的に学習することにより，教職をはじめとする多様な分野において活躍し得る人材を養成する。研究については，教育に関する幅広い視野と問題意識をもつ多くの教員を擁し，各分野における最前線の研究活動を通じて，その成果を学生に還元する。

(体育学科)

体育・スポーツ・健康を取り巻く様々な学問領域における最先端の研究成果を活かしながら，優れた運動技能と高度な科学的知識・技術及び実践力を備えた，活力あふれる人間性豊かな専門家を養成する。

(心理学科)

基礎と応用の両領域で，バランスのとれた心理学の知識を身に付け，社会貢献ができる人材育成を目標にしている。また，公認心理師コースにおいては，医療・福祉・教育・司法・産業等の領域で心理学的な専門的支援を担う公認心理師として活躍できる人材を養成することを目標にしている。そのために，「人間のこころ」を科学的に理解する心理学的知識や方法を習得し，実社会に応用できる力を身につけ，自身で能動的に考え，行動する能力を育成する。そして，「社会の中で役に立つ心理学」を実践する人材を養成する。

(地理学科)

自然地理学，地理情報学，人文地理学，地誌学の 4 つの分野において，実験や野外実習を通じて地域調査の方法を身につけるとともに，GIS やリモートセンシングなどを用いた分析・問題解決能力を養成する。とくに，環境保全計画や災害対策，産業立地計画，地域政策，シンクタンク，観光業界，中学・高等学校の教育職などの諸分野で活躍できる人材を養成する。

(地球科学科)

気象学，水圏科学，地球化学，地質学，地球物理学などの地球科学的な知識と技術に基づき，自然災害問題や地球環境問題の具体的な課題に対処できる基礎的能力をもった人材や，幅広い地球科学的教養を身に付け社会の様々な領域で活躍できる人材を養成する。

(数学科)

抽象的な数学から実際に役立つ応用数学まで幅広い数学の教育・研究を行っている。抽象的な数学を学ぶことから発想力や，正確な論理を展開する力を習得し，応用数学を学ぶことから直ちに社会に役立つ数学の運用力を習得することで，教員や柔軟性と応用力を備えた即戦力となる人材を養成する。

（情報科学科）
　情報科学に関連する知識・技術を基礎から指導することにより，物事を論理的に分析・理解し，原理的側面から問題解決を行う能力と新しい情報技術に対応できる能力を養う。また，新しい情報技術を創出し，情報社会の発展に寄与できる資質を養成する。
（物理学科）
　現代の先端科学技術の発展に十分対処できる基礎的・専門的な学力・知識を備えた科学技術者を養成し，企業，教育・研究機関，産業界に人材を提供する。科学の基礎である物理学を学ぶことによって，技術力，計算力，思考力及び判断力を養い，未来の科学技術及び産業界の発展に貢献できる能力を養成する。また，理科の教員を養成し，次世代の教育に貢献する。
（生命科学科）
　人間社会が直面している健康と医療・エネルギー・食糧・環境・自然再生などの問題は，生命科学と密接に関連している。そこで，分子から生態系にいたる様々なレベルで，生物の「生きる」メカニズムを体系的に学ぶことによって，このような諸問題に対応できる人材を養成する。また，理科の教員を養成し，次世代の教育に貢献する。
（化学科）
　21 世紀における資源やエネルギー源の枯渇，食糧不足，人口問題，環境問題など，人類が繁栄するために解決しなければならない諸問題に対して，化学が果たす役割は大きい。このようなニーズに応えるため，化学のみならず他の分野との境界領域に踏み込める基礎的な知識と力量を身に付け，関連分野でも活躍できる化学技術者・研究者を養成する。また，理科の教員を養成し，次世代の教育に貢献する。

経　済　学　部

　自立した個人の自主的な努力を原則に，教職員と学生が一体になって，変化する経済的社会的環境に対し，人間としての生きる力，愛する力，考える力を養い，その全人格的能力を自由かつ多様に伸長することを図る。そのことを通して，経済諸現象を経済・経営・会計の諸分野で分析できる能力を養い，国際的視野を持って高度情報化時代に対応できる健全かつ高度な専門職業人・社会人を養成する。
（経済学科）
　経済学を系統的かつ体系的に学ぶために，基礎的教養・知識を修得しつつ，近代経済学の基礎理論を理解し，これを土台に，専門的能力を養成することによって，経済現象を経済学的に分析し，論理的に叙述する力を涵養し，変化の激しい経済社会に常に対応できる豊かな教養と専門知識を備えた人材を養成する。
（産業経営学科）
　経済及び経営の専門的基礎力と広い視野からの社会的基礎力を養い，これを土台に，応用力を身に付けることによって，柔軟で倫理観にあふれたビジネスリーダーを養成するとともに，ビジネス社会における各組織の中で，主体的に問題を発見し，その解決のための諸方法を展開できる人材を養成する。
（金融公共経済学科）
　現代経済のインフラストラクチュアともいうべき金融システム，公共システムを対象として，系統的な近代経済学の知識，特にミクロ経済理論を応用して現実の金融，公共経済の働きを理解する能力の習得や，金融部門，公共部門での交渉力，企画立案能力の獲得をねらった，高度で実践的な教育サービスを提供する。そのことを通して，今後のわが国の成長や発展に大きく寄与する，知識と実務能力，金融技術，政策立案技術を備えた人材を養成する。

商　　学　　部

激しく変動する市場経済の下でビジネスを行うには商品，人的資源，資金，情報にかかわる知識と実践的技能の習得が必要である。そのため，実学としてビジネスの理論を学修するとともに，幅広い教養に裏打ちされた職に就く力（就職力）を身に付け，国内だけでなく広く世界を視野に入れて，営利企業，非営利組織，行政で活躍できる専門能力，人間力をもった人材を養成する。

（商業学科）

商業学は，グローバル化や IT 化などの時代の変化に対応して進化を遂げている。ビジネス・経済にかかわる専門的な知識を基に，マーケティング，流通，貿易，金融，ビジネス法務など多様な科目群を総合的・体系的に学ぶとともに，実践への応用力を養い，激動する市場環境に対応できる的確な判断力，問題解決能力を備えた人材を養成する。

（経営学科）

今後は，市場化が従来の社会，行政領域などで一層進むと予想される。市場経済の担い手は企業組織を中心としているが，これらに加えて多様な非営利組織など様々な特定の組織が参加することになろう。これら市場化の進展に対応する各種の事業組織の創設，組織化，運営，評価などを専門的に行う人材を養成する。

（会計学科）

企業の経営活動の動きを貨幣額，物量という側面から把握した情報を，経営管理に役立て，株主などのステークホルダーに企業成果などの財務内容を開示する役割を果たすのが，会計の中心的役割である。このため，社会における会計学の意義と役割を認識し，国際的な視野で，会計学の理論と実践に関する専門的知識を習得し，ビジネス社会をリードできる人材を養成する。また同時に，公認会計士や税理士を目指す職業会計人も養成する。

芸　術　学　部

芸術総合学部としての特徴と伝統を保持し，芸術の持つ社会的先導性に鑑み，各々の学科の教育をさらに発展させ，同時に，学科の専門性を越えた総合的なカリキュラムを展開することで，芸術・文化全般にわたる広い視野と能力を持った人材を養成する。

（写真学科）

撮影・プリント，展示などの実践技術および写真史・写真作品研究，写真芸術などの表現まで徹底した基礎教育を行い，技術・応用力をもった創造性を兼ね備えた写真家，写真研究家などのスペシャリストを輩出する。その上に，社会や諸芸術に対する自己の考えを有する社会に貢献できる人物を養成する。

（映画学科）

デジタル技術の進歩で新たな時代を迎えた映像文化を，映像表現・理論，監督，撮影・録音，演技分野で「芸術創造」と「情報伝達」の両面から探究し，高度な専門知識と技術を身につけた創作者，技術者，製作者，研究者など，社会を見通す力を持ったスペシャリストを養成する。

（美術学科）

多様化するファイン・アートの今を見据え，表現技術の習得と同時に，歴史や作家・作品研究等を通じた理論的なアプローチを欠かさず，常に創作意欲を掻き立てる教育を目指している。新たな「創造」を切り拓いていく作家の育成はもとより，広くアートの世界に携わる創造力豊かな人材を養成する。

（音楽学科）
　音楽の専門教育に加え，幅広い視野と能力を身につけさせる教育を行なっている。創作や演奏の技術を，社会や時代のニーズに対応できるよう，関連芸術分野や社会連携による実践的学習によって，次世代の音楽芸術を担う人材を養成する。
（文芸学科）
　文章芸術の持つ精神的・文化的・社会的な意義を考究し，かつ実践できる人材を育成することが教育・研究の主目的である。文芸創作から書籍・雑誌編集，批評・哲学，ジャーナリズム，広告など，広範なメディアで言葉による多様な表現が求められる現代において，第一線で活躍できる人材を養成する。
（演劇学科）
　学生がみずからの個性や習熟度に応じた横断的な学びを構築できるよう「理論と実践」「基礎と応用」「専門と総合」のバランスに優れたカリキュラムを提供する。現代社会における舞台芸術の役割についての高い見識をもち，その新しい可能性をひらいていくための創造力と実行力を兼ね備えた人材を養成する。
（放送学科）
　多様化する情報，進化する放送技術を踏まえ，学生個々の感性を刺激し，魅力的で独創的な作品の創作を通して，自由に自己表現できる人材を育てる。放送メディアに関する専門知識と情報伝達技術を身に付け，放送について深く理解し理論的に考察できる人材，および独創的で豊かな発想力をもつ人材，さらに放送を基盤とした多様なメディアに対応できる人材を育成する。
（デザイン学科）
　個々に応じた教育・指導を基本とし，学生一人ひとりの個性や豊かな感性と創造力を育み，新しい時代への視野と洞察力を養う。実践的かつ横断的なデザインの創作活動と研究を通じ，新たな表現や価値を生み出すとともに文化の質の向上を目指す。これにより社会に貢献する人材を養成する。

国際関係学部

　日本大学の教育理念「自主創造」を実践するとともに，国際社会で活躍するために必要な問題解決能力,社会の各分野で提言できる政策能力,高いコミュニケーション能力を兼ね備えた，国際交流や国際社会の様々な分野で活躍できる人材を養成する。
（国際総合政策学科）
　国際交流や国際社会の様々な分野で，困難な問題に対しても，高度な意志決定ができる人材を養成する。国際人として欠かすことのできない英語をはじめとした外国語能力を向上させるために基礎教育を徹底して行う。総合的な教養力を養うとともに，国際関係，国際ビジネス，グローバルスタディ，グローバル観光の 4 つの履修コースを柱として，国際実務に必要な専門知識とスキルを養成する。
（国際教養学科）
　多文化共生社会において，異文化理解を深めるための専門知識と英語を中心とした外国語の実践的な運用能力のある人材を養成する。様々な国・地域における高度な文化的専門知識を養うとともに，国際文化，国際コミュニケーション，グローバルスタディ，グローバル観光の 4 つの履修コースを柱として，実務に耐える応用力を養成する。

危機管理学部
ヒューマニズムを心に刻み，グローバル化した現代社会を取り巻く様々な危機と向き合い，人々の生命や生活を守る強い信念と高い志を基に，主体的に行動し，日本の秩序の維持と国民の安全，さらには世界の平和の実現のために問題解決に向き合うリスクリテラシーを実践する人材，すなわち「危機管理パーソン」を養成する。 （危機管理学科） 現代社会で発生する多様な問題に対して，国，地方公共団体，民間企業，メディア，NGO，国際機関などそれぞれの職場において，平常時から危機管理の視点をもって予防と対処に主体的に関わり，社会の安心と安全につなげるリスクリテラシーを実践するために，必要な広い教養と深い専門知識を備えた人材を養成する。
スポーツ科学部
スポーツに関連する多様な学問領域における最先端の研究成果を活かしながら，人間性豊かな反省的実践家の養成により，広く社会貢献することを教育研究上の目的とする。 （競技スポーツ学科） スポーツ経験を基盤とする優れたスポーツ技能と科学的知識を備えた国際的競技会で活躍できるスポーツ選手の育成や，スポーツを通じて社会に貢献できる人材を養成する。
理　工　学　部
理工学部の教育理念「自由闊達な精神，豊かな創造性及び旺盛な探究心を持ち，人類の平和と福祉に貢献できる，誇りある人材を養成する」に基づき，理学と工学の連携下，先端技術の創成と情報化・国際化に対応できる教養・基礎教育と，理論と応用を体系的に修得できる実践的な専門教育を実施する。これにより豊かな人間力（教養と高い倫理観）とともに，質の高い学士力を培い，個性・特色ある人材を養成する。 （土木工学科） 心身ともに健全な文化人，土木工学のどの分野にとっても必要な基礎知識を身に付けた土木技術者，進路により適した応用能力を身に付けた土木技術者，伝統を引継ぎ，実社会で多方面に活躍する実践的な土木技術者を養成する。 （交通システム工学科） 高い倫理観を持ち，地球環境の維持と公共の福祉の向上を理解し，歴史や文化に配慮して，持続可能な美しい地域社会の構築と運営に貢献できる交通・建設エンジニア及び交通・都市・環境マネージャーを養成する。そのために，安全かつ快適で豊かな社会の形成に資する交通システムの創造や整備，維持管理，運営，経営を行う総合力と専門能力を養うための教育と研究を行う。 （建築学科） 人類の未来につながる理想的な環境の創出に寄与できる，幅広い視野と豊かな創造性を持つ人材を養成する。このことから，基礎的な建築教育と専門的な素養を深める教育の両方の実施を基本とし，研究者，建築家，建築構造設計者，環境・設備技術者，建築工事監理技術者，建築生産管理技術者，不動産企画・開発者等を目指す学生に対応する教育プログラムを実施する。 （海洋建築工学科）

建築学の基礎知識を修得するとともに，海洋及び沿岸域の環境を理解し，防災安全に優れ多様な立地環境に適合できる建築構造，快適かつ自然環境や景観に配慮した都市・建築計画などの海洋建築工学の専門知識を学ぶ。これらの学問を十分に活用し，高い倫理観を持って人と地球環境に優しい建築物や都市空間を計画・設計・施工できる建築家・技術者を養成する。

（まちづくり工学科）

大都市から山間部や沿岸地域まで幅広い地域を対象として，そこに暮らす人々のニーズを把握したうえで将来像を提案し，それを実現に向かわせるまちづくりの専門家，技術者を養成する。そのために，まちを創造・整備する工学的技術に加え，景観・観光・福祉といった学際的専門分野を理解することで持続可能なまちづくり理論を修得するとともに，演習等を通じてまちづくりの実践的な思考と技術を養うための教育と研究を展開する。

（機械工学科）

機械工学はものづくりを通して，人間生活を豊かにするための総合的な学問である。その機械工学を構成している自然法則の基礎的な理論や概念に立脚し，高度情報化した社会のニーズに応えることのできる創造性豊かな技術者を養成する。

（精密機械工学科）

機械工学に加え電気・電子工学を基礎として，ロボティクスやメカトロニクスに代表される自動化技術，計測制御技術，及びマイクロマシンやマイクロシステムに代表される超微細加工技術，集積化技術を包含した先端の技術分野の研究を行い，さらに新しい技術分野の展開にも対応できる，創造力がありものつくりに強く，骨太で人間性豊かな，かつ環境・福祉にも関心を持つ研究者・技術者を養成する。

（航空宇宙工学科）

航空宇宙工学は，航空機や宇宙機のような大規模で複雑なシステムを対象とし，最先端技術の開発が求められる先駆性，宇宙環境のような極限条件下での高度な信頼性・安全性が求められる極限性，様々な分野の最先端技術が複合的に組合わされた総合性を特徴とする。このような特徴を有する航空宇宙工学の修得を通じて，自啓自発の精神を持ち，科学・技術の発展に貢献できる技術者を養成する。

（電気工学科）

豊かな感性と創造性を育むことを理念とし，電気工学を網羅する「エネルギー，エレクトロニクス，情報・通信」を修得することにより，自由な発想と学際的視野も持つ，科学技術の未来を拓く研究者，生活を豊かにする優れた技術者を養成する。

（電子工学科）

電子工学分野の豊富な知識と技術を有し，広い視野に立って科学と自然を理解し，意欲的に課題を発見して解決する能力，並びにコミュニケーション能力や応用力を備え，日々進展する最先端電子工学をリードできる高度な専門性をもつ人材を養成する。

（応用情報工学科）

情報工学の確かな基礎力を有し，ソフトウェアのみならずハードウェアのスキルを身に付け，意欲的に課題を発見して解決する能力，並びにリーダシップ・コミュニケーション能力を備え，情報処理・ネットワーク・組込システムをはじめとする情報技術の世界で将来を担う人材を養成する。

（物質応用化学科）
　化学技術の向上は人々の生活を豊かにすることを目標にしており，そのために限りある資源・エネルギーを有効に使い，地球環境を守るための新しい物質変換やエネルギー再生システムの開発が必要である。これを目指し，必要な基礎知識と基礎技術を身に付け，外部に開かれた柔軟な発想によって，新しい物質や技術を開発できる化学技術者を養成する。
（物理学科）
　物理学の思考方法を体得し，科学を論理的に考える力，応用力を持ち，学究に対する世界に通じるフロンティア精神を有する次世代の最先端を切り拓く，科学・技術の創成に貢献する人材を養成する。このために，物理学の基本法則の理解と実験による体験を重視し，学生個々が持つ能力を引き出し，広い視野を持ち，未知なる問題を創造的に解決する能力を身に付けさせる教育研究を行う。
（数学科）
　現代のあらゆる科学技術の根幹をなす数学と，コンピュータ科学の基礎理論を学ぶことを通して，真理を重んじ追究する数理科学者を養成する。知的活動の真髄である数学のことばを身に付け，情報化された社会が必要とする高度な数理技術・情報処理技術に柔軟に対応でき，夢と目的意識を持つ人材を育てるプログラムを提供する。幅広い教育を実践する能力のある，中学校・高等学校の優秀な教員を養成することも，大切な教育目的である。

生 産 工 学 部

　幅広い教養と経営管理能力を持ち，学生個々の個性・能力を生かして人類の幸福と安全を実現するために考え行動し，社会に貢献できる技術者を養成する。
　このために，技術の進歩に対応できる基礎学力と応用能力，及び技術の社会と自然に及ぼす効果と影響について多面的に考える能力を培う。
（機械工学科）
　機械工学は生産活動の基盤を支える学問であり，我々の生活を豊かにしてきた。近年，“機械”は人間や自然環境との調和を図ることが重要視され，長期的，広域的視野を持った技術者が必要とされている。このような背景から，機械の面白さやものづくりの楽しさを体感した経験を持ち，ものの作り方や使われ方を知り，自分が作りたいものを具体化して社会の理解を得ながら，ものづくりの現場をグローバルな視点からマネジメントできる人材を養成する。
（電気電子工学科）
　産業構造の変革と高度情報化社会の進展に伴って，電気電子工学の進歩は著しく，また多様化している。これに対応できるように基礎学力と専門領域の知識を身に付け，さらに経営・管理工学を学び，実験・実習を通じて問題解決能力が高く，創造性豊かで，しかも経営能力も有する技術者を養成する。
（土木工学科）
　土木分野に関する理論・現象を実験・実習・設計を通して習得するとともに，実社会における生産実習（企業体験）と経営や安全管理の基礎を学び，専門職の実務に対応できる基本能力を備えた技術者を養成する。さらに，習得した知識の集大成として，土木分野の課題を探究・創造・解決するプロセスを学び，土木技術者としての総合能力を養成する。
（建築工学科）
　建築の基礎となる，「計画」，「構造」，「環境・設備」，「材料・施工」の総合的知識を持ち，高い倫理観のみならず，国際感覚，問題解決能力，応用能力，創造力，さらには発表能力・対話能力に重点をおいて，徹底的に教育指導をし，国際化が進む社会の要請に応えうる，そして経営能力も有する人材を養成する。

（応用分子化学科）
　地球上に存在する物質は，わずか 100 種類ほどの元素の組み合わせによって成り立っている。これらの物質を対象に，豊かで安全な社会を維持させるために資源と環境を調和させながら，材料の無限の可能性を追求する教育研究を行っている。これによって，物質的な学問知識に加え，必要な特性を持つ素材を生み出す「分子デザイン能力」，環境に優しいものづくりのための「グリーンケミストリー」の概念，及び技術者としての倫理観を備え，製品化に向けた計画から生産するまでの「マネジメント能力」を身に付けた化学技術者を養成する。
（マネジメント工学科）
　自然・社会・人間科学などの科学技術を応用した工学的知識をベースに，健全な企業経営の推進，自然・社会環境の向上，人にやさしい製品やシステムの開発・設計そして運用などにかかわる工学的理論や方法論を教育研究し，経済社会の活動を効果的に進めるため，グローバル化にも対応した経営・管理技術を身に付けた人材を養成する。
（数理情報工学科）
　IT（情報技術）並びに ICT（情報通信技術）が，既存の生産活動並びにビジネスの仕組みを大きく変えるエンジンであるという認識に立ち，インターネットの活用法，各種プログラミング技法，ソフトウェア構築法などの情報処理能力，並びにシステム工学・数理工学に裏付けられた問題発見・解決能力を習得した人材を養成する。
（環境安全工学科）
　地球規模の視野を持ち，持続発展可能な社会の実現のために工学分野を複合的に学び，環境共生とエネルギーに関する知識と応用能力及び技術が社会と自然に及ぼす効果と影響について，サステイナブル（持続可能）な視点から考え行動できる総合能力を有する技術者を養成する。
（創生デザイン学科）
　自然科学をベースとする工学知識や技術，芸術を基礎とする感覚や技法，その両方を駆使して人と人工物の理想的な関係を築くことこそがデザインであると捉え，これを実践できる人材を育成することを目標とする。これを実現するために，統合された理論的なデザインの方法である「デザイン思考」の重要なステップ「共感」「問題定義」「創造」「プロトタイピング」「テスト」をカリキュラムに取り入れ，社会全般を見渡して，新しい商品やしくみを提案したり，開発できるデザイン・エンジニアを養成する。

工　学　部

　基礎教育の徹底により，工学の基礎力を修得し，自主的に考察し判断できる発想力及び解析能力を培う。さらに，工業技術が社会と環境に及ぼす影響を理解することにより，高い倫理観をもって調和のとれた持続可能な社会の実現に貢献できる人間性豊かな技術者を養成する。
　また，教育研究活動を通じて地球環境の保護と健康的な生活に工学の立場から寄与し，その成果を社会と地域に還元する。
（土木工学科）
　社会基盤や環境の保全と防災力の向上，資源の循環など，これからの社会システムの基本とすべき事柄を正しく認識した上で，ものづくりに関する基礎技能，自然環境との共生を図る意識及び高い倫理観を有し，社会基盤の整備に実践的に従事できる人間性豊かな技術者を養成する。
（建築学科）

建築学に関する幅広い知識と，専門性の高い技術，さらに創造力豊かな芸術性を修得して，広く地域社会に通用する協調性のある人間性を身に付けるとともに，建築が果たすべき社会的使命としての倫理観や責任感を持った，実践力や指導力のある建築技術者，建築士，デザイナー，研究者，公務員，教員などの人材を養成する。

（機械工学科）

機械工学の基礎と専門分野の知識と技術の修得に重点を置き，機械と人間，社会，自然との関係を深く理解し，地球環境保護，エネルギー・資源再利用などの課題に対応でき，健康で持続可能な暮らしを実現するための知識を身に付けた機械エンジニアを養成する。

（電気電子工学科）

電気電子技術に関して社会貢献できる能力と物事を総合的に判断し得る能力を養うと共に，課題解決のためのチームワーク力と論理的思考力を身に付けることによって，今後の社会環境の変化により生じる新たな要望に対して良識ある倫理観をもって対応でき，かつ国際的視野に立って活躍するために必要なコミュニケーション能力に秀でた第一線で活躍できる情報通信・電気・電子分野の技術者を養成する。

（生命応用化学科）

21 世紀を切り開く持続可能な社会システムの実現を目指し，生命・材料・環境等に関わる化学の応用分野の幅広い知識及び実験技術を修得し，高い倫理観と問題解決能力を有する人材を育成することで，生命や環境に配慮した化学製品や医薬品などの開発・生産・普及活動及び環境保全・リサイクル活動等に従事・貢献できる応用化学・環境化学・生命化学の技術者，教員，公務員，研究者等を養成する。

（情報工学科）

情報社会の基盤づくりに貢献できる技術者となるために，自然科学の知識を基礎として，プログラミング，ネットワーク，計算機システム，メディア処理，情報解析などの情報処理に関する基礎技術を修得し，問題を論理的に分析し目標の実現を図る論理的思考能力と実務処理能力を身に付け，他者との的確なコミュニケーション能力を有する人材を養成する。

医　　学　　部

医学を修める者の社会的責務を自覚し，常に自ら考え研鑽し，豊かな知識・教養に基づき社会に貢献する高い人間力を有する医師を育てる。さらに高い倫理感のもとに，論理的・批判的思考力を有し，世界へ発信できる学際的視野を持った研究者，豊かな個性を引き出し，次世代リーダーを育成する熱意ある教育者の育成を目的とする。

（医学科）

すべての人を平等に愛し，自己犠牲・献身を惜しまない心を持ち，醫学・醫療の道を通じて社会に貢献する者に相応しい資質と能力を備えた人材を育成する。

歯　　学　　部

歯学部の前身である東洋歯科医学校の創設者である佐藤運雄先生の唱えた「歯学を口腔に止めず，常に全身と関連づけて学ぶ」という医学的歯学を校是とした教育を基盤としている。さらに，人間教育としては，師による人格の教化と切磋琢磨を基本としている。

また，医療人として，生涯にわたり自己の資質の向上に努め，社会に有為なスキルの高い歯科医師を養成する。

（歯学科）

専門的知識や的確な医療技術と豊かな人間性を有する歯科医師を養成する。すなわち，幅広い教養と総合的な判断力の上に立って，常に最新の科学的情報を基にして問題を探究する能力の高揚と，診療に際して患者本位の歯科医療に携わることのできるスキルを備えた歯科医師を養成する。

松 戸 歯 学 部

口腔の健康は全身の健康を支えるという考えを基盤とし，それを具現化した「オーラルサイエンス（口腔科学)」の学びを礎に，自主創造の能力を養い，豊かな知識と教養に基づく高い倫理観を持ち，論理的かつ批判的思考を用いた問題解決力と省察力を有し，歯科医療と歯科保健を通して生涯にわたり社会に貢献できる人材を育成する。

（歯学科）

口腔と全身の健康維持，増進に寄与するために，社会の多様なニーズに対応できる高い職業倫理を備え，あらゆる職種と協働し，地域医療と地域保健に貢献できる歯科医師を育成する。

生物資源科学部

今日，世界は食糧問題や環境問題をはじめ新興感染症など，多くの解決すべき問題を抱えている。生物資源科学部は,「生産・利用科学」,「生命科学」,「環境科学」の 3 分野を基軸として，自然や生物との共生を図り，人間活動を重視した教育研究を行っている。対象とする生物資源は，これらの問題を解決し，持続可能な社会を実現させる上で必須である。これらの教育と研究を通して，グローバルな視点をもち，課題を主体的に解決できる能力，優れた科学技術を備えた人間性豊かな人材を養成する。

（バイオサイエンス学科）

生物が持つ多様な情報・物質・機能を最大限に活用するためのバイオサイエンスに関する豊富な知識と，IT や AI を融合した先端的バイオテクノロジーを応用して様々な課題を主体的に解決し,持続可能な社会の実現に貢献できる人材を養成する。

（動物学科）

幅広い動物学の教育研究活動を通して，生態系の重要な要素としての動物の地位と動物が有する様々な潜在能力を理解し，近年の環境問題の解決から動物が有する特異的能力の人類の文化的生活への応用を考え，実践できる人材を養成する。動物学が包含する専門分野のスペシャリスト養成のみならず，多様化する社会の幅広い分野に対応できる，優れた思考力・応用力・適応力を有した動物学に関するジェネラリストを養成する。

（海洋生物学科）

海洋生物と海洋環境の持続的な維持・管理，生物資源としての海洋生物の効率的な生産及び利用を中心に，関連する生命科学，生産科学，利用科学及び環境科学分野の知識・技術を身につけた人材を養成する。さらに，海洋生物とこれを取り巻く環境の保全や人類の豊かな生活の調和を創造できる能力を持った人材を養成する。

（森林学科）

森林環境とその管理に関わる諸問題を解決するために，森林及び自然環境に関する幅広い基礎知識を持ち，論理的な思考と現場での応用力を備えた人材の養成を目標としている。さらに，これらの豊富な知識，持続可能な森林の利用に関する技術を駆使して，環境に配慮した森林の活用，循環型社会の実現に貢献できる人材を養成する。

（環境学科）
　地球環境や地域環境，生態系が日常のくらしと調和した社会を創造できる人材や，バイオマスエネルギー開発など生物環境を科学的な観点から考察して，環境条件を持続させながら都市や社会を発展させることができる人材を養成する。
（アグリサイエンス学科）
　世界に通用する次世代の高品質な農産物の生産及びブランド化を目的としたアグリビジネスに関する幅広い知識，高度な専門技術を身に付けた人材を養成する。
（食品開発学科）
　新たな食品を創造するために，最先端の食品製造，並びに食品の栄養・機能を理解し，健康の維持・増進に役立ち，おいしくて安全な食品を開発することができる技術者・研究者を養成する。また，食品産業界を牽引し，国民の健康増進にも貢献できる人材の養成を行う。
（食品ビジネス学科）
　日本と世界の食料問題の解決と新たな食の創造に関する諸問題に貢献し，フードシステム，フードビジネスのリーダーとなるべき人材の育成を目指している。すなわち，食品に関する生産，加工，流通，消費に至るフードシステム形成の理論と技術教育を重視し，食品に関する科学及び技術を総合的に学び,「食」の専門家として社会に貢献できる人材を養成する。
（国際共生学科）
　グローバル化・多様化の時代に不可欠な「多角的な視点から共生を図ることができる知識・思考力を備えた人材の育成」を学科の教育理念に掲げ，教養教育と専門教育の両面から総合的・学際的な教育を行い，かつ高度な専門的研究も行う。これによって，共生に関する知識・思考力を活かして国内外の生物資源を扱う産業分野で活躍できる人材，国際交流・国際協力に貢献できる人材を養成する。
（獣医保健看護学科）
　愛玩動物の診療補助，適正な飼養，疾病の予防，リハビリテーション，公衆衛生など，動物の健康管理や看護に必要な専門知識と技術を幅広く修得し，獣医師と協働して実践的に活躍できる愛玩動物看護師を養成する。
（獣医学科）
　獣医学は，動物医療を根幹として，動物の健康維持・増進を図るとともに，ヒトの健康と福祉に貢献することを目的としている。その達成のために，生命活動のメカニズムの探求や疾病の診断・治療・予防はもとより，公衆衛生，野生動物の保護及び環境保全など幅広い領域に対し，社会のニーズに応えることができる知識と技術を有した獣医師を養成する。
（生命農学科）
　生産科学，生命科学，環境科学の 3 分野を体系的に教育し，農学を基盤として植物を中心とした分子生物学から生態学を含めた生命現象に関して，体系的な教育と先端的研究を行っている。特に，農学の中心となる生命科学分野を重点的に展開し，さらに緑地環境科学の分野を利用した技術が習得でき，それらの知識と技術を持った未来の農を担う人材を育成する。
（生命化学科）
　動物・植物・微生物など全ての生命体とそれらを取り巻く資源，食料，環境などの多彩な分野に関して，化学的な視点に立って基礎から応用へと結びつける教育・研究を行う。豊富な実験実習と演習を通して高い技術力と実践能力を身につけ，また，化学的視点に立った講義を通して生命に係わる多様な問題に対応できる論理的な思考能力を養い，社会に貢献できる研究者，技術者を養成する。
（動物資源科学科）

動物が有する種々の能力及び機能に関する研究と教育を推進し，それらを応用して人類社会のために貢献することを目的としている。この目的を達成するために，学科の教育・研究の分野を動物生命科学，動物生産科学，動物環境科学及びそれらの学際領域としている。この教育・研究をとおして，多様化する社会の幅広い分野においても対応し得る応用力と思考力を有した人材を養成する。

（森林資源科学科）

森林環境，森林資源管理などにかかわる諸問題について，基礎知識を持ち，論理的な思考と現場での応用力と設計力を備え，専門家としての倫理観を持った人材の育成を目標としている。すなわち，森林及び自然環境を学ぶとともに，人類の共通財産としての持続可能な資源の利用方法を習得し，森林を活用した新たな循環型社会の実現に貢献できる人材を養成する。

（海洋生物資源科学科）

海洋生物資源の持続的かつ有効な維持管理を図るとともに効率的な生産及び利用に関連する生命科学，資源生産学並びに環境科学分野の知識を広く修める教育に重点を置いている。すなわち，幅広い教養と社会全体を見渡せる総合的判断力と，海洋生物環境の保全と人類の豊かな生活の調和を創造でき，かつ国際的にも通用する人材を養成する。

（生物環境工学科）

自然のシステムを活用し，生物資源を適切に利用した生産，生活環境の創造とその応用技術を多面的に学習することを基本としている。すなわち，水・土環境や地域環境，環境配慮型土木的技術，生態系と調和した計画・設計を可能とする環境配慮型建築を創造できる人材やバイオマスエネルギー開発など生物環境を工学的な観点から創造できる人材を養成する。

（食品生命学科）

新たな食品を創造する最先端の研究を展開し，基礎となる食品科学と生命科学とのかかわりを理解し，健康維持に役立ち，安全な食品を創造開発できる教育・研究を行う。また，食と生命に関する豊かな知識を持つ人材の養成に力を入れている。さらに，豊富な実験・実習を通じ実践的な知識を持ち，食品産業界を担っていく新しい知識と技術を兼ね備え，社会に貢献できる技術者，研究開発者を養成する。

（国際地域開発学科）

開発途上国の第一次産業を中心とした経済・社会開発，農業技術協力を含む農村開発，環境保全などの分野での人材の養成を目指す。さらに，問題解決能力，コミュニケーション能力及び国際感覚などを身に付け，農業・農村開発分野の専門家，国際機関の職員や現地進出企業など国内外で世界平和や国際貢献に尽力できる実践力を備えた人材を養成する。

（応用生物科学科）

生命体やそれを取り巻く環境について，基礎から応用まで広い分野の研究と教育を行なっている。近年，微生物・植物・動物のゲノム解析に基づく生命科学の生物産業への応用研究が社会から期待されており，この社会の要望に応えるようバイオサイエンスの専門的知識・技術を幅広く習得し，社会で実践的に活躍できる人材を養成する。

（くらしの生物学科）

「生産・利用科学」「生命科学」「環境科学」の３つの分野を総合的かつ横断的に教授し，生物学に関する幅広い専門知識や技術を修得させるとともに地域との協働をはじめとした実践的な教育を実施して，優れたコミュニケーション能力，マネジメント能力を修得させ，自ら判断し，安全で安心な生活や持続型社会の創造に積極的に貢献できる生き抜く力を持った人材を養成する。

薬　　学　　部
「人類の保健，医療及び福祉に貢献する新しい薬学を創造する」という理念に基づいて，高度医療社会のニーズに応える医療薬学に重点を置いた特色ある教育・研究を推進し，医療人としての倫理観と高い専門性を備え，人の健康と医療の向上に貢献できる自主創造の気風を身に付けた薬剤師を養成する。 （薬学科） 薬学教育 6 年制の課程において，医薬品の安全かつ有効な活用，創薬科学，健康と環境に関する教育・研究を実践し，確かな薬学の基礎を身に付け，独創性と応用力並びに医療人としての心を育て，医療の担い手としての実践力を備えた薬剤師を養成する。

別表１の２

教育研究上の目的（大学院）
法 学 研 究 科
社会科学を主な研究対象とし，現代における多様な社会現象を，高度な学理をもって法学・政治学的に究明するとともに，幅広い教養を身につけた専門性豊かな研究者の養成，社会の要請に応えた高度専門職業人の養成をなし，社会人の再教育によるキャリアアップを目指すための高度な教育を提示する。 （公法学専攻／博士前期課程） 公法に関連する多様な講座を配し，国家（立法・行政・司法）組織，地方自治体ならびに国際組織において活躍し得る人材の専門知識を向上すべく，公法等の理解と応用する能力を養成する。さらに，高等教育機関や研究機関において，公法分野の専門的研究を志す者，その他公法分野に関する専門的職業を志す者に対して，その実現に不可欠な教育を提示する。 （公法学専攻／博士後期課程） 公法分野に係る専門的教育により，将来，研究者又は高度な専門的職業に従事する志をもつ者に対して，専門的知識の修得のために必要な研究指導を行い，研究成果としての論文作成の指導を行う。 （私法学専攻／博士前期課程） 大学教育で学んだ専門知識を更に確実なものとし，これを応用しうる教育を行う。修了後には研究者，公務員，税理士あるいは一般企業の法務業務に携わる法律専門職として活躍し得る人材を養成する。このために法の歴史的発展や比較法の研究による法制度の理解を図り，法解釈の手法とその実践を試み，判例研究などの方法を通じての生きた法を理解する教育・研究を行う。 （私法学専攻／博士後期課程） 研究者として活躍し得る人材，これに準ずる専門職に従事する人材を養成する。この目的の達成のために研究対象とする法の立法過程の研究，外国法の研究もしくは判例研究などを通じての法の運用状態を調査することを支援し，研究成果としての論文作成の指導を行う。 （政治学専攻／博士前期課程） 政治学を中心に隣接領域の多様な学科目を設置し，高度な専門知識と独創性を有する研究者を養成する。また，広い視野と高い専門知識を備えた高度専門職業人，政治に造形の深い市民の養成をなす。 （政治学専攻／博士後期課程） 有為な人材が研究者への第一歩を踏み出し，本格的な研究者に育つために必要な深化した専門的教育を行い，研究成果としての論文作成の指導を行う。また，教育機関及び研究機関に従事するにふさわしい，幅広い視野，深い学識，高度な専門性を備えた人材を養成する。
新 聞 学 研 究 科
高度情報化された民主的社会におけるジャーナリズム及びメディアの公共的な重要性に鑑み，新聞学のより専門的な知識及び実践能力の涵養に努め，もって民主主義及び民主的社会の発展に資するという理念に基づき，新聞学に関する優れた研究・開発能力を持つ研究者，教員を養成すること及び新聞学に基づく高度な専門的知識・能力を持つ人材を養成する。 （新聞学専攻／博士前期課程）

現代社会における多種多様なジャーナリズム及びメディア現象を解明するため，理論，制度及び歴史の研究を基軸として，批判的思考力に裏打ちされた専門知及び実践知の涵養と修得を目指す。このため，様々な課題の中で，新たな公共性原理に基づくジャーナリズム及びメディア秩序の再構築を重要な課題として指導を行う。

（新聞学専攻／博士後期課程）

高度情報化された民主的社会におけるジャーナリズム及びメディアの公共的な重要性に鑑み，新聞学のより専門的な知職及び実践能力の涵養に努め，もって民主主義及び民主的社会の発展に資するという理念に基づき，停滞なき進展，変貌を遂げている新知識基盤社会において，新聞学に基づく高度専門職業人として，現在及び将来に出現する諸問題に有効かつ適切に対応できる人材，新聞学に基づく高度な専門的知識の開発と蓄積によって培われた洞察力，分析力及び問題解決能力を有した人材，博士号取得後，単に教育・研究機関に奉職するのみならず，企業，行政，教育及び国際機関における中核なポジションで活躍できる人材を養成することを目的とする。

文 学 研 究 科

人文科学・社会科学の学問をそれぞれの学問的な特性を尊重しつつ，理論的な探求から実証的研究，先端的な実験・実習までをとり込んだ創造的かつ実践的なカリキュラムを用意し，言語と人間，歴史と文化，心と身体といった普遍的なテーマについて思索を積み重ね，社会的貢献度の高い研究者・教育者など，ゆたかな知性と感性を持った人材を養成する。

（哲学専攻／博士前期課程）

哲学・宗教学・倫理学・美学の各分野を柱にした講義と演習によって学識を養い，人材を養成する。

（哲学専攻／博士後期課程）

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い，個人指導を中心に，さらに深い研究能力を身につけ，人材を養成する。

（史学専攻／博士前期課程）

日本史・東洋史・西洋史・考古学に分かれ，自己の研究を深め，学識豊かな人材を養成する。

（日本史専攻／博士後期課程）

日本史，または，考古学の分野において，自己の研究課題についてさらに専門的に研究し，それぞれが研究者として自立できるように指導し，より高度な学識を持った人材を養成する。

（外国史専攻／博士後期課程）

東洋史，または，西洋史の分野において，自己の研究課題についてさらに専門的に研究し，それぞれが研究者として自立できるように指導し，より高度な学識を持った人材を養成する。

（国文学専攻／博士前期課程）

日本文学と日本語学の，上代から現代までを研究対象とし，実証的な研究及び最新の理論に基づく研究をし，人材を養成する。

（国文学専攻／博士後期課程）

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い，さらに高度な研究能力及び基礎となる豊かな学識を養い，人材を養成する。

（中国学専攻／博士前期課程）

中国及び中国語圏の言語と文化について，古代から現代までを研究対象とし，文献学的な実証研究及び先進的な理論に基づく研究，及び専門的かつ多様な学識とその運用能力の修得，養成を図る教育を行い，高度な学識と広い視野に立ち，柔軟で自立的な判断力を持つ中国学の専門家を養成する。

（中国学専攻／博士後期課程）

中国学に関する専門的で幅広い教養の上に立ち，専攻領域においてさらに高度な研究能力を養い，研究の発展に必要な学識をいっそう深め，人文科学の発展に寄与し得る，自立した研究活動を行うことができる中国学の専門的研究者を養成する。

（英文学専攻／博士前期課程）

英米文学・英語学・英語教育の各分野に関する講義と演習を通して学識を養い，その研究の基礎を築き，各方面で活躍できる専門家を養成する。

（英文学専攻／博士後期課程）

専攻分野について，研究者として自立した研究活動を行い，さらに高度な研究能力及び基礎となる豊かな学識を深め，人材を養成する。

（ドイツ文学専攻／博士前期課程）

ドイツ語圏の文学・文化・語学の研究及び高度なドイツ語力の養成を目的とし，柔軟な判断力を備えたドイツ研究の専門家を養成する。

（ドイツ文学専攻／博士後期課程）

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い，さらに高度な研究能力及び基礎となる豊かな学識を養い，人材を養成する。

（社会学専攻／博士前期課程）

社会学コースでは，現代のさまざまな社会現象を分析・解明することを主たる研究目的とし，社会福祉学コースでは，社会保障及び社会福祉問題等の解決・調整を図ることを主たる目的とする。本専攻では，それぞれの学問分野を柱に，幅広い知識と視野を身に付けた人材を養成する。

（社会学専攻／博士後期課程）

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い，さらに高度な研究能力及び基礎となる豊かな学識を養い，人材を養成する。

（教育学専攻／博士前期課程）

教育学及び体育学の学問分野を柱に，基礎的研究能力を有する研究者の養成を目指すとともに，高度な専門知識をもった人材を養成する。

（教育学専攻／博士後期課程）

専攻分野について研究者として高度な研究能力をもつ，研究活動を自立的に遂行しうる優れた研究者を養成する。

（心理学専攻／博士前期課程）

心理科学及び臨床心理学の学問分野を柱に，基礎から応用まで幅広く学べるカリキュラムで研究を行い，心理科学コースでは心理科学の研究者や科学的視点をもつ公認心理師として，臨床心理学コースでは公認心理師及び臨床心理士として社会に貢献できる人材を養成する。

（心理学専攻／博士後期課程）

専攻分野について研究者として高度な研究能力をもつ，研究活動を自立的に遂行しうる優れた研究者を養成する。

総合基礎科学研究科

本研究科の目標は自然と人間との共生という理念のもとに，地球に優しい科学・技術の探求と確立を目指すところにある。本研究科は，以下の 2 専攻から構成され，多彩な境界領域で接する両専攻が横断的に結ばれているところに特色があり，それぞれの学問領域を融合させた総合的な教育・研究を通じて，以下に記した特色ある人材の養成を目指している。

1　専門分野に対して，深い学識と優れた思考力を持つ人材の養成
2　専門分野や関連分野を幅広く理解し，それらを柔軟に応用できる人材の養成
3　新しい社会や産業の動向を迅速に解析し，広範な知識と能力を発揮できる人材の養成
4　学際的学問領域の学習を通じて，新しい学問の芽を育てる創造性豊かな人材の養成
5　国際的視野と見識で新しい科学技術の問題を正視できる人材の養成

（地球情報数理科学専攻／博士前期課程）

研究科の目的に沿うべく，本専攻においては，地球環境部門，情報科学部門，基礎数理部門を主な研究部門とし，これら 3 部門の複合化を目指している。

（地球情報数理科学専攻／博士後期課程）

研究科の目的に沿うべく，本専攻は，地球環境部門，情報科学部門，基礎数理部門から成り，3 部門の複合化を目指し，3 部門が学際的に協力し合うことを目標としている。

地球環境部門：地球を構成する物質の研究に基礎を置くと同時に，地球各圏の相互関係の解明を目指す

情報科学部門：コンピュータ科学・ソフトウェア科学・数理情報科学における，様々な課題の解決を目指す

基礎数理部門：情報科学，地球科学と関連させながら，基礎数学の側面から数理科学の発展を目指す

（相関理化学専攻／博士前期課程）

研究科の目的に沿うべく，本専攻は，物理学，化学及び生命科学という幅広い自然科学分野におけるさまざまな対象の構造・相互作用・反応・機能等に関し，基礎と応用の両面から理論的・実験的研究と教育を行う。

本専攻は，物理学部門，化学部門及び生命科学部門の 3 部門からなり，それぞれの部門が学際的に相互に補完するように構成されている。

（相関理化学専攻／博士後期課程）

研究科の目的に沿うべく，高度な知識と技能をもつ研究者の養成を行う。

物理学部門：理論的・実験的に物理現象の統一的解明を目指す

化学部門：「化学」の領域は大変に広く，種々の物質や現象の化学的解明を目指す

生命科学部門：様々な生命現象を対象とし，分子レベルから生態系レベルでの解明を目指す

経 済 学 研 究 科

経済学及びその関連学術分野（経営・会計・情報等）における専門的な理論並びに応用の研究を進めるとともに，学術界や実業界においてプロフェッショナルとして求められる高度の専門知識・能力を備えた人材を養成する。このため，①研究者の養成，②高度専門職業人の養成，③社会人の職業的再教育・実務的専門知識の涵養を 3 本柱とし，加えて，学生の資格取得ニーズにも積極的支援を行う。

（経済学専攻／博士前期課程）

経済学及びその関連学術分野における，①専門学識の教授及び研究能力の涵養を通じた研究者の養成，②資格取得を含め目的に沿った専門知識・能力の涵養を通じた高度専門職業人の養成，③社会人の職業的再教育・実務的専門知識の涵養を 3 本柱としており，加えて，学生の資格取得ニーズにも積極的支援を行う。

（経済学専攻／博士後期課程）

経済学及びその関連学術分野において，研究者又はその他の高度な専門性が求められる職業に従事する者に対し，適切な指導を通じ，高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を涵養する。

商 学 研 究 科

商学，経営学，会計学の分野において先進的な研究を担うことのできる研究者の養成と，これらの分野における高度の専門的知識を身につけた専門職業人を養成することを使命としている。先人が構築した知の伝統を正しく継承し，鋭い問題意識をもって新たな知のフロンティアを切り開いていく優れた研究者を養成すると共に，実務界において高度な専門的知識と真に創造的な問題解決能力を基礎にリーダーシップを発揮できる人材を養成する。

（商学専攻／博士前期課程）

マーケティング，流通，金融など幅広い分野について網羅するので，応用経済学の理論と手法を活かして，それぞれの分野における理論的・実践的課題に応える研究を行う。いずれの分野でも現実の動きは激しいが，その追跡に終始することなく，先行研究を丹念に渉猟し理解するよう指導する。それが研究者としての，また社会における指導的役割を担う人材としての不可欠な素養だからである。

（商学専攻／博士後期課程）

各自が選んだテーマについての専門的知識を深め，自立した研究者として学術的研究を進めていく能力を身につけさせる。そのためにも，内外の文献を探索し理解する能力を身につけると共に，指導教員との真剣な討議，学会での研究報告などが必要である。与えられた時間を十分に活用することによって，独創的な研究成果が得られるものと考える。

（経営学専攻／博士前期課程）

営利組織である企業だけではなく，非営利組織である病院，NPO，公共部門をも対象として，経営戦略，組織と管理，財務管理，人的資源管理，販売管理，生産管理など経営の諸領域について，理論的かつ実践的な研究を行う。とくに，グローバルな視野に立ち，変動する環境の変化に迅速に対応しうる経営上の専門能力を有する人材，及び研究者をめざす人材を養成する。

（経営学専攻／博士後期課程）

経営学の最新の理論的成果を吸収しつつ，自立した研究者として学術研究を進展させることのできる人材を養成する。そのために，指導教授の下で，綿密な文献研究やフィールドワークを含む分析技法の習得を基盤として，独創的な研究成果を内外の学会で発表するとともに，学会機関誌などへ掲載するよう指導する。

（会計学専攻／博士前期課程）

会計学，原価計算，監査などを中心としており，各分野のコアを形成する理論をさまざまな角度から探究するとともに，会計実践及び会計実務に役立つ最新の会計問題の解明も十分視野に入れた研究を進める。研究者の方向あるいは会計専門家としての方向のいずれに進んでも，対応できる資質と判断力を身につけさせる。

（会計学専攻／博士後期課程）

将来研究者として自立できるようにするための研究指導を行う。その目的に向かって，各自の選択した研究テーマに即して先行研究を十分に渉猟し，かつ独創的な観点から鋭い分析力と理論構築を可能とする研究指導を行っている。また，研究成果を定期的にチェックするために研究発表の機会を与えて，研究に対するサポート体制も整えている。

芸術学研究科
時代とともに変化する芸術の現状を視野に置きながら，芸術の理論と歴史の研究で想像力を養い，併せて専門及び学際的課題を含む応用領域の研究を行う。専門分野の更なる研究と創作活動を行うとともに，隣接領域の芸術と触れ合い，広い視野をもって芸術を理解することで幅広い知識と技術を持った，社会における芸術活動に貢献し得る卓越した人材を養成する。 （文芸学専攻／博士前期課程） 現代文学を研究・創作の両面から考え，隣接ジャンルとの関係で幅広くとらえて文学の未来を探らせる。文学のみならず広義の文化研究の領域でも新研究を求めていく。そのためのあらゆる試みを可能にして，言語表現に求められる多様なメディアにおける新しい担い手を養成する。 （映像芸術専攻／博士前期課程） 今日の情報環境の中で役割が拡大してきている写真，映画，TV，配信，映像音響等各専門領域・専門分野の深化・総合化を図る。映像の各分野の歴史研究や作品研究，さらに各メディアの総合化の実験，他の芸術領域との統合を図るなど，高度な創作活動，理論的研究を通じて，より新しく専門的な表現実験に意欲的に取り組む人材，専門的な教育研究に従事する人材の養成と新たな総合的研究領域の形成を図る。 （造形芸術専攻／博士前期課程） 美術，デザイン，美術史，アートプロジェクトなどの分野における専門家を養成する。創作的研究においては，多元的独創的に探求し，高度で発展的な創作活動への取り組みを習得する。さらに作家研究や作品分析，歴史的研究など各自が理論を構築するための文献学的方法論も学ぶことで，幅広い視野に立ち，社会や地域環境との連携も課題に取り入れつつ，IT 時代に即応した研究領域でのパイオニアとして活躍する人材を養成する。 （音楽芸術専攻／博士前期課程） 社会がますます複雑化し，多様化するにつれて，映画，放送，演劇，舞踊，美術，文学などといった諸分野と音楽の結びつきは，さらに密接になってきている。また，テクノロジーの発展や文化の国際化にともなう，まったく新しい形の活動も，めざましい変化を遂げながら展開されてきている。それらをふまえながら，いっそう高度な演奏，創作，研究を実践し，あるいは教育に当たることのできる人材を養成する。 （舞台芸術専攻／博士前期課程） 舞台芸術の領域において時代に即応した思考の多様化や領域のボーダレス化にも対応した先駆的かつ挑戦的な学術研究と共に実践研究を行うことを主眼とする。先行研究を尊重しつつも既存の固定概念に囚われることのない多角的な思考力や創造を膨らませた実験や研究発表等を通し，新たな芸術創造の可能性を学術，創作及び実験，検証を主軸とした研究方法で養いながら高度な専門知識と実践力を有する人材を養成する。 （芸術専攻／博士後期課程） 近年の芸術は，異なった分野・領域の芸術が，先端的なメディア等を介在しながらクロスし，さらに密接な関係が成立している。専門の分野をより深く研究することを目的としつつ，どの分野からでも自らの研究に必要な他分野も研究し，新たな表現と理論の開発にも有効に機能するよう，芸術の学問と創作研究を確立し，自立した研究活動と高度な専門的活動に従事するに必要な高度な表現研究能力と豊かな学識を持った人材を養成する。

国際関係研究科
現在，国際社会はグローバル化が進行する一方で，地域格差の拡大・民族対立や紛争・環境破壊など様々な問題が深刻化し，複雑な事態に直面している。国際関係研究科では，問題解決の糸口を探ると同時に，グローバリズムとリージョナリズムの調和を図り，これまでの価値観や研究手法にとらわれず，学際的な視点と柔軟な発想から，諸問題に対しダイナミックにアプローチできる研究者を養成するとともに，国際交流や国際援助を活動の場とする高度専門職業人を養成する。 （国際関係研究専攻／博士前期課程） 世界の各地域における諸問題に対し，政治・経済・法律・開発・環境・情報等の視点から研究を行う「国際関係」部門と，各国の文化・文学の比較や異文化間コミュニケーション等の文化的フィールドから研究を行う「国際文化」部門の双方の領域を視野に入れ，総合的・学際的なアプローチを試みることにより，専攻分野における研究能力を養い，専門性を要する職業等に必要な高度の能力を持つ人材を養成する。 （国際関係研究専攻／博士後期課程） 世界が直面している諸問題は，政治・経済・文化等の複雑な要因から構成されており，これらの問題に対しては，社会科学・人文科学の成果を結集した総合的・学際的研究が必要である。このような認識のもとに新領域の国際関係研究を確立し，地域研究を行い，国際関係に精通した研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有し，国際社会に貢献できる人材を養成する。
危機管理学研究科
災害，テロ，国際紛争等，複雑化した現代の様々な危機に，法学を中核とし，政治学，国際関係学等の社会科学の知見を統合した危機管理学の学識を適用して的確に対処し，翻ってレジリエントな社会の創造に貢献する，指導的人材及び高度専門職業人を養成する。 （危機管理学専攻／博士前期課程） 拡大するグローバルな危機と，ローカルな社会課題と向き合い，社会・自然環境の劇的変化に対応しつつ，世界に指針を示し，リーダーシップを発揮できる危機管理人材へのニーズに応えて，①危機や社会課題を学術的に探求し，危機管理を解明し普及させる指導的人材，及び②危機管理の実践的知識とを有する高度専門職業人として，危機管理の適用法を立案し，実践することのできる有為な人材を養成する。 （危機管理学専攻／博士後期課程） 拡大するグローバルな危機と，複雑化するローカルな社会課題と向き合い，社会・自然環境の劇的変化に対応しつつ，世界に指針を示し，リーダーシップを発揮できる危機管理人材へのニーズに応えて，①危機や社会課題を学術的に探求し，危機管理を解明し普及させる，研究者を含む指導的人材，及び②危機管理の実践的知識とを有する政策決定者を含む高度専門職業人として，危機管理の適用法を立案し，実践し，先導することができる，有為な人材を養成する。
スポーツ科学研究科
スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識し，課題を概念化，解決できる反省的実践家として，課題解決能力を極め，国内外からの知見から競技力向上に資する高度な専門性を身につける。また，グローバルにスポーツ科学研究を推進し，実践できる能力を持った高度な専門家を養成する。 （スポーツ科学専攻／博士前期課程）

スポーツ科学専攻では，競技スポーツの諸課題に対応するスポーツ科学の高度な専門的知識を修得し，スポーツ科学の研究成果を競技スポーツの現場において実践できる能力を持った人材を養成する。
（スポーツ科学専攻／博士後期課程）
スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識し，課題を概念化，解決できる反省的実践家として，課題解決能力を極め，国内外からの知見から競技力向上に資する高度な専門性を身につける。また，グローバルにスポーツ科学研究を推進し，実践できる能力を持った高度な専門家を養成する。

理工学研究科

自然環境を護り，社会倫理を尊び，学術の理論及び技術の深奥を究め，世界の平和と人類の福祉に貢献できる高度な専門的能力を有する人材を養成する。
（土木工学専攻／博士前期課程）
人間生活を支える基盤施設とそのシステムの建設とマネジメントに関する理論と応用を学び，自然環境との調和や資源の有効活用に努め，快適な社会を提供できる，広い視野と自由な精神をもったシビルエンジニアにして，実践的な専門性を要する職業に必要な高度の能力ないし研究能力を有する人材を養成する。
（土木工学専攻／博士後期課程）
人間生活を支える基盤施設とそのシステムの建設とマネジメントに関する理論と応用を学び，自然環境との調和や資源の有効活用に努め，快適な社会を提供できる，広い視野と自由な精神をもったシビルエンジニアにして，研究者として自立して研究活動を行うことができ，高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力とその基礎となる豊かな学識を有する人材を養成する。
（交通システム工学専攻／博士前期課程）
交通・都市・環境の調和と共生が実現できる地域社会の構築と運営のために，情報化社会に即したシステマティックに，かつ，専門的な視野に立つ教育・研究を行い，広く人類の福祉に貢献し得る交通工学及び社会基盤工学分野の研究者・技術者を養成する。
（交通システム工学専攻／博士後期課程）
交通・都市・環境の調和と共生が実現できる地域社会の構築と運営のために，情報化社会に即したシステマティックに，かつ，専門的な視野に立つ高度な教育・研究を行い，広く人類の福祉に貢献し得る交通工学及び社会基盤工学分野の学識豊かな研究者・技術者を養成する。
（建築学専攻／博士前期課程）
国際的な視野，公正な倫理観，豊かな創造性あるいは芸術性を備え，環境に調和した持続的都市・安全で美しく機能的な建築空間の構築に貢献できる，高度な専門的能力を有するプランナー・デザイナー及び技術者を養成する。
（建築学専攻／博士後期課程）
国際的な視野，公正な倫理観を持ち，高度な専門的業務に従事するに必要な豊かな学識と自立して研究活動を行うことのできる能力を備え，環境に調和した持続的都市・安全で美しく機能的な建築空間の創造に貢献できる人材を養成する。
（海洋建築工学専攻／博士前期課程）
建築工学と海洋工学が融合した海洋建築工学のより高度な知識を修得するとともに，海洋及び沿岸域の環境評価，防災安全に優れ多様な立地環境に適合できる建築構造，快適かつ自然環境や景観に配慮した建築物や都市空間・海洋空間の利用・計画・設計・施工に貢献できる，倫理観の高い研究者・技術者を養成する。

（海洋建築工学専攻／博士後期課程）
　建築工学と海洋工学が融合した海洋建築工学のより高度な知識に基づき，海洋及び沿岸域の環境評価，防災安全に優れ多様な立地環境に適合できる建築構造，快適かつ自然環境や景観に配慮した建築物や都市空間・海洋空間を利用・計画・設計・施工に貢献できる，倫理観の高い自立した研究者・技術者を養成する。
（まちづくり工学専攻／博士前期課程）
　土木工学・建築学・都市工学・造園学という既存の学問とともに，景観学・観光学・福祉工学・防災工学・環境学・情報学といった学際的学問を融合した教育・研究を推進することによって，まちづくり分野の指導的立場に立つとともに，国際的にも活躍できるような高度な専門的能力を有する技術者（まちづくりプランナー，まちづくりデザイナー，まちづくりプロデューサー）及び研究者を養成する。
（まちづくり工学専攻／博士後期課程）
　土木工学・建築学・都市工学・造園学といった既存の学問を基盤として，景観学・観光学・福祉工学・防災工学・環境学・情報学といったまちづくり分野における学際的学問を包含しつつ，自立して研究活動を推進することにより，まちづくり分野の学問の深淵に臨み，持続可能なまちづくりを実現することのできる技術と能力及び豊かな感性と学識並びに経験を備えた研究者・技術者・教育者を養成する。
（機械工学専攻／博士前期課程）
　人間生活を環境と安全の側面から豊かにするために，機械工学と自然科学の基礎理論を総合的に使って，社会のニーズに応える創造性豊かな「ものづくりとそのための研究」ができる技術者を養成する。弾塑性学，熱工学，流体工学，工作法，熱機関，自動車工学，機械力学，金属材料のいずれかの分野において，学部の学生と研究グループを組んで自由闊達な議論をしながら，研究計画を立て問題を解決できる能力を養い，現象に対する観察能力，調査能力，問題点の発見能力，指導力，協調性，説明能力，報告書作成能力をもつ人材を養成する。
（機械工学専攻／博士後期課程）
　人間生活を環境と安全の側面から豊かにするために，機械工学と自然科学の基礎理論を総合的に使って，社会のニーズに応える創造性豊かな「ものづくりとそのための研究」ができる高度な研究者・技術者を養成する。弾塑性学，熱工学，流体工学，工作法，熱機関，自動車工学，機械力学，金属材料のいずれかの分野において，主体的に選定した研究テーマの下で，研究計画を立て問題を解決し，現象に対する観察能力，調査能力，問題点の発見能力，指導力，協調性，説明能力，報告書作成能力を養い，自立して研究を遂行できる人材を養成する。
（精密機械工学専攻／博士前期課程）
　機械工学に加えて電気・電子工学を基礎として，知的メカトロニクスやロボティクスに代表される自動化技術，微細加工，マイクロマシン（MEMS），などの分野における高度な専門知識と研究能力を養う。また，広い視野に立った豊かな学識を有し，高度な専門性のある業務や新技術の展開に対応でき，人間性豊かな創造力のある技術者・研究者を養成する。
（精密機械工学専攻／博士後期課程）
　機械工学に加えて電気・電子工学を基礎として，知的メカトロニクスやロボティクスに代表される自動化技術，微細加工，マイクロマシン（MEMS），などの分野における高度な専門知識と研究能力を養う。また，広い視野に立った豊かな学識を有し，自立して研究活動を行い，かつ高度な専門性のある業務に従事できる人間性豊かな創造力のある技術者・研究者を養成する。

（航空宇宙工学専攻／博士前期課程）
　先駆性，極限性，総合性を特徴とする航空宇宙工学の修得を通じて，自啓自発の精神を持ち，科学・技術の発展に貢献できる技術者を養成する。また，技術者倫理を含む人間形成に必要な素養を身に付けることで，世界の平和，人類の福祉及び地球環境の保護に貢献できる高度な技術者を養成する。
（航空宇宙工学専攻／博士後期課程）
　先駆性，極限性，総合性を特徴とする航空宇宙工学の修得を通じて，自啓自発の精神を持ち，科学・技術の発展に貢献できる技術者を養成する。また，技術者倫理を含む人間形成に必要な素養を身に付けることで，世界の平和，人類の福祉及び地球環境の保護に貢献できる高度な技術者を養成する。さらに，深淵な専門知識を修め，自立して研究を遂行し，将来の国際的研究指導者として活躍し得る研究者を養成する。
（電気工学専攻／博士前期課程）
　電気工学が関わる諸分野において，基礎から応用に渡る幅広い研究を行う科学技術の担い手として，改革の時代に柔軟に対応できる豊かな学識と電気工学に関する基礎的な専門能力及び国際的に活躍することのできる実力を備えた研究者・技術者を養成する。
（電気工学専攻／博士後期課程）
　未来社会を根底で支える電気工学が関わる諸分野において，先端的な幅広い研究を行う科学技術の担い手として，改革の時代に柔軟に対応できる豊かな学識と電気工学に関する高度な専門能力を有する自己啓発的な人材及び国際的に活躍することのできる実力を備えた研究者・技術者を養成する。
（電子工学専攻／博士前期課程）
　回路・制御，材料・素子，通信・光，情報工学にまたがる幅広い電子技術の基礎知識を関連付けながら，最新のトピックスや技術動向を学び，電子基礎，電子工学，電子材料，通信工学，情報処理に関わる先端的テーマを掲げる研究を遂行することによって，研究開発，専門業務に携わることのできる技術力，語学・発表能力を備えた未来志向の研究者・技術者を養成する。
（電子工学専攻／博士後期課程）
　電子基礎，電子工学，電子材料，通信工学，情報処理の諸分野において，世界に先駆ける先端的テーマを掲げる研究を計画・遂行・完成することによって，次世代の広範な電子技術を駆使，発展させる独創的研究開発，高度な専門業務を遂行するに十分な学識と能力を備えた研究者・技術者を養成する。
（情報科学専攻／博士前期課程）
　数理科学，計算機技術を駆使し，次世代の情報科学及び広範な工学分野の発展のために，独創的な研究，開発，高度な専門業務を遂行する能力を備えた研究者・技術者を養成する。
（情報科学専攻／博士後期課程）
　豊かな学識をもって，次世代の情報科学及び広範な工学分野の発展を担う，独創性と創造力に秀でた研究者，高度技術者を養成する。
（物質応用化学専攻／博士前期課程）
　国際的視野に立ち，創造的な研究開発能力を発揮できる科学技術者を養成する。
（物質応用化学専攻／博士後期課程）
　化学に関する独創的・国際的な研究開発能力ならびに時代の変化に対応できる豊かな学識と高い倫理観を有し，化学技術の進歩を推進するための自律的な行動力とコミュニケーション能力をもった指導者となりえる人材を養成する。

（物理学専攻／博士前期課程）
　現代科学・技術の様々な分野において基礎となる物理学の専門知識と論理的な思考法，科学・技術の課題の解決法を修得し，豊かな人間性，国際性，社会倫理観を身に付けた人材を養成する。
（物理学専攻／博士後期課程）
　物理学の高度で最新の専門知識と思考法を修得し，科学者としての社会倫理観を身に付け，現代科学・技術の様々の分野における研究課題を解決する能力，自立して研究を進める能力，新しい分野を切り開く応用力をもつ人材を養成する。
（数学専攻／博士前期課程）
　現代数学の幅広い分野から，個々の学生の志望，性格に適したテーマを選択し，論理的分析力，発表力を体得した数学応用者，教育者，研究者を養成する。
（数学専攻／博士後期課程）
　現代数学の幅広い分野から，個々の学生の自主的な選択のもとに主題を定め，数学の深い知識，論理的分析力，発表力を涵養し，学界及び産業界にて活躍できる人材を養成する。
（地理学専攻／博士前期課程）
　地形や気候を扱う自然地理学，農山村や都市を対象とする人文地理学，GIS（地理情報システム）を中核とする地理情報科学，環境地理学，これらを統合する地誌学などの分野において，実務的技術を修得して，実験実習やフィールドワークを重視した研究を行うことのできる，創造性豊かで実践的かつ高度な研究能力を備えた研究者，教育者，実務者などを養成する。
（地理学専攻／博士後期課程）
　地理学の各専攻分野において豊かな学識を有し，研究者として自立して研究活動を行うことのできる高度な研究能力を備えた人材を養成する。
（量子理工学専攻／博士前期課程）
　現代物理学の根幹となっている量子力学に基づき，加速器科学・素粒子論・場の理論・物性科学・エネルギー科学・情報科学・生命科学などの量子科学を考究するとともに，その工学的・学際的領域への応用力を培う教育を行う。これら量子科学の根底的理解を通じて，従来の枠を越えた新しい科学技術に対応できる能力を養い，社会に貢献できる技術者及び研究者となる人材を養成する。
（量子理工学専攻／博士後期課程）
　現代物理学の根幹となっている量子力学に基づき，加速器科学・素粒子論・場の理論・物性科学・エネルギー科学・情報科学・生命科学などの量子科学を考究するとともに，その工学的・学際的領域に応用・展開する力を培う教育を行う。これら量子科学の根底的理解を通じて，従来の枠を越えた新しい科学技術を創造できる豊かな能力を養い，率先して社会に貢献できる技術者及び研究者を養成する。

生産工学研究科

　技術革新に適応する生産工学の先進教育と研究活動の場を提供して，高度な実践的・創造的な能力を備えた指導的な技術者・研究者を養成する。
（機械工学専攻／博士前期課程）
　他分野の技術との融合により急速に進歩する機械工学の技術者養成のために，専門的な研究指導と学際的な教育を合わせて行う。特に，飛躍的に発展を遂げつつある科学技術に対応できる柔軟で斬新な発想力，創造性豊かな能力及び協調性を身につけた高度の技術者・研究者を養成する。
（機械工学専攻／博士後期課程）
　広い知識と深い探求心を養い，将来社会で認められる研究者への道を切り開くことができる人材養成を目的とする。特に，各大学院生がこれまでに培った発想力，創造性，協調性等を基に，これらをさらに飛躍させるための斬新で独創的な研究に対する指導を通じて能力養成を行う。また，その成果を広く関連の学協会に問い，社会において高い評価が得られる研究者を養成する。

（電気電子工学専攻／博士前期課程）
　さらに一歩進んだ電気・電子・情報通信工学に係る学問を探求できる広い視野と深い学識を備え，論理的思考と創造力を基礎として新しい技術的領域に寄与できる技術者と研究者を養成する。
（電気電子工学専攻／博士後期課程）
　広い視野と電気・電子・情報通信工学に係る深い学識を備え，自らの創造力により課題を設定し，目標に向かって計画的に研究・開発を遂行できる能力を備えた研究者を養成する。
（土木工学専攻／博士前期課程）
　土木技術をはじめ地球環境や生態系の保存，安心・安全な地域社会や市民生活などについて高度な専門的知識を教授する。そしてこれらの学識と，教員の個別指導による研究活動を通じて，国際的視野に立ち，企業等において技術的課題に挑戦できる指導的技術者を養成するとともに，研究者として自立できる人材開発をする。
（土木工学専攻／博士後期課程）
　土木工学分野における高度かつ複合的な研究課題に取り組めるように，指導教員の指導のもとで，土木工学の専門家として論理的な現象把握による研究遂行能力とともに独創的研究能力を持つ人材を養成する。
（建築工学専攻／博士前期課程）
　実学教育の理念に根ざし，建築工学に関わる専門的基礎知識，及び一般教養を基にして，社会の要請に十分応え得る建築技術者・デザイナーを養成するために，優れた総合能力と高度な実学的専門知識を，建築分野の各領域の研究を通し習得する。
（建築工学専攻／博士後期課程）
　より高度，かつ普遍性を有する建築工学に関わる専門的知見を，創造的な学術研究を通し明らかにすることにより，建築工学分野の実学的発展に資すると共に，建築界において指導的かつ実践能力に優れた人材を養成する。
（応用分子化学専攻／博士前期課程）
　化学の専門知識を体系的に身につけるとともに，物質の物理化学的性質及び化学反応を分子論に基づいて理解し，グリーンケミストリーを基礎とした機能性材料の創出，化学プロセス及び化学計測システムの開発に携わることのできる研究者・技術者を養成する。また，化学及びその関連領域における諸問題の解決に積極的に取り組み，産業界等で活躍することのできる上級化学技術者として必要な社会性・国際性を養う。
（応用分子化学専攻／博士後期課程）
　化学及びその関連分野に関する広範かつ高度な学識を備え，精密合成，化学計測などの先端技術を駆使して，研究を自立して論理的に行うことのできる第一線の化学研究者を養成する。また，新しい機能性材料や化学技術の開発を国際的視野から先導的に推進する能力，問題解決のための優れた計画・設計能力，そして化学技術が社会や地球環境に及ぼす影響を判断できる高い倫理観を身につける。
（マネジメント工学専攻／博士前期課程）
　高品質の製品やサービスを効率よく生産・提供する方法を研究し，開発から生産，流通，廃棄に至る一貫した管理技術を修得させる。また品質や生産の管理だけでなく，組織の意思決定のプロセスにおける最適化や情報獲得の技術も教育する。企業や組織，社会システムや地球環境も含め，人が関わるあらゆるシステムを最適にマネージするための技術を研究・教育し，新しい産業社会に対応できる管理能力を備えた技術者を養成する。

（マネジメント工学専攻／博士後期課程）
　物及びサービスの企画・開発から生産，流通，廃棄に至る一貫したプロセスを最適化する方法，さらにこの最適化を可能にするための組織の構造と運用技術を研究・教育する。最適化の観点は，それらの過程及び結果から人間の受ける精神的・肉体的ストレスが低く，地球環境の持続可能性が高いことである。多様な価値観を調和させ，プロセスの最適化を達成するための問題発見・問題解決ができる自立した研究者・教育者を養成する。
（数理情報工学専攻／博士前期課程）
　情報化時代に適応する数理情報工学の先進的教育・研究を通して，様々な問題に共通する数理的な構造を解明し，さらに問題解決のための数理的な手法と情報工学の活用について学ぶ。これによって，情報化社会における生産に関連したあらゆる場面で，高度に進化したシステムを扱うことのできる新しいタイプの実践的な能力を備えた技術者，教育者を養成する。
（数理情報工学専攻／博士後期課程）
　情報化時代に適応する数理情報工学の先進的教育・研究を通して，現代社会における高度で困難な問題の数理的な構造を解明し，情報工学を活用した数理的な手法を開発する。そのために，数理工学と情報工学を活用して，情報化社会における生産に関連したあらゆる場面で，高度に進化したシステムを扱い，問題を解決することができる新しいタイプの創造的な技術者，研究者，教育者を養成する。

工 学 研 究 科

　学問や科学技術の深奥を究め，人類の福祉向上及び人と自然が共生できる豊かな社会の構築に貢献でき，幅広い知識を有する，高度専門職業人及び工学研究者を育成し，もって社会からの負託に応える。
（土木工学専攻／博士前期課程）
　社会資本の整備が一段落を迎えた土木工学において，今後は構造物の構築以外に，維持管理，環境や気候変動に伴う災害制御などの分野に社会の要請が高まっている。そこで，基礎的知識を技術者専門科目において修得した上に，さらにより高度な技術者応用科目をも加えることにより，これらの要求に対応可能な実践的な人材を育成する。
（土木工学専攻／博士後期課程）
　本課程では，環境保全・整備や防災等に関する社会からの様々な要請に応えられるよう，多分野にわたる特別研究（地盤・構造・コンクリート系，環境・水理系，計画系）を設置している。これらの研究を通じて高度な知識を修得すると共に，実践的に技術指導可能な，また，自立して研究可能な技術者，研究者を育成する。
（建築学専攻／博士前期課程）
　安心して暮らせる豊かな生活環境の創造に向けて，学部で修得した教養及び建築学の基礎的な知識をもとに，建築学の各専門分野についてより高度な知識を修得すると共に，建築学の多様な研究や設計の課題に対して自ら探求してまとめ上げる力を養い，社会の要請に適応できる優れた人材を育成する。
（建築学専攻／博士後期課程）
　建築学の各専門領域における最新の学術的動向を踏まえて，国内外に通用する企画力や応用力を養うと共に，建築構造学の研究，防災や新材料の研究，建築人間工学の研究，都市環境に関する研究，建築歴史・意匠の研究など，広範な専門領域から独創的な研究課題を自ら深耕して，社会の要請に適応できる自立した研究者，技術者を育成する。
（機械工学専攻／博士前期課程）

高度な機械工学の基礎を修得すると共に，さらにその発展分野であるロボティクス，環境・エネルギー，ナノテクノロジー，バイオメディカル，福祉工学など機械工学の最先端分野についても学修する。また，MOT，技術者倫理などを学ぶことにより，社会の発展と人類の福祉とに貢献できる技術者，研究者を育成する。

(機械工学専攻／博士後期課程)

高度な機械工学の基礎を修得すると共に，さらにその発展分野であるロボティクス，環境・エネルギー，ナノテクノロジー，バイオメディカル，福祉工学など機械工学の最先端分野についても学修する。また，研究，学位論文作成などを通じて，自立して研究できる技術者，研究者，教育者を育成する。

(電気電子工学専攻／博士前期課程)

人類社会における電気の貢献は計り知れないし，その役割も多岐にわたることから，これからの未来社会においては電気の技術革新が重要となる。このため，技術の発展と進歩によって優れた人材が求められているので，高度な電気電子の知識の修得を通じて，新しい分野を開拓する科学技術の担い手となり得る想像力と独創性が豊かで自己啓発的な精神を持ち，社会の発展に貢献でき，自立した技術者を育成する。

(電気電子工学専攻／博士後期課程)

博士後期課程では電気の先端的な研究を通じて，世界に貢献できる優れた博士論文をまとめるための研究計画と実行，及び洞察力を養うことを目的に，高度な電気電子の知識の修得のみならず新しい分野を開拓するフロンティア精神に富み，科学技術の担い手となり得る想像力と独創性豊かで自己啓発的な精神を持ち，社会の発展に貢献できる自立した研究者を育成する。

(生命応用化学専攻／博士前期課程)

21 世紀を切り開く社会システムの実現へ向け，国際的な視野に立ち，化学の専門知識を体系的に身につけると共に，環境に配慮した化学製品の開発・生産・普及活動及び環境保全・リサイクル活動などに従事し，循環型で持続可能な社会の実現に貢献できる柔軟で斬新な発想力・創造力及び協調性を身につけた高度な応用化学技術者を育成する。

(生命応用化学専攻／博士後期課程)

21 世紀を切り開く社会システムの実現へ向け，国際的な視野に立ち，化学の専門知識を体系的に身につけると共に，環境に配慮した化学製品の開発・生産・普及活動及び環境保全・リサイクル活動などに従事し，循環型で持続可能な社会の実現に貢献できる柔軟で斬新な発想力・想像力及び協調性を身につけ，自立して研究を遂行できる研究者を育成する。

(情報工学専攻／博士前期課程)

情報システムと情報処理に関する先進的な教育・研究を通じて，論理的に物事を考える習慣をつけると共に，他者との的確なコミュニケーションを図りながら，問題を正しく認識し，その解決に向けて努力することができる技術者を育成する。また，情報技術者としての責任と義務を自覚し，高度な情報システムを扱うことができ，もって，人類社会並びに情報工学とその周辺技術の発展に貢献できることを目的とする。

(情報工学専攻／博士後期課程)

情報システムと情報処理に関する先進的な教育・研究を通じて，論理的に物事を考える習慣をつけると共に，他者との的確なコミュニケーションを図りながら，問題の本質をとらえ，その解決に向けて努力することができる自立した研究者を育成する。また，情報技術者としての責任と義務を自覚し，高度な情報システムを開発することができ，もって，人類社会並びに情報工学とその周辺技術の発展に貢献できることを目的とする。

医 学 研 究 科
「自ら学ぶ」「自ら考える」「自ら道を開く」姿勢を持って，独創性の高い研究を行い，人類の知の体系に貢献する医学研究者及び研究指導者を養成する。統合的学科目や臨床系の教員が担当する基礎系学科目などを配置し，新たな学際的研究にも対応できる専攻科目体系を構築し，多様化の進む医学研究に対応する教員組織の充実を図り，国際的に通用する高度な先進的医学研究を推進し，大学院教育の充実を図る。 （生理系／博士課程） 生理系の各専攻は生命現象の本質を研究することを目的として設置されている。研究を進めるために採られる方法は様々であるが，できるだけ多くの研究方法を理解して有機的に応用することによって，より成果の上がるよう努めている。また得られる成果が医療面でも利用され，人類の福祉と幸福に寄与できるよう考慮されている。なお，本系の修了者には将来研究指向の医師ばかりでなく，研究指導者や大学等の教員となりうる人材を養成する。 （病理系／博士課程） 病理系の研究分野は形態病理学より始まり，微生物学，免疫学，腫瘍学，病態代謝学，臨床応用に直接関連した人工臓器・移植医学まで病理系に特化した専門性を有する研究内容を有している。従って，病理系研究課程を通して育成される人材は，将来その分野の指導的役割を発揮することが求められると共に，当該分野における専門性を広く基礎並びに臨床医学の発展に還元できる能力と使命感とを有する人材を養成する。 （社会医学系／博士課程） 社会・環境と健康・疫病との関係を理解し，社会的に役立つ研究を行なうために，疫学的手法（公衆衛生）・実験的手法（環境医学）などを研究に応用する能力を身につけさせる。 また，医療制度の現況を把握し，医療経営の基本となる医療の質と効率を定量的に評価し，医療事故の現状と予防対策を構築できる人材を育てる。その他に裁判と関連する親子鑑定・個人識別・法医解剖の必要性を認識し，実践できる人材を養成する。 （内科系／博士課程） 内科系医学はあらゆる疾患の病態解明，診断法・予防法・内科的治療法の確立を図ることが中心をなす。日々医療を取り巻く状況が変化する中で，ますます高度化・複雑化する内科学の各分野の基礎研究を通して，医科学の進歩に対応し，科学的に明確な根拠に基づいた質の高い優れた各分野の医療を実践できる専門医と，高度な水準の医学研究に基づきより深い科学的洞察力及び研究マインドと指導力とを兼ね備えた研究指導者を養成する。 （外科系／博士課程） 外科系医学は疾病に対して観血的手技を用いて人体の恒常性の回復を図ることが中心をなす。したがって，外科系医学においては疾患の病態のみならず観血的侵襲そのものによる病態生理の探究が求められる。さらに，損なわれた臓器または組織の機能の回復・代替補填を図るための生理学，薬理学的対応及び人工臓器・組織にわたる広範な知識が必要である。大学院課程では斯かる外科系医学に求められる臨床，基礎的研究を行う人材を養成する。
歯 学 研 究 科

歯科医学の教育・研究活動に必要な深い教養と高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識とともに，歯科医学の発展に寄与しうる教育・研究を指導する能力を養うことを目的とする。 専攻分野の教育者及び研究者として自立した活動を行い，さらに歯科医学教育・先端的歯科診療等の指導に従事するために必要な深い教養と高度の研究能力の養成及びその基盤となる豊かな学識を養うことを目的とする。 （歯学専攻／博士課程） 多岐にわたる歯科医学の高度にしてより幅広い知識と先進的医療技術を有す教育者及び研究者の育成を図るべく，口腔構造機能学分野，応用口腔科学分野，口腔健康科学分野の 3 分野を設置している。これらは，歯科基礎系と歯科臨床系を融合した分野であり，学際領域の推進により複数の教員による指導体制のもとに，教育及び臨床に直結した歯学研究，専門医養成することを目的とする。
松戸歯学研究科
歯科医学の進歩に伴い，これまでの不可逆的な治療から，予防あるいは再生治療へと変わりつつある。それらの変化に的確に対応し，科学する能力を持った臨床医を育てること，未来の歯科医学を担う教育・研究指導者を養成する。 また，情報を整合的に解釈して診療にフィードバックできる臨床医あるいは研究者を養成する。 （歯学専攻／博士課程） 歯科医療の様々な問題に対して，科学的アプローチを行い，解決を導き出す能力を持った研究者を養成する。また最先端の研究成果の取り込みを行うことにより，それらの情報を歯科医療の現場にフィードバックし，口腔疾患の診断，治療，予防に役立てることができるような臨床医，未来の歯科医学を担う教育・研究者を養成する。
生物資源科学研究科
優れた研究者と高度の専門技術者の育成に主眼を置き，充実した教育研究指導体制の下で，基礎科学を応用領域にまで発展し得る力量を備えた人材を養成する。特に新しい産業構造・社会の変化に迅速に対応出来る総合的な知識と創造性豊かな人材，また国際的視野で新しい科学・技術上の問題を総合的に解決出来る見識豊かな人材などの養成を教育・研究指導の目的とする。 （生物資源生産科学専攻／博士前期課程） 植物生産科学，動物生産科学，水圏生物生産科学，森林生産科学，生産環境工学の各分野から構成される生物資源生産科学に関する知識を教授する。また，生物生産に関わる事項について生物資源と生物環境の両面から総合的に捉え，生物資源を持続的，かつ有効に管理・活用するための研究指導を行ない，広い視野から問題点を把握し，応用力を発揮しうる人材の養成を目指す。 （生物資源生産科学専攻／博士後期課程） 生物資源生産に関わる各分野での基礎・応用研究をさらに発展させ，高度な問題解決能力と創造力に富んだ専門技術者と優れた研究能力を発揮できる専門の研究者の養成を目指す。 （生物資源利用科学専攻／博士前期課程） 生物資源利用学，生物資源利用化学，微生物利用科学，食品科学の 4 分野から構成される生物資源利用に関する知識を教授する。また，生物資源の利用に関わる課題や生物資源を有効利用する技術の開発を研究課題として，広い視野から問題点を把握し，その解決の取り組みにあたって応用力を発揮しうる人材の養成を目指す。

（生物資源利用科学専攻／博士後期課程）
　生物資源利用に関わる諸問題について各分野から総合的に捉えた講義と研究指導を行なう。生物資源を有効に利活用できる技術の開発を可能にする専門技術者と優れた研究能力と広い視野をもち，問題を把握し，応用力を発揮して解決できる有能な研究者を養成する。
（応用生命科学専攻／博士前期課程）
　生命工学的手法による生物及び生体機能の開発・応用と，環境に配慮した新たな生物資源の創製に関する基礎ならびに応用研究の手法・技術を指導し，当該分野における研究能力，または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材を養成する。特に本課程では，生体分子科学，細胞生物科学，生体機能科学，分子生態科学の各分野に関わる講義と演習を行い，これらの専門分野の総合的学習による広い視野に立った学識を教授する。
（応用生命科学専攻／博士後期課程）
　生体分子科学分野では生体分子の動態と生物学的機能，細胞生物科学分野では細胞機能の解明及び遺伝子資源の継続的利用，生体機能科学分野では生体諸機能の発現と制御，分子生態科学分野では環境中における生物機能の解析，開発，利用に関する学識の教授と，研究を指導する。これにより各分野において自立して研究活動を行い，また高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力と豊かな学識を有する人材を養成する。
（生物環境科学専攻／博士前期課程）
　ストレス耐性科学，環境計画学，環境創造保全学，環境情報科学の 4 分野から構成される生物環境科学に関わる講義・演習を通して，専門分野の基礎・応用的手法・技術を習得させる。もって人類の環境との共生・保全に貢献することができるような研究能力，または高度な専門性を要する職業等に必要な能力を備えた有為な人材を養成する。
（生物環境科学専攻／博士後期課程）
　生物環境科学に関する基礎的能力，すなわち環境を構成する自然的側面と人為的側面との関係を分析する知識・手法に基づき，環境に関わる情報・解析科学，シミュレーション，計画学さらには環境倫理学を含む総合的で高度な研究へと発展させる。また，豊かな学識と優れた研究能力と専門技術を備えるのみならず，国内外の環境との共生のための環境政策に関わる提言能力をも有する人材を養成する。
（生物資源経済学専攻／博士前期課程）
　生物資源・食品経済学，食品流通・経営学，国際食料資源経済学，国際地域開発学の各分野から構成される生物資源経済学を学ぶことで，国内外における生物資源，特に生産・流通・消費に関する研究手法や理論を習得し，この分野の研究能力と専門技術を備えた農業，食品産業及び国際協力分野における優秀な人材を養成する。
（生物資源経済学専攻／博士後期課程）
　専門性に富みかつ高度な知識を学び，国内外における生物資源，特に生産・流通・消費に関する理論や実態を研究することで，この分野の優れた研究能力を持つ研究者や，高度な専門技術を備えた国際協力分野におけるリーダーとなりうる人材を養成する。

獣医学研究科

「獣医比較形態学」，「獣医比較機能学」，「獣医感染制御学」，「獣医疾病予防学」，「獣医病態制御学」，「獣医病態情報学」の 6 つの分野において，高度で専門的な知識，実践的な技術並びに理論感を有し，創造性豊かで国際的に貢献できる人材の養成を行なう。
（獣医学専攻／博士課程）

臨床系は，主として動物病院及び医科学を活用し，そこに保有する MRI，X 線 CT，放射線治療器など最先端の医療機器を用いて，高度の医療技術と知識を持った獣医療専門家を育成する。応用系は，動物医科学センターを主な教育研究の場として，感染症の診断・メカニズムの解明や疾病制御・予防に関する最新の知識の教授と高度な技術の習得によって，専門性を有した応用獣医学と臨床獣医学に貢献できる人材を育成する。基礎系においては生命科学に関する質の高い基礎研究の指導を通して能力の高い人材を養成する。

薬 学 研 究 科

ライフサイエンスを中心とした基礎科学の発展に伴って疾病の解明が進み，医療における診断，治療技術も著しく高度化している。また，老齢人口の増加など社会構造の変化により，医療に貢献できる薬学が一層求められている。このような多岐に亘る社会的要請に応え，薬学分野における高度な専門知識と技術を涵養し，独創的な研究活動を通じて国際的な競争力及び自立して研究を遂行し発展させる能力を修得させ，将来，医療の分野で指導的役割を果たす質の高い薬学研究者・薬剤師を養成することを目的とする。

（薬学専攻／博士課程）

医療に関連した臨床的な課題を対象とする研究領域を中心とした広範な専門的知識と技術を涵養し，自ら研究課題を解決できる能力及び高度な医療を担うための能力を修得させ，将来，指導的立場で活躍し，社会に貢献できる人材を養成する。

総合社会情報研究科（通信制）

科学技術の革新，社会制度の変革，知的パラダイムの転換等が急進展する状況下，現代社会の種々の活動領域で，高度な専門的かつ総合的な認識力・判断力をもってそれぞれの専門分野で指導的立場に立つ職業人の養成，及び既成の枠を超えて諸科学間の有機的な関連を獲得できる独創的な学問研究者の育成を目指す。IT の特性を最大限に生かして各人のグレードアップを図り，学際性と専門性との両立を可能にする教育を目的とする。

（国際情報専攻／博士前期課程）

国際化・グローバル化を特質とする現代において，国際情勢の帰趨と世界の中の日本のあり方に対する広い視野と鋭敏な感覚を持ち，経営・経済・政治・行政・国際関係・言論等の分野で指導的，先端的な役割を演ずる人材を育てる。企業経営，ファミリービジネス，国際経済・金融，国際マクロ経済等の領域と，国際協力，国際政治・関係等の領域を周到にカバーしながら，国際社会の現実的動態，国際社会と日本との連関等に関する学問的認識の獲得を教育の目的とする。

（文化情報専攻／博士前期課程）

多様な文化に対する適正な理解だけでなく，時代・地域・社会を超えて伝播し，変容を遂げる文化の可変的・動態的特質についても十分な理解に至るよう，近年の学際的・超域的文化研究の成果をもって教授する。21 世紀のさらなるグローバル化の時代にあって，修得した識見を国内外に発信し，あるいは教授することで，教育，メディア，翻訳，コミュニケーション等の様々な領域で社会への還元を果たし得る文化エキスパートの養成を教育の目的とする。

（人間科学専攻／博士前期課程）

政治・社会から教育・宗教にいたる諸領域において，現代社会の根本的なニーズに対応し人間存在の基本問題について十全の認識・洞察をもった問題解決型の人材を育成することがねらいである。哲学，教育学，心理学，医療・健康科学及びスポーツ科学の 5 つの領域・分野に亘って周到な注意を払うことによって，人間存在の現代的意義を理解しながら，各人の専門分野についての学問的認識を深化させることを教育の目的とする。

（総合社会情報専攻／博士後期課程） 　世界や社会の状況が大きな変貌を遂げ，また精神的，知的な枠組みが急激に転換しつつある中で，それぞれの専門領域において，総合性と専門性とを兼ね備えた高度な知見に立って主導的役割を演じる社会的職業人及び学問研究者の養成を目的とする。1 つの専攻を国際情報，文化情報及び人間科学の 3 つの「分野」に分け，高度な専門性を追求しながら，他分野の諸科学にも周到な注意を払い，専門性に見合う総合性の樹立を目指す。
法務研究科（法科大学院）
本研究科の目的は，法学の理論・知識をふまえた法律実務処理の基礎的能力のみならず，人間に対する深い洞察力，健全な社会常識を備えた法曹の育成にある。倫理観，正義感の涵養を通じて，市民から信頼され，また企業活動のコンプライアンス等に通じた法律実務家を養成するとともに，総合大学の総合力，多様性を活かし，医療・環境・知的財産等の専門分野への道を開くことを目指す。 （法務専攻（専門職学位課程）） 　理論と実務が密接に連携した双方向教育を展開し，法律基本科目の十分な理解，法律実務科目の習得の上に，多様な法的問題に柔軟に対応でき，法化社会の実現に資する専門性の高い法曹を養成する。

別表２の１

学部＼項目		◎入学金	授　業　料	実　験　実　習　料	施設設備資金	教育充実料
学部	法　学　部	260,000	810,000②		1～4年次 各190,000②	
学部	文理学部（文学系）	260,000	830,000②	哲学・英文 ・ドイツ文　10,000② 史学・国文　20,000② 中国語中国文化 ・社会・教育　25,000② 社会福祉　60,000② 体育　80,000② 心理　70,000②	1～4年次 各190,000② 社会福祉 1～4年次 各200,000② 体育・心理 1～4年次 各220,000② 地理 1～4年次 各240,000②	
学部	文理学部（文学系）	260,000	1,060,000②	地理　60,000②		
学部	文理学部（理学系）	260,000	1,100,000②	物理　110,000② 生命科・化　140,000② 数学　70,000② 情報科　80,000② 地球科　60,000②	1～4年次 各240,000②	
学部	経済学部	260,000	810,000②		1～4年次 各170,000②	
学部	商　学　部	260,000	810,000②		1～4年次 各170,000②	
学部	芸術学部	260,000	1,110,000②	写真　100,000② 音楽　120,000② 演劇　70,000②	1～4年次 各400,000②	
学部	芸術学部	260,000	1,140,000②	映画（監督・撮影録音コース）150,000② （演技コース）80,000② （映像表現理論コース）100,000② 放送　100,000②		
学部	芸術学部	260,000	1,100,000②	美術　120,000② デザイン　90,000②		
学部	芸術学部	260,000	1,040,000②	文芸　50,000②		
学部	国際関係学部	260,000	890,000②		1～4年次 各200,000②	
学部	危機管理学部	260,000	860,000②		1～4年次 各200,000②	
学部	スポーツ科学部	260,000	800,000②	100,000②	1～4年次 各300,000②	
学部	理工学部	260,000	1,150,000②	数学　60,000② 土木・交通システム・建築・海洋建築・まちづくり・機械・精密機械・航空宇宙・電気・電子・応用情報・物質応用化学・物理　100,000②	1～4年次 各220,000②	

(昼)	生産工学部	260,000	1,100,000②	1年 80,000② 2年 90,000② 3年 100,000② 4年 100,000②	1～4年次 各220,000②	
	工　学　部	260,000	1,100,000②	1年 80,000② 2～4年 100,000②	1～4年次 各220,000②	
	医　学　部	1,000,000	2,500,000②	1年 350,000 2～6年 各350,000②	1～6年次 各1,500,000②	1年次 1,000,000 2～6年次各 1,000,000②
	歯　学　部	600,000	3,500,000②		1～6年次 各1,200,000②	1年次 1,600,000② 2～3年次各 600,000②
	松戸歯学部	600,000	3,500,000②		1～6年次 各800,000②	1年次 2,000,000② 2年次 1,000,000②
	生物資源科学部 食品ビジネス 国際共生 国際地域開発	260,000	850,000②	100,000②	1～4年次 各170,000②	
	生物資源科学部 獣医	260,000	1,500,000②	300,000②	1～6年次 各350,000②	
	生物資源科学部 その他の学科	260,000	1,050,000②	150,000②	1～4年次 各200,000②	
	薬　学　部	400,000	1,400,000②		1～6年次 各650,000②	
学部(夜)	法　学　部	160,000	470,000②		1～4年次 各100,000②	

（備考）１　金額の単位は円

２　金額はすべて年額。ただし◎印は入学初年度のみ納入

３　○印の中の数字は分納回数

４　この表は，令和５年４月の入学者から適用する。

別表２の２

研究科（課程）＼項目		◎入学金	授　業　料	実　験　実　習　料	施設設備資金	教　育 充実料
大学院	法　学　研　究　科 （博士前期・後期）	200,000	580,000②		前期1～2年次 各150,000② 後期1～3年次	
	（政治学専攻前期1年コース）	200,000	850,000②		150,000②	
	新　聞　学　研　究　科 （博士前期・後期）	200,000	580,000②		150,000②	
	文　学　研　究　科 （博士前期・後期）	200,000	580,000②	教育学専攻　15,000② 心理学専攻　60,000②	前期1～2年次 各150,000② 後期1～3年次	
	総合基礎科学研究科 （博士前期・後期）	200,000	700,000②	80,000②	各300,000②	
	経　済　学　研　究　科 （博士前期・後期）	200,000	730,000②		前期1～2年次 各170,000② 後期1～3年次	
	商　学　研　究　科 （博士前期・後期）	200,000	580,000②		前期1～2年次 各150,000② 後期1～3年次	
	芸　術　学　研　究　科 （博士前期）	200,000	文芸 600,000② 映像 680,000② 造形 710,000② 音楽 710,000② 舞台 680,000②	文芸学専攻　40,000② 映像芸術専攻　100,000② 造形芸術専攻　90,000② 音楽芸術専攻　110,000② 舞台芸術専攻　70,000②	1～2年次 各200,000②	
	（博士後期）	200,000	700,000②		1～3年次 各200,000②	
	国　際　関　係　研　究　科 （博士前期・後期）	200,000	博士前期 750,000② 博士後期 700,000②		前期1～2年次 各200,000② 後期1～3年次	
	（前期1年コース）	200,000	1,100,000②		200,000②	
	危機管理学研究科 （博士前期・後期）	200,000	580,000②		前期1～2年次 各150,000② 後期1～3年次	
	スポーツ科学研究科 （博士前期・後期）	200,000	580,000②	15,000②	前期1～2年次 各150,000② 後期1～3年次	
	理　工　学　研　究　科 （博士前期・後期）	200,000	博士前期 750,000② 博士後期 630,000②	数学専攻　40,000② その他の専攻　80,000②	前期1～2年次 各300,000② 後期1～3年次	
	地　理　学　専　攻 （博士前期・後期）	200,000	620,000②	50,000②	前期1～2年次 各200,000② 後期1～3年次	
	生　産　工　学　研　究　科 （博士前期・後期）	200,000	博士前期 700,000② 博士後期 630,000②	80,000②	前期1～2年次 各300,000② 後期1～3年次	

	工学研究科 （博士前期・後期）	200,000	博士前期 700,000② 博士後期 630,000②	80,000②	前期1～2年次 各300,000② 後期1～3年次	
	医学研究科 （博士）	200,000	700,000②		◎500,000	
	歯学研究科 （博士）	200,000	800,000②		◎400,000	
	松戸歯学研究科 （博士）	200,000	700,000②		◎500,000	
	生物資源科学研究科 （博士前期・後期）	200,000	800,000②		前期1～2年次 各200,000② 後期1～3年次	
	生物資源経済学専攻	200,000	700,000②		前期1～2年次 各100,000② 後期1～3年次	
	獣医学研究科 （博士）	200,000	850,000②		1～4年次 各200,000②	
	薬学研究科 （博士）	200,000	600,000②		◎500,000	
	総合社会情報研究科 （博士前期）	200,000	645,000②		1～2年次 各150,000②	
	（博士後期）	200,000	600,000②		1～3年次 各150,000②	
	法務研究科 （専門職学位）	250,000	980,000②		1～3年次 各100,000②	

（備考）１　金額の単位は円

２　金額はすべて年額。ただし◎印は入学初年度のみ納入

３　○印の中の数字は分納回数

４　この表は，令和７年４月の入学者から適用する。

別表３

証明手数料

種　　類	摘　　要	金　額（円）	備　　考
在　学　証　明　書	1通につき	100	
成　績　証　明　書	〃	200	
卒　業　証　明　書	〃	200	
卒　業　見　込　証　明　書	〃	100	
身　上　証　明　書	〃	100	
人　物　調　査　書	〃	100	
健　康　診　断　書	〃	100	
英文証明書（オリジナル）	〃	600	
英文証明書（コ　ピ　ー）	〃	200	
教員免許状取得見込証明書	〃	100	
教　職　単　位　証　明　書	〃	100	